

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成22年7月1日

【発行者名】 ブラックロック・ジャパン株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役 有田 浩之

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目8番3号

【事務連絡者氏名】 加藤 淳一郎

【電話番号】 03-6703-4935

**【届出の対象とした募集内国投資信託
受益証券に係るファンドの名称】** ブラックロック拡大欧州株式ファンド

**【届出の対象とした募集内国投資信託
受益証券の金額】** 5,000億円を上限とします。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

(注) 本書において文中および表中の数字は四捨五入された数値として表示されている場合があり、従って合計として表示された数字はかかる数値の総和と必ずしも一致するとは限りません。

第一部 【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

ブラックロック拡大欧州株式ファンド

(以下「当ファンド」または「ファンド」といいます。)

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。

当初元本は、1口当たり1円です。

当ファンドは、格付は取得していません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託会社であるブラックロック・ジャパン株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3) 【発行（売出）価額の総額】

5,000億円を上限とします。

(4) 【発行（売出）価格】

購入受付日の翌営業日の基準価額とします。

基準価額につきましては、販売会社または下記にお問い合わせください。

ブラックロック・ジャパン株式会社

コールセンター : 電話番号 03-6703-4300 (受付時間 営業日の9:00~17:00)

ホームページアドレス : <http://www.blackrock.co.jp>

(5) 【申込手数料】

購入時の申込手数料(以下「購入時手数料」といいます。)は、購入受付日の翌営業日の基準価額の3.15%(税抜3.00%)を上限として、販売会社が独自に定めることができます。詳細は、販売会社にお問い合わせください。

(販売会社につきましては、「(8)申込取扱場所」に記載の照会先までお問い合わせください。)

なお、購入時手数料には消費税に相当する金額および地方消費税に相当する金額(以下「消費税等相当額」といいます。)が含まれています。(以下同じ。)

分配金の受取方法により、収益の分配時に分配金を受け取る「一般コース」と、分配金が税引き後、無手数料で再投資される「累積投資コース」の2つの申込方法があります。「累積投資コース」の場合、分配金の再投資は無手数料とします。

(6)【申込単位】

分配金の受取方法により、収益の分配時に分配金を受け取る「一般コース」と、分配金が税引き後、無手数料で再投資される「累積投資コース」の2つの申込方法があります。

取扱いを行うコースおよび購入の申込単位(以下「購入単位」といいます。)は、各販売会社により異なります。詳細は販売会社にお問い合わせください。

(7)【申込期間】

平成22年7月2日から平成22年12月24日まで

申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8)【申込取扱場所】

ファンドの購入取扱場所(以下「販売会社」といいます。)については下記にお問い合わせください。

ブラックロック・ジャパン株式会社

コールセンター : 電話番号 03-6703-4300 (受付時間 営業日の9:00~17:00)

ホームページアドレス : <http://www.blackrock.co.jp>

(9)【払込期日】

受益権の投資者は、販売会社が定める日までに、購入代金(発行価格に購入口数を乗じた金額に、購入時手数料(消費税等相当額を含みます。))を加算した金額をいいます。)を販売会社に支払うものとします。

振替受益権に係る各購入受付日の発行価額の総額は、販売会社によって追加信託が行われる日に委託会社の口座を経由して受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10)【払込取扱場所】

上記「(8)申込取扱場所」でお払込みください。

(11)【振替機関に関する事項】

振替機関は、株式会社証券保管振替機構です。

(12)【その他】

購入代金の利息

購入代金には利息をつけません。

日本以外の地域における発行

行いません。

購入不可日

ルクセンブルグ証券取引所の休場日、ルクセンブルグの銀行の休業日、12月24日、その他投資対象ファンドの受付不可日のいずれかに該当する場合は、販売会社の営業日であっても購入は受け付けません。

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

(参考)

投資信託振替制度とは、

- ・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。
- ・ファンドの設定、換金、償還等がコンピュータシステム上の帳簿(「振替口座簿」といいます。)への記載
- ・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

第二部 【ファンド情報】

第1 【ファンドの状況】

1 【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

ブラックロック拡大欧州株式ファンド(以下「当ファンド」または「ファンド」といいます。)は、信託財産の中長期的な成長を目標に運用を行うことを基本とします。

当ファンドは、追加型証券投資信託であり、追加型投信 / 海外 / 株式に属しています。下記は、社団法人投資信託協会の「商品分類に関する指針」に基づき当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。

< 商品分類表 >

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信 追加型投信	国内 海外 内外	株式 債券 不動産投信 その他資産（ ） 資産複合

< 属性区分表 >

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル	ファミリーファンド	あり
一般	年2回	日本		()
大型株	年4回	北米	ファンド・オブ・ファンズ	なし
中小型株	年6回	欧州		
債券	(隔月)	アジア		
一般	年12回	オセアニア		
公債	(毎月)	中南米		
社債	日々	アフリカ		
その他債券	その他	中近東		
クレジット属性		(中東)		
不動産投信		エマージング		
その他資産				
(投資信託証券(株式))				
資産複合				
資産配分固定型				
資産配分変更型				

< 各分類および区分の定義 >

．商品分類

単位型投信・追加型投信の区分	追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
投資対象地域による区分	海外	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
投資対象資産による区分	株式	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。

．属性区分

投資対象資産による属性区分	その他資産（投資信託証券（株式））	目論見書または投資信託約款において、主として投資信託証券に投資する旨の記載があるものをいう。ただし、当ファンドは、投資信託証券を通じて主として株式に投資する。
決算頻度による属性区分	年2回	目論見書または投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
投資対象地域による属性区分	欧州、エマージング	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域、エマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
投資形態による属性区分	ファンド・オブ・ファンズ	「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。
為替ヘッジによる属性区分	為替ヘッジなし	目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

上記は、社団法人投資信託協会の定義を基に委託会社が作成したものを含みます。なお、上記以外の商品分類・属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご覧ください。

信託金の限度額は、5,000億円とします。委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

ファンドの特色

1. 新興ヨーロッパ諸国等の株式に投資します。

主として、新興ヨーロッパ諸国、地中海沿岸諸国および近隣諸国(以下「新興ヨーロッパ諸国等」といいます。)の株式(同地域において重要な事業展開を行っていると考えられる同地域以外の企業の株式を含みます。)を主要な投資対象とするブラックロック・グループの運用会社が運用する投資信託証券に投資し、信託財産の中長期的な成長を目標に運用を行います。

投資対象とする新興ヨーロッパ諸国、地中海沿岸諸国および近隣諸国は以下の通りです。

ロシア、トルコ、チェコ、ハンガリー、ポーランド、カザフスタン、ウクライナ、エストニア、ラトビア、リトアニア、ベラルーシ、トルクメニスタン、クロアチア、スロベニア、スロバキア、セルビア、ルーマニア、ブルガリア、キプロス、グルジア、アゼルバイジャン、アルメニア、ウズベキスタン、キルギス、タジキスタン、アルバニア、マケドニア、イスラエル、モロッコ、チュニジア、アルジェリア、エジプト、レバノン

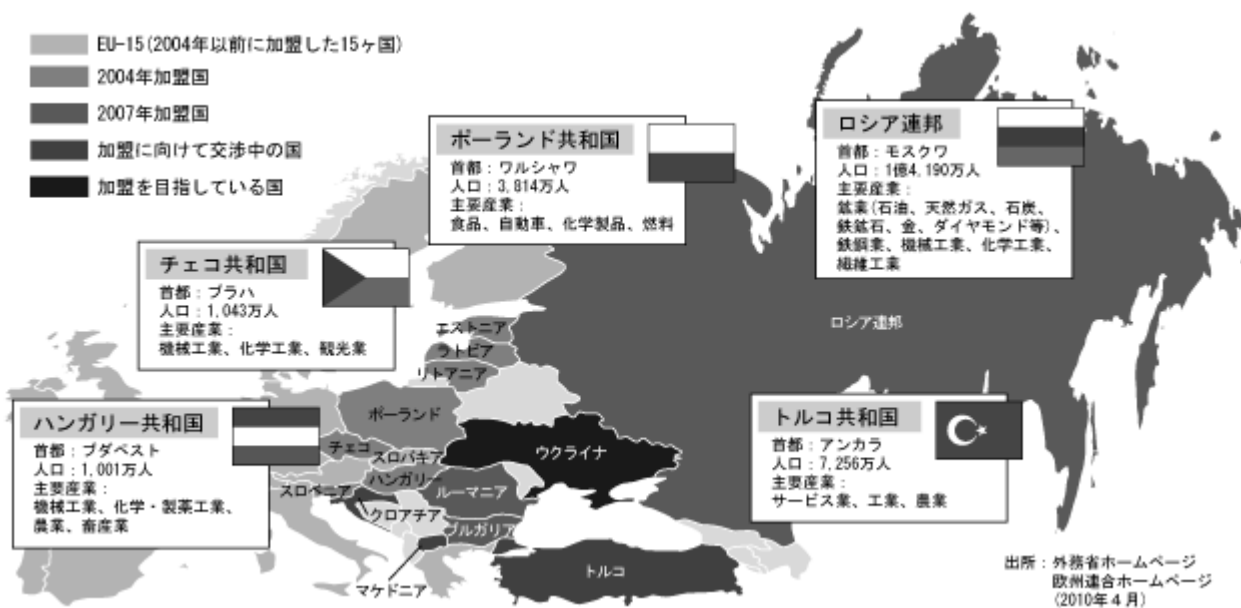
投資対象国・地域は、今後変更になる可能性があります。

また、上記は投資対象国・地域であり、全ての国の株式に投資を行うことを示すものではありません。

新興ヨーロッパ諸国等の魅力

拡大するEU(欧州連合)経済圏

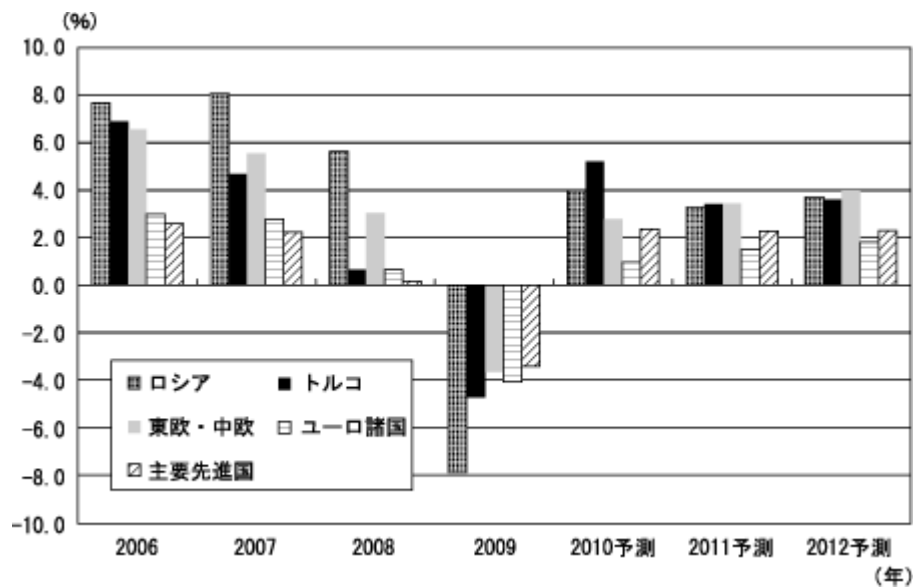
新加盟国はEU加盟をきっかけに、西欧諸国との経済的結びつきがより強まり、更なる経済発展が期待されます。また、2005年にはトルコが加盟交渉を開始しました。EU経済圏は今後さらに大きく拡大していくことが予想されます。



期待される高成長

新興ヨーロッパ諸国等は、先進国と比較してより経済成長が期待できる地域であり、魅力的な投資対象地域であると考えます。

新興ヨーロッパ諸国等のGDP*実質成長率の推移



* GDP：国内総生産（Gross Domestic Product）の略で、GDP成長率は、国内経済成長率を示す一般的な数字です

出所：IMF 2010年4月現在

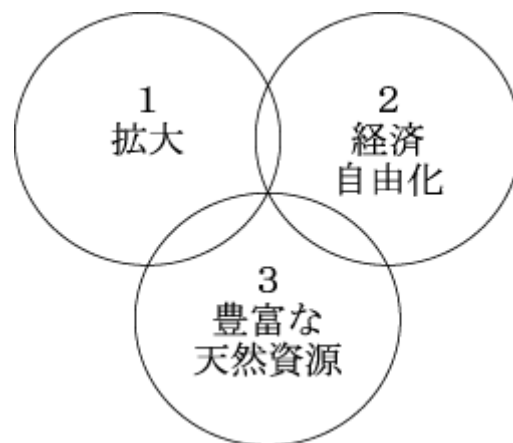
東欧・中欧：アルバニア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ブルガリア、クロアチア、エストニア、ハンガリー、ラトビア、リトアニア、モンテネグロ、ポーランド、ルーマニア、マケドニア旧ユーゴスラビア、セルビア、トルコ

ユーロ諸国：オーストリア、ベルギー、キプロス、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、アイルランド、イタリア、ルクセンブルグ、マルタ、オランダ、ポルトガル、スロバキア、スペイン、スロベニア

主要先進国：米国、英国、ドイツ、カナダ、フランス、イタリア、日本

上記の内容は過去のものであり、今後のGDP実質成長率を保証するものではありません。

新興ヨーロッパ諸国等の投資テーマ



拡大

EU加盟をきっかけに、西欧諸国との経済的結びつきがより強まり、更なる経済発展が期待されます。EU経済圏は今後さらに大きく拡大していくことが予想されます。

経済自由化

社会主義時代に構築された経済発展の基盤となる社会インフラを備えています。更に、教育水準が相対的に高く、低水準の賃金で質の高い労働力が経済発展を牽引していくと考えます。

豊富な天然資源

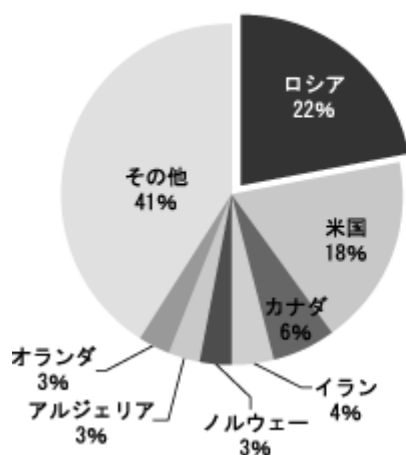
ロシアは、天然ガス、石炭、石油などの様々な天然資源に恵まれた資源国です。世界人口の増加と中国、インドなどの新興国の発展により、今後もエネルギー需要の増加が予想され、ロシア経済もその恩恵を受け、成長が期待されます。

資源国ロシアの魅力

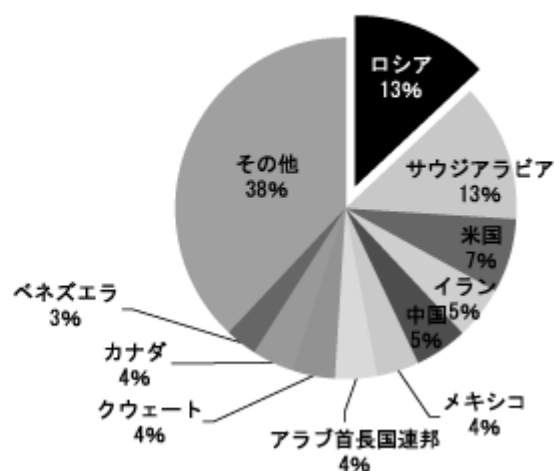
ロシアは、天然ガス、石炭、石油などの様々な天然資源に恵まれた資源国です。中国、インドなどの新興国の発展により、今後も長期的にエネルギー需要の増加が予想され、ロシア経済もその恩恵を受け、成長が期待されます。

天然資源の生産量シェア

<天然ガス>



<原油>



出所：E I A 天然ガスの生産量は2007年予測、原油の生産量は2008年予測。

比率は四捨五入の関係で100にならない場合があります。

2. ファンド・オブ・ファンズ形式で運用します。

当ファンドは「BGF エマージング・ヨーロッパ・ファンド^{*1}」と「BGF ユーロ・ショート・デュレーション・ボンド・ファンド^{*2}」に投資します。

*1 正式名称は、「ブラックロック・グローバル・ファンズ(ルクセンブルグ籍証券投資法人) エマージング・ヨーロッパ・ファンド クラス」投資証券です。(以下「BGF エマージング・ヨーロッパ・ファンド」といいます。)

*2 正式名称は、「ブラックロック・グローバル・ファンズ(ルクセンブルグ籍証券投資法人) ユーロ・ショート・デュレーション・ボンド・ファンド クラスA投資証券」です。(以下「BGF ユーロ・ショート・デュレーション・ボンド・ファンド」といいます。)

各投資信託証券への投資比率は、原則として、市況動向および各投資信託証券の収益性等を勘案して委託会社が決定します。通常、B G F エマージング・ヨーロッパ・ファンド(ファンド・オブ・ファンズにのみ取得される投資信託証券)の投資比率を高位に保ちます。

投資対象ファンドは、委託会社の判断により、適宜見直しを行うことがあります。

3．外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

(2) 【ファンドの沿革】

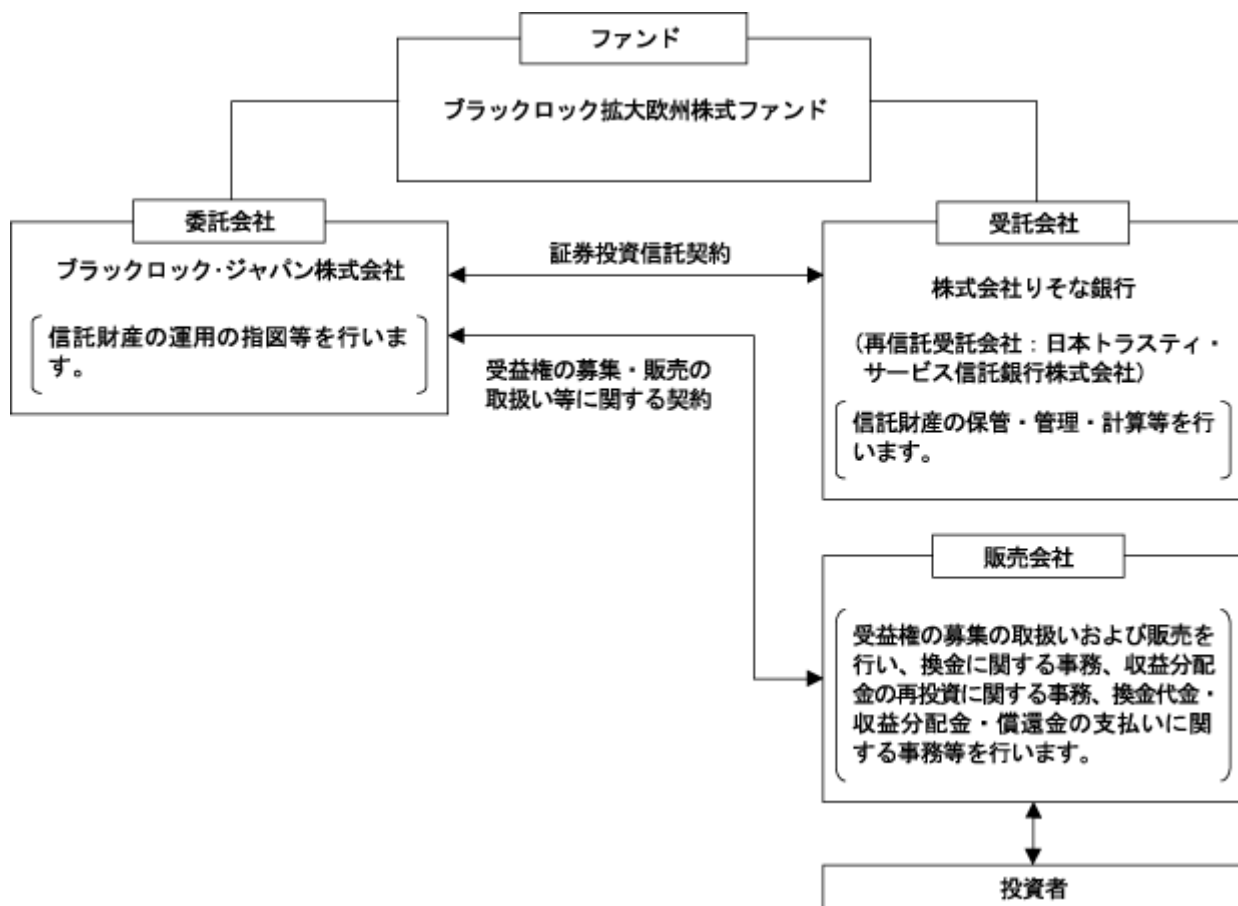
平成18年4月20日 信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始

平成18年10月1日 ファンド名称を「メリルリンチ拡大欧州株式ファンド」から「ブラックロック拡大欧州株式ファンド」に変更

平成19年1月4日 投資信託振替制度への移行

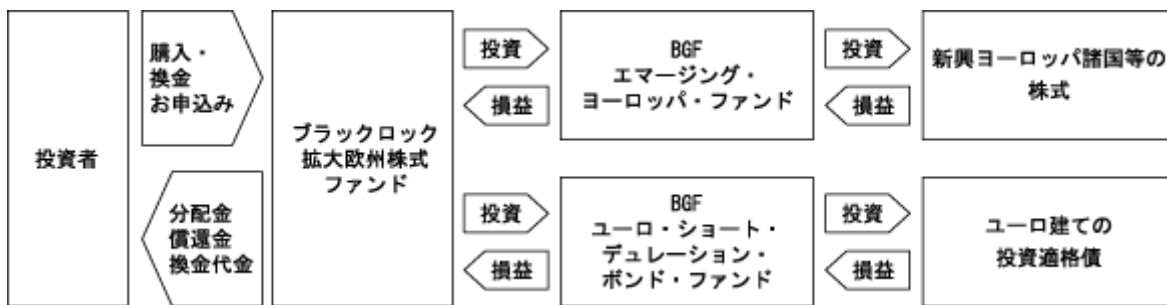
平成21年12月2日 ファンドの委託会社としての業務をブラックロック・ジャパン株式会社からパークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社（新社名：ブラックロック・ジャパン株式会社）に承継

(3) 【ファンドの仕組み】



<ファンド・オブ・ファンズの仕組み>

当ファンドは、投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズです。



<契約等の概要>

a. 「証券投資信託契約」

ファンドの設定・運営に関する事項、信託財産の運用・管理に関する事項、委託会社および受託会社の業務に関する事項、投資者に関する事項等について規定しています。

b. 「受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」

販売会社に委託する受益権の募集販売の取扱い、換金事務、投資者に対する収益分配金および換金代金の支払い、その他これらの業務に付随する業務等について規定しています。

<委託会社の概況>

平成22年4月末現在の委託会社の概況は、以下の通りです。

a. 資本金 485百万円

b. 沿革

1985年1月	メリルリンチ投資顧問株式会社 (後のメリルリンチ・インベストメント・マネジャーズ株式会社)設立 1987年3月 証券投資顧問業者として登録 1987年6月 投資一任業務認可を取得 1997年12月 投資信託委託業務免許を取得
1988年3月	パークレイズ・デズート・ウェッド投資顧問株式会社 (後のパークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社)設立 1988年6月 証券投資顧問業者として登録 1989年1月 投資一任業務認可を取得 1998年3月 投資信託委託業務免許を取得
1999年4月	野村ブラックロック・アセット・マネジメント株式会社 (後のブラックロック・ジャパン株式会社)設立 1999年6月 証券投資顧問業者として登録 1999年8月 投資一任業務認可を取得
2006年10月	メリルリンチ・インベストメント・マネジャーズ株式会社を存続会社として、 ブラックロック・ジャパン株式会社と合併 新会社商号:「ブラックロック・ジャパン株式会社」
2009年12月	パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社を存続会社として、 ブラックロック・ジャパン株式会社と合併 新会社商号:「ブラックロック・ジャパン株式会社」

c. 大株主の状況

株主名	住所	所有株式数	所有比率
ブラックロック・ジャパン・ ホールディングス合同会社	東京都千代田区丸の内一丁目7番12 号 サピアタワー	9,238株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

主として、新興ヨーロッパ諸国等の株式(同地域において重要な事業展開を行っていると考えられる同地域以外の企業の株式を含みます。)を主要な投資対象とし、ブラックロック・グループの運用会社が運用する投資信託証券に投資します。副次的な投資対象として、海外の短期債券等に投資する投資信託証券にも投資を行います。投資対象とする投資信託証券は別に定めるものとします。

各投資信託証券への投資比率は、原則として、市況動向および各投資信託証券の収益性等を勘案して委託会社が決定します。通常、新興ヨーロッパ諸国等の株式を主要な投資対象とする投資信託証券への投資比率を高位に保ちます。

別に定める投資信託証券は、委託会社の判断により、変更することがあります。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、～のような運用ができない場合もあります。

投資対象ファンドの選定にあたっては、上記の投資方針の他、当ファンドの運営上の効率性等を勘案します。

(2)【投資対象】

a．投資対象とする資産の種類(約款第21条)

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託および投資法人に関する法律(以下「投信法」といいます。)第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)とします。

(a) 有価証券

(b) 金銭債権

(c) 約束手形(手形割引市場において売買される手形に限ります。)

b．投資対象とする有価証券(約款第22条第1項)

委託会社は、信託金を、主として別に定める投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)および投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

- (a) 国債証券
- (b) 地方債証券
- (c) 特別の法律により法人の発行する債券および社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債券を除きます。)
- (d) 短期社債等(株式、社債等の振替に関する法律第66条第1号に規定する短期社債、保険業法第61条の10第1項に規定する短期社債、資産の流動化に関する法律第2条第8項に規定する特定短期社債、商工組合中央金庫法第33条ノ2に規定する短期商工債、信用金庫法第54条の4第1項に規定する短期債および農林中央金庫法第62条の2第1項に規定する短期農林債をいいます。)
- (e) コマーシャル・ペーパー
- (f) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- (g) 外国法人が発行する譲渡性預金証書

なお、(a)から(d)の証券および(f)の証券および証書のうち(a)から(d)の性質を有するものを以下「公社債」といい、公社債((d)、(f)の証券および証書のうち(d)の性質を有するものを除く)にかかる運用の指図は買い現先取引(売戻し条件付の買い入れ)および債券貸借取引(現金担保付き債券借入れ)に限り行うことができるものとし、

c. 投資対象とする金融商品(約款第22条第2項)

この信託の設定、換金、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用の指図をすることができます。

- (a) 預金
- (b) 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- (c) コール・ローン
- (d) 手形割引市場において売買される手形
- (e) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- (f) 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

投資対象ファンドの概要

投資方針における「別に定める投資信託証券」の概要は以下の通りです。

(a) B G F エマージング・ヨーロッパ・ファンド

形態	ルクセンブルグ籍(オープン・エンド型)会社型外国投資証券(ユーロ建て)
投資目的および投資態度	純資産総額の70%以上を新興ヨーロッパ諸国および地中海沿岸諸国の株式(同地域において重要な事業展開を行っていると考えられる同地域以外の企業の株式を含みます。)に投資し、トータル・リターンを最大化することを目指します。
設定日	1995年12月29日
存続期間	無期限
主な投資対象	新興ヨーロッパ諸国および地中海沿岸諸国の株式(同地域において重要な事業展開を行っていると考えられる同地域以外の企業の株式を含みます。)を主要投資対象とします。
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同一発行体の譲渡性のある証券への投資は、原則としてファンドの純資産総額の10%以下とします。 ・ 純資産総額の5%を超えて投資しているすべての発行体について、ファンドが保有する譲渡性のある証券の総額は純資産総額の40%を超えないものとします。
管理報酬	ありません。(注)
その他費用	保管報酬および事務の処理に要する諸費用がファンドから差し引かれます。
決算日	年1回(原則として8月末日)に決算を行います。
収益分配方針	原則として、分配を行いません。
申込手数料	ありません。
管理会社	ブラックロック(ルクセンブルグ)エス・エー
投資顧問会社	ブラックロック・インベストメント・マネジメント(UK)リミテッド
保管会社	ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン(インターナショナル)リミテッド

(注) 投資対象ファンドにかかる報酬相当額は、委託会社の信託報酬より支払われます。

(b) B G F ユーロ・ショート・デュレーション・ボンド・ファンド

形態	ルクセンブルグ籍(オープン・エンド型)会社型外国投資証券(ユーロ建て)
投資目的および投資態度	純資産総額の80%以上を投資適格債に投資し、トータル・リターンを最大化することを目指します。純資産総額の70%以上をデュレーションが5年未満のユーロ建て投資適格債に投資し、ファンドの平均デュレーションは3年程度とします。通貨エクスポージャーについては柔軟に運用します。
設定日	1999年1月4日
存続期間	無期限
主な投資対象	主としてユーロ建ての投資適格債を主要投資対象とします。
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同一発行体の譲渡性のある証券への投資は、原則としてファンドの純資産総額の10%以下とします。 ・ 純資産総額の5%を超えて投資しているすべての発行体について、ファンドが保有する譲渡性のある証券の総額は純資産総額の40%を超えないものとします。
管理報酬	投資運用会社と委託会社間の契約により、免除されます。(注)
その他費用	保管報酬および事務の処理に要する諸費用がファンドから差し引かれます。
決算日	年1回(原則として8月末日)に決算を行います。
収益分配方針	原則として、分配を行いません。
申込手数料	投資運用会社と委託会社間の契約により、免除されます。
管理会社	ブラックロック(ルクセンブルグ)エス・エー
投資顧問会社	ブラックロック・インベストメント・マネジメント(UK)リミテッド
保管会社	ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン(インターナショナル)リミテッド

(注) 投資対象ファンドにかかる報酬相当額は、委託会社の信託報酬より支払われます。

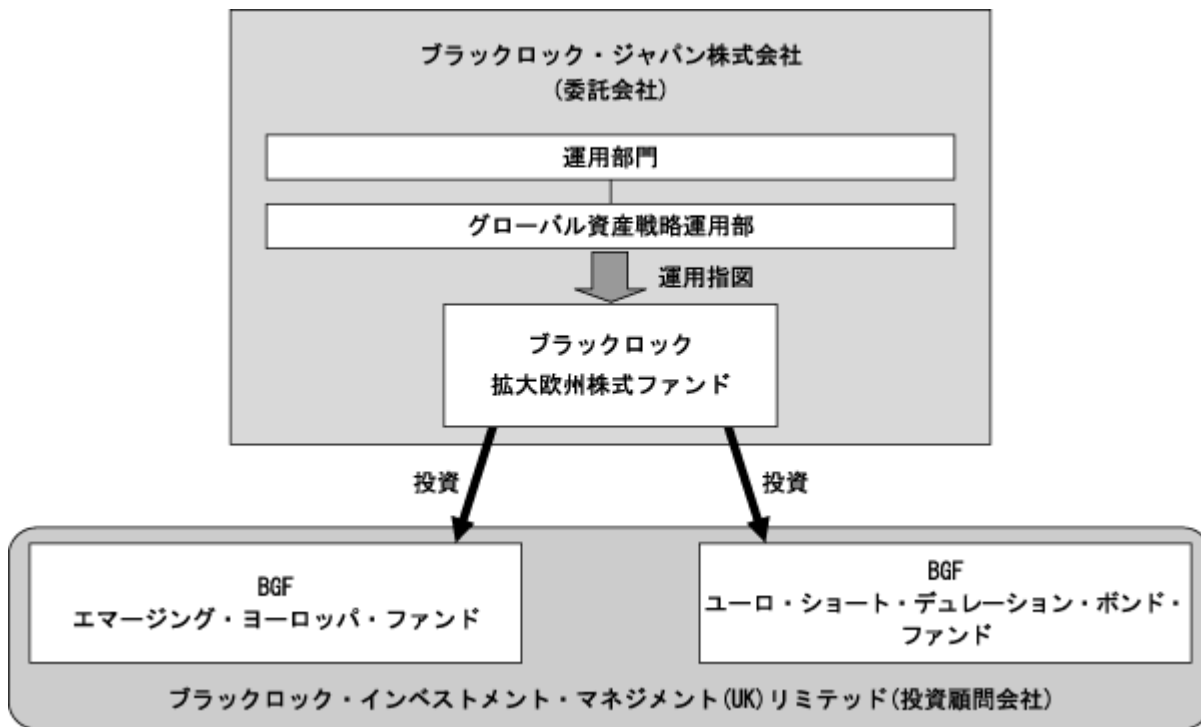
(3) 【運用体制】

ファンドの運用・管理の各業務の役割分担を社内規定により定めております。

ファンドの運用については委託会社の運用部門が統括しています。

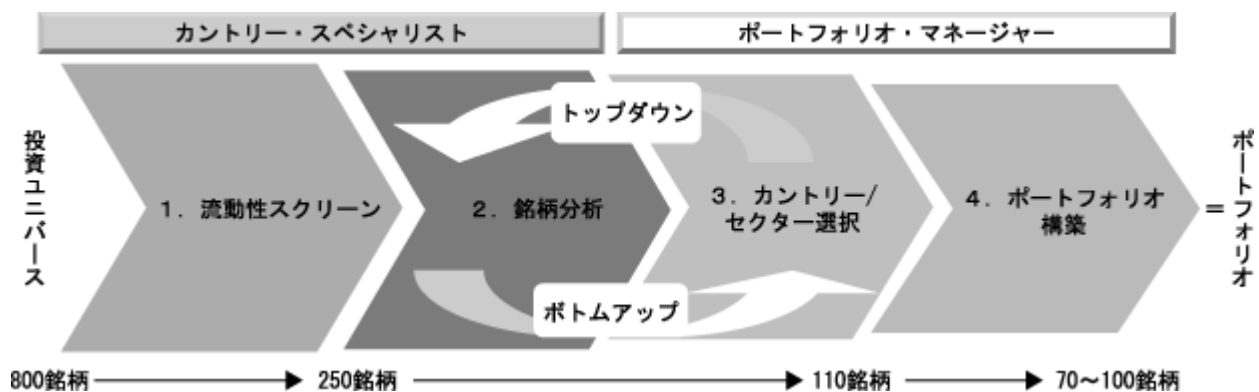
社内には内部監査を担当する部門、ファンドの運用状況やリスク状況等をモニターし関連部署にフィードバックする部門、或いは投資委員会等開催により、各ファンドの投資方針等に従って運用が行われているか確認する組織、機能が確立しています。

当ファンドの運用は、グローバル資産戦略運用部（当ファンド担当：4名程度）が担当いたします。



運用体制は、変更となる場合があります。

<参考：主要投資対象ファンドの運用プロセス>



主要投資対象ファンドの運用プロセスは、変更となる場合があります。

ブラックロック・グループ

ブラックロック・グループは、運用資産残高約3.36兆ドル^{*}(約314兆円)を持つ世界最大級の独立系資産運用グループであり、当社はその日本法人です。

当グループは、世界各国の機関投資家および個人投資家のため、株式、債券、キャッシュ・マネジメントおよびオルタナティブ商品といった様々な資産クラスの運用を行っております。また、機関投資家向けに、リスク管理、投資システム・アウトソーシングおよびファイナンシャル・アドバイザー・サービスの提供を行っております。

* 2010年3月末現在。(円換算レートは1ドル=93.44円を使用)

(4)【分配方針】

収益分配方針

年2回の毎決算時(4月1日および10月1日、休業日の場合は翌営業日。)に、原則として以下の方針に基づき、分配を行います。

a. 分配対象額の範囲

分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益および売買損益(繰越欠損補填後、評価損益を含みます。)等の全額とします。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

b. 分配対象収益についての分配方針

分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。

c. 留保益の運用方針

留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

収益の分配

a. 信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理するものとします。

(a) 利子、配当金およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額(「配当等収益」といいます。)は、諸経費、諸費用(消費税に相当する金額および地方消費税に相当する金額(以下「消費税相当額」といいます。))を含みます。以下同じ。)、信託報酬(消費税等相当額を含みます。以下同じ。))を控除した後、その残額を投資者に分配することができます。なお、次期以降の分配金に充てるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

(b) 売買損益に評価損益を加算した利益金額(「売買益」といいます。)は、諸経費、諸費用および信託報酬を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、投資者に分配することができます。なお、次期以降の分配に充てるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

b. 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越すものとします。

収益分配金の支払い

a. 支払時期と支払場所

(a) 一般コースの場合

毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として5営業日以内)に、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている投資者にお支払いを開始します。収益分配金は販売会社の営業所等においてお支払いします。

(b) 累積投資コースの場合

受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に支払われます。累積投資契約^{*}に基づき、販売会社は投資者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売り付けを行います。当該購入により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

* 当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

b. 時効

投資者が、a.(a)に規定する支払開始日から5年間支払い請求を行わない場合はその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(5)【投資制限】

以下は、当ファンドの約款で定める投資制限です。

a. 投資信託証券および短期金融商品(短期運用の有価証券を含みます。)以外への直接投資は行いません。(運用の基本方針 2. 運用方法 (3)投資制限)

b. 投資信託証券への投資制限(運用の基本方針 2. 運用方法 (3)投資制限)
投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

c. 外貨建資産への投資制限(運用の基本方針 2. 運用方法 (3)投資制限)
外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

d. 同一銘柄の投資信託証券への投資制限(運用の基本方針 2. 運用方法 (3)投資制限)
約款および定款等においてファンド・オブ・ファンズにのみ取得される(販売会社および運用会社が一時取得する場合を含みます。)投資信託証券であることが記載されていない同一銘柄の投資信託証券への投資割合は信託財産の純資産総額の50%以内とします。

e．受託会社の自己または利害関係人等との取引(約款第23条)

(a) 受託会社は、投資者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託および投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託会社の指図により、受託会社および受託会社の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下同じ。)、信託業務の委託先およびその利害関係人または受託会社における他の信託財産との間で、投資信託約款に定める資産への投資を、信託業法、投資信託および投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない限り行うことができます。

(b) (a)の取扱いは、「公社債の借入れ」、「外国為替予約の指図および範囲」、「有価証券売却等の指図」、「再投資の指図」および「資金の借入れ」における委託会社の指図による取引についても同様とします。

f．特別な場合の外貨建有価証券への投資制限(約款第25条)

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により、特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

g．公社債の借入れ(約款第26条)

(a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認められた時は、担保の提供の指図を行うものとします。

(b) (a)の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(c) 信託財産の換金等の事由により、(b)の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

(d) (a)の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

h．外国為替予約の指図および範囲(約款第27条)

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産について当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

i．資金の借入れ(約款第34条)

(a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、換金に伴う支払資金の手当て(換金に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

(b) 換金に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、投資者への換金代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または投資者への換金代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは投資者への換金代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却または換金代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。

ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

(c) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(d) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

3【投資リスク】

(1) 投資リスク

ファンドの基準価額は、組入れられている有価証券の値動きの他、為替変動による影響を受けます。これらの信託財産の運用によりに生じた損益はすべて投資者の皆様へ帰属します。したがって、当ファンドは元金および元金からの収益の確保が保証されているものではなく、投資者は損失を被ることがあります。当ファンドにかかる主なリスクは以下の通りです。

基準価額の変動要因(当ファンドの投資内容がもたらすリスク)

a．株価変動のリスク

当ファンドの投資対象ファンドは、新興ヨーロッパ諸国、地中海沿岸諸国および近隣諸国の株式(同地域において重要な事業展開を行っていると考えられる同地域以外の企業の株式を含みます。)を主要投資対象とします。したがって、新興ヨーロッパ諸国等の経済および市場動向または組入株式の発行会社の財務状況に応じて、組入株式の株価および配当金の変動し、当ファンドの運用成果に影響を与えます。

b．為替変動リスク

当ファンドは、外貨建ての投資信託証券を投資対象とします。当該投資信託証券に対して為替ヘッジを行いません。また、当ファンドの投資対象ファンドは、外貨建資産に投資を行います。したがって、為替レートの変動が当ファンドの運用成果に影響を与えます。

c．カンントリー・リスク

当ファンドの投資対象ファンドは、主としてエマージング（新興）市場の発行体が発行する株式に投資します。エマージング諸国の経済は、先進諸国に比べて不安定であり、その株式市場を取り巻く社会的・経済的環境はより不透明な場合が多く、エマージング諸国の政府は自国経済を規制または監督する上で大きな影響力を行使することがあります。したがって、主として先進国市場に投資する場合に比べて、投資先の国の政治・経済事情、通貨・資本規制等の要因により、より大幅に株価が変動することが考えられ、それに伴い当ファンドの基準価額が大幅に変動することがあります。

d．債券投資のリスク

当ファンドの投資対象ファンドは、債券に投資します。債券の価格は、政治、経済、社会情勢等の影響により金利が上昇すれば下落し、金利が低下すれば上昇します。したがって、金利の変動が当ファンドの運用成果に影響を与えます。また、投資した債券の発行体の財務状況により、債務不履行が生じることがあります。債務不履行が生じた場合には、債券価格が下落する等、当ファンドの運用成果に影響を与えます。

e . デリバティブ取引のリスク

当ファンドの投資対象ファンドは、先物・オプション取引などのデリバティブ取引を用いることができます。このような投資手法は運用の効率を高めるため、および証券価格、市場金利、為替等の変動による影響から投資対象ファンドを守るために用いられます。デリバティブ取引を用いた結果、コストとリスクが伴い、当ファンドの運用成果に影響を与えます。また、デリバティブ取引は必ず用いられるわけではなく、また用いられたとしても本来の目的を達成できる保証はありません。

ファンド運営上のリスク

a . 購入および換金の受付の中止・取消

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の購入の受付および換金の受付を中止する場合があります。また、この場合、既に受付けた受益権の購入の受付および換金の受付についても取り消す場合があります。

b . ファンドの繰上償還

当ファンドは換金により受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合、または投資者のため有利と認められる場合、その他やむを得ない事情が発生したとき等は、ファンドを償還させる場合があります。

c . 法令・税制・会計等の変更

法令・税制・会計方法等は今後変更される可能性があります。

(2) リスクの管理体制

委託会社ではリスク管理を重視しており、独自開発のシステムを用いてリスク管理を行っております。具体的には、運用担当部門とは異なる部門においてファンドの投資リスクの計測・分析、投資制限のモニタリングなどを行うことにより、ファンドの投資リスクが運用方針に合致していることを確認し、その結果を運用担当部門にフィードバックするほか、社内関係者で共有しております。また、委託会社の業務に関するリスクについて社内規定を定めて管理を行っております。

リスクの管理体制は、変更となる場合があります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

購入時の申込手数料(以下「購入時手数料」といいます。)は、購入受付日の翌営業日の基準価額の3.15%(税抜3.00%)を上限として、販売会社が独自に定めることができます。詳細は、販売会社にお問い合わせください。

販売会社につきましては、下記にお問い合わせください。

ブラックロック・ジャパン株式会社

コールセンター : 電話番号 03-6703-4300 (受付時間 営業日の9:00~17:00)

ホームページアドレス : <http://www.blackrock.co.jp>

なお、購入時手数料には消費税等相当額が含まれています。(以下同じ。)

分配金の受取方法により、「一般コース」、「累積投資コース」の2つのコースがあります。「累積投資コース」を選択した投資者が分配金を再投資する場合は、無手数料とします。

(2)【換金（解約）手数料】

換金手数料

ありません。

信託財産留保額

ありません。

(3)【信託報酬等】

信託報酬の総額

計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年2.10%(税抜2.00%)の率を乗じて得た金額とし、委託会社、販売会社、受託会社の間での配分は次の通りとします。

	委託会社	販売会社	受託会社	合計
信託財産の純資産総額に対して	年1.029% (税抜0.98%)	年1.029% (税抜0.98%)	年0.042% (税抜0.04%)	年2.10% (税抜2.00%)

投資対象ファンドにかかる報酬相当額は、委託会社の信託報酬より支払われます。

信託報酬の支払時期と支払方法等

信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

委託会社および販売会社に対する信託報酬は、ファンドから委託会社に対して支弁されます。信託報酬の販売会社への配分は、ファンドから委託会社に支弁された後、委託会社より販売会社に対して支払われます。受託会社の報酬は、ファンドから受託会社に対して支弁されます。

(4)【その他の手数料等】

信託財産において換金代金等の支払資金に不足が生じるときに資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産中より支弁します。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息(以下「諸経費」といいます。)は、投資者の負担とし、信託財産中から支弁します。

下記の諸費用(以下「諸費用」といいます)は、投資者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

1. 受益権の管理事務に関連する費用
2. 有価証券届出書、有価証券報告書等法定提出書類の作成、印刷および提出に係る費用
3. 目論見書の作成、印刷および交付に係る費用
4. 信託約款の作成、印刷および届出に係る費用
5. 運用報告書の作成、印刷、交付および提出に係る費用
6. 公告に係る費用ならびに信託約款の変更またはファンドの償還に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
7. この信託の監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用

委託会社は、年0.105%(税抜0.10%)を上限とする、上記の諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で算出する率を毎日純資産総額に対して乗じて得た額、または上記の諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で算出する額を、上記の諸費用の支払の合計額とみなして、ファンドから受領することができます。諸費用および諸費用に係る消費税等相当額は毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払われるものとします。

外貨建資産の保管等に要する費用等は、信託財産中より支弁します。

投資対象ファンドに係る保管報酬および事務処理に要する諸費用が別途投資対象ファンドから支払われます。

(5)【課税上の取扱い】

日本の居住者(法人を含む。)である投資者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

個別元本方式について

- a. 追加型株式投資信託について、投資者毎の信託時の受益権の価額等(購入時手数料は含まれません。)が当該投資者の元本(「個別元本」といいます。)にあたります。
- b. 投資者が同一ファンドの受益権を複数回購入した場合、個別元本は、当該投資者が追加信託を行うつど当該投資者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

- c．同一ファンドを複数の販売会社で購入する場合には各販売会社毎に、個別元本の算出が行われま
す。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを購入する場合は当該支店等毎に個別元本の
算出が行われる場合があります。
- d．投資者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除し
た額が、その後の当該投資者の個別元本となります。（「特別分配金」については、下記「収益分配金の
課税について」を参照。）

換金時および償還時の課税について

- a．個人の投資者の場合
換金時および償還時の差益（譲渡益）が課税対象となります。
- b．法人の投資者の場合
換金時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配
金」（投資者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

投資者が収益分配金を受け取る際、a．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本と同額
の場合または当該投資者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、
b．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の
額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

なお、投資者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除
した額が、その後の当該投資者の個別元本となります。

個人、法人の課税の取扱いについて

- a．個人の投資者に対する課税
(a) 収益分配金の課税について

支払いを受ける収益分配金のうち、課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、平成21年
1月1日から平成23年12月31日までの間については、10%（所得税7%、地方税3%）の軽減税率により、
また平成24年1月1日以降については20%（所得税15%、地方税5%）の税率による源泉徴収が行われま
す。原則として、申告は不要です。

また、確定申告を行うことにより総合課税（配当控除なし）と申告分離課税（平成23年12月31日まで
は10%（所得税7%および地方税3%）、平成24年1月1日以降は20%（所得税15%および地方税
5%））のいずれかを選択することができます。

(b) 換金時および償還時の差益の課税について

換金時および償還時の差益(換金価額および償還価額から購入費用(購入時手数料および当該購入時手数料にかかる消費税等相当額を含みます。)を控除した利益)は、譲渡益として課税対象(譲渡所得等)となり、申告分離課税が適用されます。

その税率は平成21年1月1日から平成23年12月31日までの間については、10%(所得税7%および地方税3%)の軽減税率により、また平成24年1月1日以降については、20%(所得税15%および地方税5%)の税率が適用されます。

原則として確定申告が必要ですが、特定口座(源泉徴収口座)の利用が可能な場合があります。

換金時および償還時に損失(譲渡損)が生じた場合には、確定申告することで、他の株式等の譲渡益および上場株式等の配当所得の金額(申告分離課税を選択したものに限り、)との損益通算ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。

また、換金時および償還時の差益(譲渡益)については、他の株式等の譲渡損と損益を相殺することができます。

b. 法人の投資者に対する課税

法人の投資者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金時および償還時の個別元本超過額については、7%(所得税7%、地方税の源泉徴収はありません。)の税率による源泉徴収が行われます。

なお、当ファンドについては、法人税の課税対象となりますが、益金不算入制度の適用はありません。

平成24年1月1日以降は、上記の7%の税率は、15%(所得税15%、地方税の源泉徴収はありません。)になります。

なお、税法が改正された場合には、上記の内容が変更になることがあります。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

5【運用状況】

「ブラックロック拡大欧州株式ファンド」

(1)【投資状況】(平成22年4月末現在)

資産の種類		金額(円)	投資比率(%)
投資証券	ルクセンブルグ	1,113,485,574	97.60
その他資産(負債控除後)		27,346,200	2.40
合計		1,140,831,774	100.00

(2)【投資資産】(平成22年4月末現在)

【投資有価証券の主要銘柄】

順位	銘柄	国/地域	種類	投資口数	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	BGF エマージング・ヨーロッパ・ファンド	ルクセンブルグ	投資証券	85,147.24	12,552.01	1,068,769,337	12,949.65	1,102,627,330	96.65
2	BGF ユーロ・ショート・デュレーション・ボンド・ファン	ルクセンブルグ	投資証券	6,261.94	1,746.45	10,936,192	1,734.01	10,858,244	0.95

(注1) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

(注2) 簿価単価及び評価単価は投資証券の1口当たりの価額です。

種類別投資比率

種類	投資比率(%)
投資証券	97.60

(注) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

平成22年4月末現在、同日前1年以内における各月末および各計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額(円)		1口当たりの純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期(平成18年10月2日)	1,628,926,932	(同左)	0.9478	(同左)
第2期(平成19年4月2日)	1,286,880,019	1,404,463,808	1.0944	1.1944
第3期(平成19年10月1日)	1,888,531,589	1,984,982,607	1.1748	1.2348
第4期(平成20年4月1日)	1,751,651,544	(同左)	0.9434	(同左)
第5期(平成20年10月1日)	1,203,057,928	(同左)	0.6536	(同左)
第6期(平成21年4月1日)	519,943,317	(同左)	0.3292	(同左)
第7期(平成21年10月1日)	1,066,626,655	(同左)	0.5481	(同左)
第8期(平成22年4月1日)	1,095,172,336	(同左)	0.6686	(同左)
平成21年4月末現在	751,680,746		0.3985	
平成21年5月末現在	837,734,355		0.4711	
平成21年6月末現在	837,359,182		0.4454	
平成21年7月末現在	912,743,791		0.4908	
平成21年8月末現在	1,046,492,849		0.5187	
平成21年9月末現在	1,109,595,718		0.5546	
平成21年10月末現在	992,294,615		0.5814	
平成21年11月末現在	1,008,970,595		0.5498	
平成21年12月末現在	1,071,372,565		0.5999	
平成22年1月末現在	970,654,375		0.6089	
平成22年2月末現在	958,607,639		0.5627	
平成22年3月末現在	1,087,453,422		0.6639	
平成22年4月末現在	1,140,831,774		0.6797	

【分配の推移】

	1口当たりの分配金(円)
第1期	
第2期	0.1000
第3期	0.0600
第4期	
第5期	
第6期	
第7期	
第8期	

【収益率の推移】

	収益率(%)
第1期	5.2
第2期	26.0
第3期	12.8
第4期	19.7
第5期	30.7
第6期	49.6
第7期	66.5
第8期	22.0

(注) 収益率とは、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額、以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数です。なお、第1期計算期間については、前期末基準価額を10,000円(1万口当たり)として計算しています。

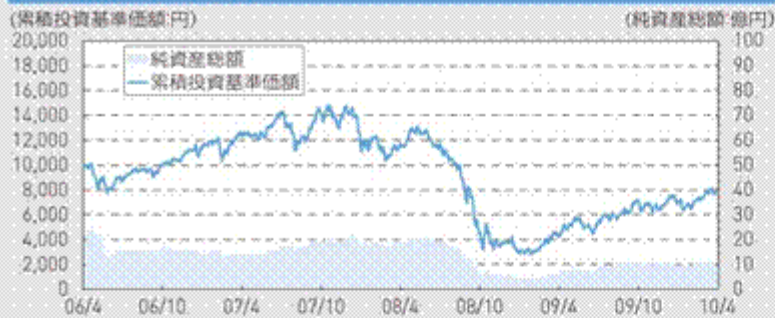
(4) 【設定及び解約の実績】

	設定数量(口)	解約数量(口)	発行済数量(口)
第1期	2,776,414,381	1,057,737,675	1,718,676,706
第2期	375,464,360	918,303,168	1,175,837,898
第3期	796,014,389	364,335,319	1,607,516,968
第4期	756,164,838	506,955,550	1,856,726,256
第5期	311,376,957	327,549,616	1,840,553,597
第6期	54,624,097	315,888,335	1,579,289,359
第7期	1,327,837,102	960,969,532	1,946,156,929
第8期	504,370,852	812,464,819	1,638,062,962

(参考情報)

運用実績（2010年4月30日現在）

基準価額・純資産の推移



分配の推移

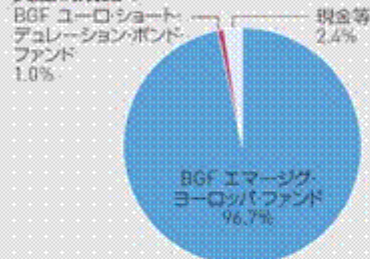
設定来合計額		1,600円
第4期	2008年4月	0円
第5期	2008年10月	0円
第6期	2009年4月	0円
第7期	2009年10月	0円
第8期	2010年4月	0円

※分配金は税引前、1万口単位

主要な資産の状況

※組入上位10銘柄、国別比率、業種別比率ならびに通貨別構成比率の状況は、当ファンドの主要投資対象である「BGF エマージングヨーロッパファンド」の運用状況です。比率は「BGF エマージングヨーロッパファンド」の純資産総額に対する割合です。

資産構成比率

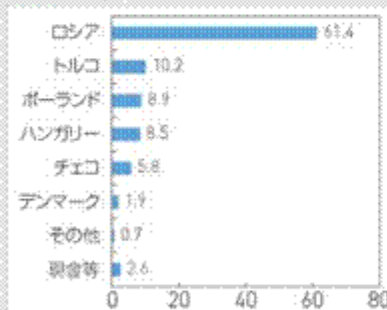


※比率は対純資産総額。四捨五入の関係で合計が100にならない場合があります。

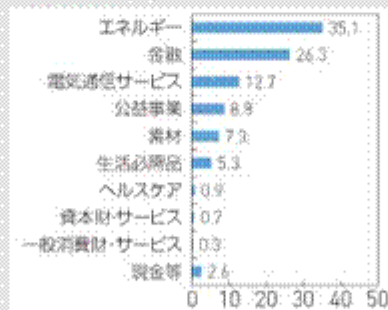
組入上位10銘柄

	銘柄名	比率(%)
1	ガスプロム	9.4
2	ロスネフチ	6.3
3	ズベルバンク	6.1
4	CEZ	5.8
5	ルクオイル	5.4
6	ノバテック	5.1
7	OTP銀行	4.6
8	VTB銀行	3.8
9	スルクトネフテガス	3.4
10	ピンベルコミュニケーションズ	3.3

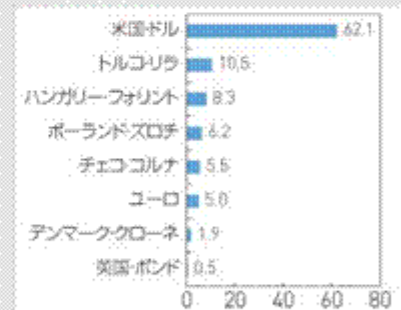
国別比率(%)



業種別比率(%)

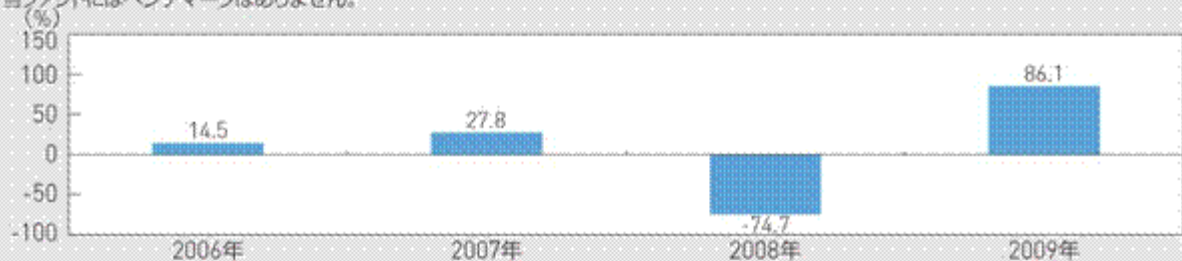


通貨別構成比率(%)



年間収益率の推移

※2006年は設定日(4月20日)から年末までの収益率を表示しています。
 ※ファンドの収益率は、決算時の分配金を非課税で再投資したものととして算出しています。
 ※当ファンドにはベンチマークはありません。



運用実績・データ等は作成日現在および過去のものであり、今後の運用成果を保証するものではありません。
 ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページにて開示しております。

第2 【管理及び運営】

1 【申込（販売）手続等】

(1) 申込方法

受益権の投資者は、販売会社と有価証券の取引に関する契約を締結します。このため、販売会社は有価証券の取引にかかわる約款を投資者に交付し、投資者は当該約款に基づく取引口座の設定を申込む旨の申込書を提出します。

分配金の受取方法により、収益の分配時に分配金を受け取る「一般コース」と分配金が税引き後無手数料で再投資される「累積投資コース」の2つの申込方法があります。取り扱いを行うコースは各販売会社により異なりますので、詳細は販売会社までお問い合わせください。「累積投資コース」を選択する投資者は、当該販売会社との間で「累積投資約款」にしたがって契約を締結します。

投資者は販売会社に、購入と同時にまたは予め当該投資者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該投資者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該購入の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該投資者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(2) 申込期間

当ファンドの購入は、申込期間における販売会社の各営業日に、販売会社の本・支店、営業所等でお受けしています。なお、申込期間は、有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(3) 受付時間

購入の受付は、申込期間中の午後3時までに受付けたものを当日のお申込とします。ただし、受付時間は販売会社によって異なることがあります。詳細は販売会社にお問い合わせください。受付時間を過ぎての購入は翌営業日のお取扱いとします。

販売会社につきましては、下記にお問い合わせください。

ブラックロック・ジャパン株式会社

コールセンター：電話番号 03-6703-4300（受付時間 営業日の9：00～17：00）

ホームページアドレス：<http://www.blackrock.co.jp>

(4) 購入不可日

ルクセンブルグ証券取引所の休場日、ルクセンブルグの銀行の休業日、12月24日、その他投資対象ファンドの受付不可日のいずれかに該当する場合は、販売会社の営業日であっても購入は受け付けません。詳細は販売会社にお問い合わせください。

(5) 購入単位

<一般コース>、<累積投資コース>の2つの方法があります。

分配金の受取方法により、収益の分配時に分配金を受け取る「一般コース」と、分配金が税引き後、無手数料で再投資される「累積投資コース」の2つの購入方法があります。

取扱いを行うコースおよび購入単位は、各販売会社により異なります。詳細は販売会社にお問い合わせください。

(6) 購入価額

受益権の購入価額は、購入受付日の翌営業日の基準価額とします。なお、購入価額には購入時手数料は含まれておりません。

(7) 購入時手数料

a．購入受付日の翌営業日の基準価額の3.15%(税抜3.00%)を上限として、販売会社が独自に定めることができます。詳細は、販売会社にお問い合わせください。

なお、購入時手数料には消費税等相当額が含まれています。

b．累積投資契約に基づく収益分配金の再投資は無手数料となります。

(8) 購入の受付の中止、既に受付けた購入の受付の取消

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、受益権の購入の受付を中止することおよび既に受付けた購入の受付を取り消すことがあります。

(9) 購入代金のお支払い

受益権の投資者は、販売会社が定める日までに購入代金(購入受付日の翌営業日の基準価額に購入口数を乗じた金額に、購入時手数料(消費税等相当額を含みます。))を加算した金額をいいます。)を販売会社に支払うものとし、

2【換金（解約）手続等】

(1) 換金の申込と受付

投資者は、自己に帰属する受益権について、委託会社に換金の申込をすることができます。

投資者が換金の申込をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。換金の受付は、午後3時までとなっております。ただし、受付時間は販売会社によって異なることがあります。詳細は販売会社にお問い合わせください。受付時間を過ぎての換金の申込は翌営業日のお取扱いとします。

(2) 換金単位

1口以上1口単位

換金単位は各販売会社により異なることがありますので、販売会社にお問い合わせください。

(3) 換金不可日

ルクセンブルグ証券取引所の休場日、ルクセンブルグの銀行の休業日、12月24日、その他投資対象ファンドの受付不可日のいずれかに該当する場合は、販売会社の営業日であっても換金は受け付けません。詳細は販売会社にお問い合わせください。

(4) 換金価額

換金価額は、換金受付日の翌営業日の基準価額とします。なお手取額は、換金受付日の翌営業日の基準価額から所得税および地方税を差し引いた金額となります。

当ファンドの換金価額等につきましては販売会社または下記に問い合わせることにより知ることができます。

ブラックロック・ジャパン株式会社

コールセンター：電話番号 03-6703-4300（受付時間 営業日の9：00～17：00）

(5) 換金受付の制限

信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金の申込には制限があります。

(6) 換金代金のお支払い

換金代金は原則として換金受付日から起算して5営業日目から販売会社においてお支払いします。

(7) 換金の受付中止および取消

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、換金の受付を中止することおよび既に受付けた換金の受付を取り消すことができます。換金の受付が中止された場合には、投資者は当該受付中止以前に行った当日の換金申込を撤回できます。ただし、投資者がその換金申込を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金申込を受付けたものとします。

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

当ファンドにおいて基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(「外貨建有価証券」といいます。))、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額(1万口当り)は委託会社の営業日に毎日算出されます。投資者は、販売会社または下記に問い合わせることにより知ることができます。

また、日々の基準価額(1万口当り)は翌日の日本経済新聞に掲載されております。ファンド名は「拡大欧州」と省略されて記載されております。

当ファンドの主たる投資対象の評価方法は以下の通りです。

投資信託証券：金融商品取引所(海外取引所を含む)に上場されているものは、当該取引所における計算日の最終相場(海外取引所に上場されているものについては、計算日に知りうる直近の最終相場)で評価します。金融商品取引所に上場されていないものは、第一種金融商品取引業者、銀行等の提示する価格(原則として、計算日に知りうる直近の日の純資産価格)で評価します。

ブラックロック・ジャパン株式会社

コールセンター：電話番号 03-6703-4300(受付時間 営業日の9:00~17:00)

ホームページアドレス：<http://www.blackrock.co.jp>

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

この信託の期間は、無期限とします。

(4) 【計算期間】

計算期間は4月2日から10月1日および10月2日から翌年4月1日までとすることを原則とします。計算期間終了日に該当する日が休業日のときは該当日の翌営業日を計算期間の終了日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5) 【その他】

ファンドの償還条件等

- a . 委託会社は、このファンドを償還することが投資者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、このファンドを償還させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、償還しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- b . 委託会社は、換金されることにより、受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、このファンドを償還させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、償還しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- c . a . および b . の場合において、委託会社は、この事項について、あらかじめ償還しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる投資者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての投資者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- d . c . の公告および書面には、投資者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べる旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- e . d . の一定の期間内に異議を述べた投資者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、a . および b . のファンドの償還を行いません。
- f . 委託会社は、このファンドの償還をしないこととしたときは、償還しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる投資者に対して交付します。ただし、全ての投資者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- g . d . ~ f . までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、d . の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- h . 委託会社は、監督官庁よりこのファンドの償還の命令を受けたときはその命令に従い、ファンドを償還させます。
- i . 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社はこのファンドを償還させます。

j . i . にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、「信託約款の変更 d . 」に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

k . 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または投資者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、「信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこのファンドを償還させます。

信託約款の変更

a . 委託会社は、投資者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは受託会社と合意の上、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

b . 委託会社は、変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる投資者に対して交付します。ただし、この信託約款に係る全ての投資者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

c . b . の公告および書面には、投資者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べる旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

d . c . の一定の期間内に異議を述べた投資者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託約款の変更を行いません。

e . 委託会社は、この信託約款の変更を行わないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる投資者に対して交付します。ただし、全ての投資者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

f . 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは a . ~ e . の規定にしたがいます。

運用報告書の作成

毎期決算後、委託会社が期間中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した「運用報告書」を作成し、ご購入いただいた販売会社からあらかじめお申し出いただいたご住所にお届けいたします。

信託事務の委託

受託会社は、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

関係法人との契約の更改等に関する手続き

「受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」の期間は1年とし、委託会社、販売会社いずれからも別段の意思表示のないときは、自動的に1年間延長されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様です。

公告

委託会社が投資者に対してする公告は日本経済新聞に掲載します。

4 【受益者の権利等】

当ファンドの受益者(投資者)の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金受領権

投資者は、委託会社の決定した収益分配金を、持ち分に応じて委託会社から受領する権利を有します。

<一般コース>

収益分配金は、原則として、当ファンドの毎計算期間終了日から起算して5営業日以内に毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている投資者(当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において換金が行われた受益権にかかる投資者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として投資者とします。)にお支払いを開始します。

投資者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属するものとします。

<累積投資コース>

「累積投資契約」に基づいて収益分配金を再投資する投資者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に支払われます。この場合、販売会社は、投資者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(2) 償還金受領権

投資者は、委託会社の決定した償還金を、持ち分に応じて委託会社から受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として償還日から起算して5営業日以内)に償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている投資者(償還日以前において換金が行われた受益権にかかる投資者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として投資者とします。)にお支払いを開始します。なお、当該投資者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

償還金のお支払いは、販売会社において行います。

投資者が、償還金について支払開始日から10年間支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属するものとします。

(3) 受益権の換金請求権

投資者は、自己に帰属する受益権について、委託会社に換金を請求する権利を有します。

換金代金は、投資者の請求を受けた日から起算して、原則として、5営業日目から投資者に支払います。

換金の請求を行う投資者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該投資者の請求に係るこのファンドの換金を委託会社が行うのと引き換えに、当該換金に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

(4) 反対者の買取請求権

ファンドの償還または信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた投資者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(5) 帳簿書類の閲覧または謄写の請求権

投資者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という）及び同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という）に基づいて作成しております。

第7期計算期間（平成21年4月2日から平成21年10月1日まで）の財務諸表については、改正前の財務諸表等規則並びに投資信託財産計算規則に基づき、第8期計算期間（平成21年10月2日から平成22年4月1日まで）の財務諸表については、改正後の財務諸表等規則並びに投資信託財産計算規則に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第7期計算期間（平成21年4月2日から平成21年10月1日まで）及び第8期計算期間（平成21年10月2日から平成22年4月1日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

1【財務諸表】

ブラックロック拡大欧州株式ファンド

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第7期 (平成21年10月1日現在)	第8期 (平成22年4月1日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	-	21,484,600
コール・ローン	32,940,520	23,167,431
投資証券	1,051,197,233	1,065,154,829
未収入金	42,108,799	-
その他未収収益	9,730	12,552
流動資産合計	1,126,256,282	1,109,819,412
資産合計	1,126,256,282	1,109,819,412
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	22,400	-
未払解約金	50,200,909	3,227,852
未払受託者報酬	179,120	217,464
未払委託者報酬	8,779,336	10,658,039
その他未払費用	447,862	543,721
流動負債合計	59,629,627	14,647,076
負債合計	59,629,627	14,647,076
純資産の部		
元本等		
元本	1,946,156,929	1,638,062,962
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	879,530,274	542,890,626
（分配準備積立金）	39,836,269	24,983,497
純資産合計	1,066,626,655	1,095,172,336
負債純資産合計	1,126,256,282	1,109,819,412

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第7期 (自平成21年4月2日 至平成21年10月1日)	第8期 (自平成21年10月2日 至平成22年4月1日)
営業収益		
受取利息	5,843	6,261
有価証券売買等損益	407,290,088	266,858,798
為替差損益	7,328,212	28,754,368
その他収益	26,785	39,263
営業収益合計	414,650,928	238,149,954
営業費用		
受託者報酬	179,120	217,464
委託者報酬	8,779,336	10,658,039
その他費用	564,126	729,859
営業費用合計	9,522,582	11,605,362
営業利益	405,128,346	226,544,592
経常利益	405,128,346	226,544,592
当期純利益	405,128,346	226,544,592
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	118,163,501	49,438,453
期首剰余金又は期首欠損金()	1,059,346,042	879,530,274
剰余金増加額又は欠損金減少額	611,473,377	363,995,435
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	611,473,377	363,995,435
剰余金減少額又は欠損金増加額	718,622,454	204,461,926
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	718,622,454	204,461,926
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金()	879,530,274	542,890,626

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第7期 (自平成21年4月2日 至平成21年10月1日)	第8期 (自平成21年10月2日 至平成22年4月1日)
1 有価証券の評価基準及び 評価方法	<p>投資証券は移動平均法に基づき、原則として以下の通り時価評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所に上場されている有価証券 金融商品取引所に上場されている有価証券は、原則として当該取引所における計算日において知りうる直近の最終相場で評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、金融機関の提示する価額又は価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p>	<p>投資証券は移動平均法に基づき、原則として以下の通り時価評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所に上場されている有価証券 同左</p> <p>(2) 金融商品取引所に上場されていない有価証券 同左</p>
2 デリバティブの評価基準 及び評価方法	<p>為替予約取引 個別法に基づき、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。 当ファンドにおける派生商品評価勘定は、当該為替予約取引に係るものであります。</p>	<p>為替予約取引 同左</p>
3 外貨建資産・負債の本邦 通貨への換算基準	<p>外貨建資産・負債の円換算については原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。</p>	<p>同左</p>
4 収益及び費用の計上基準	<p>有価証券売買等損益及び為替予約取引による為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。</p>	<p>有価証券売買等損益及び為替予約取引による為替差損益の計上基準 同左</p>

項目	第7期 (自平成21年4月2日 至平成21年10月1日)	第8期 (自平成21年10月2日 至平成22年4月1日)
5 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建資産等の会計処理 外貨建資産等については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。	外貨建資産等の会計処理 同左

(貸借対照表に関する注記)

項目	第7期 (平成21年10月1日現在)	第8期 (平成22年4月1日現在)
1 当該計算期間の末日における受益権総数	1,946,156,929口	1,638,062,962口
2 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額	元本の欠損 879,530,274円	元本の欠損 542,890,626円
3 1口当たり純資産額	0.5481円	0.6686円

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第7期 (自平成21年4月2日 至平成21年10月1日)	第8期 (自平成21年10月2日 至平成22年4月1日)
1 分配金の計算過程	第7期計算期末における、費用控除後の配当等収益(24,466円)、費用控除及び繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(有価証券売買等損益相当額)(633,884,803円)、収益調整金(その他収益調整金)(181,013,924円)、分配準備積立金(39,811,803円)により、分配対象収益は220,850,193円となりましたが、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案し、当期は分配を見合わせました。	第8期計算期末における、費用控除後の配当等収益(38,930円)、費用控除及び繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(有価証券売買等損益相当額)(613,777,345円)、収益調整金(その他収益調整金)(160,945,003円)、分配準備積立金(24,944,567円)により、分配対象収益は185,928,500円となりましたが、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案し、当期は分配を見合わせました。
2 剰余金増加額・減少額及び欠損金減少額・増加額	当期一部解約に伴う欠損金減少額及び当期追加信託に伴う欠損金増加額は、それぞれ欠損金増加額と減少額との純額を表示しております。	同左

(税効果会計に関する注記)

第7期 (自 平成21年4月2日 至 平成21年10月1日)	第8期 (自 平成21年10月2日 至 平成22年4月1日)
該当事項はありません。	同左

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

第7期 (自 平成21年4月2日 至 平成21年10月1日)	第8期 (自 平成21年10月2日 至 平成22年4月1日)
	<p>1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p> <p>2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券は投資証券であります。 当ファンドの主な投資リスクとして、「株価変動のリスク」、「為替変動リスク」、「カントリー・リスク」、「固定利付債及び変動利付債投資のリスク」、「オプション、先物、その他投資手法のリスク」等があります。 当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であり、外貨建有価証券の売買の決済等に伴い必要となる外貨の売買の為に、その受渡日までの数日間の為替予約を利用しております。なお、当ファンドは外貨建資産の為替変動リスクを低減する目的及び投機を目的とする為替予約は行わない方針であります。為替予約取引に係る主要なリスクは、為替相場の変動による価格変動リスク及び取引相手の信用状況の変化により損失が発生する信用リスクであります。</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制 (1) 市場リスクの管理 ブラックロックソリューション・グリーンパッケージプロダクションチームが日次で計測し、運用部、その他の関係部署等にレポートをイントラネットで配信しております。また、運用ガイドラインのモニタリングはポートフォリオ・コンプライアンスチームが行っており、ガイドライン等を逸脱していた場合、関係部署へ報告され、適切な調整を行います。</p>

第7期 (自 平成21年4月2日 至 平成21年10月1日)	第8期 (自 平成21年10月2日 至 平成22年4月1日)
	<p>(2) 信用リスクの管理 債券運用部により、国内債券の個別信用リスク及び銘柄間の相対価値については独自の定量・定性分析等を行っております。外国債券銘柄等については、社内のリサーチ・データベースによりグローバル・クレジット・チームとの情報・分析結果を共有しております。</p> <p>(3) 取引先リスクの管理 リスク・クオンツ分析部は当社米国のリスク・クオンツ分析部カウンターパーティークレジットチームと共に既存の承認済み取引先の信用悪化のモニタリングを行っており、取引先のデフォルトに対する取引先リスク、発行体リスクのファンドへの影響を分析しております。また、新規取引先の承認に際しては、リスク・クオンツ分析部が新規取引先申請の内容に問題がないかどうか確認を行い、当社米国のリスク・クオンツ分析部カウンターパーティークレジットチームへ申請を行っております。</p> <p>また、毎月開催される投資委員会では、リスク管理・運用分析手法等について審議を行っております。</p>

2. 金融商品の時価等に関する事項

第7期 (平成21年10月1日現在)	第8期 (平成22年4月1日現在)
	<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>2. 時価の算定方法 (1) 投資証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p> <p>3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>4. 金銭債権の計算期間末日後の償還予定額 金銭債権については全て1年以内に償還予定であります。</p>

(関連当事者との取引に関する注記)

第7期 (自平成21年4月2日 至平成21年10月1日)	第8期 (自平成21年10月2日 至平成22年4月1日)
該当事項はありません。	同左

(重要な後発事象に関する注記)

第7期 (自平成21年4月2日 至平成21年10月1日)	第8期 (自平成21年10月2日 至平成22年4月1日)
該当事項はありません。	同左

(その他の注記)

1 本報告書における開示対象ファンドの当該計算期間における元本額の変動

項目	第7期 (平成21年10月1日現在)	第8期 (平成22年4月1日現在)
期首元本額	1,579,289,359円	1,946,156,929円
期中追加設定元本額	1,327,837,102円	504,370,852円
期中一部解約元本額	960,969,532円	812,464,819円

2 有価証券関係

第7期(平成21年10月1日現在)

売買目的有価証券

種類	貸借対照表計上額(円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
投資証券	1,051,197,233	306,242,984

第8期(平成22年4月1日現在)

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
投資証券	214,610,745

3 デリバティブ取引関係

取引の状況に関する事項

第7期 (自 平成21年4月2日 至 平成21年10月1日)	第8期 (自 平成21年10月2日 至 平成22年4月1日)
1 取引の内容 当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。	
2 取引に対する取組方針と利用目的 当ファンドは、外貨建有価証券の売買の決済等に伴い必要となる外貨の売買の為に、その受渡日までの数日間の為替予約を利用しております。なお、当ファンドは外貨建資産の為替変動リスクを低減する目的及び投機を目的とする為替予約は行わない方針であります。	
3 取引に係るリスクの内容 為替予約取引等に係る主要なリスクは、為替相場の変動による価格変動リスク及び取引相手の信用状況の変化により損失が発生する信用リスクであります。	
4 取引に係るリスクの管理体制 取引の管理については、取引限度額等を定めた投資信託約款に従い、資金担当部門が決裁担当者の承認を得て行っております。また、取引の相手先については、定めたリスク管理の方針と手続きに従って担当部門が取引を行っており、リスク管理担当部門が管理しております。	
5 取引の時価等に関する事項についての補足説明 取引の時価に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	

取引の時価等に関する事項

通貨関連

区分	種類	第7期(平成21年10月1日現在)			
		契約額等(円)	契約額等のうち 1年超(円)	時価(円)	評価損益(円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 ユーロ	42,083,200		42,105,600	22,400
	合計	42,083,200		42,105,600	22,400

(注) 時価の算定方法

為替予約取引

- 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
 計算日において為替予約の受渡日(以下「当該日」という)の対顧客先物相場が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
 計算日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 - ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
 - ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。
- 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

第8期(平成22年4月1日現在)

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	投資口数	評価額	組入比率 (%)	備考
投資証券	ユーロ BGF エマージング・ヨーロッパ・ファンド	82,971.91	8,340,336.39		
投資証券	BGF ユーロ・ショート・デュレーション・ ボンド・ファンド (邦貨換算)	6,261.94	87,855.01 (1,065,154,829)	100.0	
	ユーロ合計(2銘柄)	89,233.85	8,428,191.40		
	(邦貨換算合計)		(1,065,154,829)		
	合計(2銘柄)	89,233.85	1,065,154,829	100.0	

(注) 組入比率は、組入投資証券時価総額に対する通貨別の当該資産の時価合計額の比率です。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

[次へ](#)

（参考情報）

当ファンドは、「ブラックロック・グローバル・ファンズ エマージング・ヨーロッパ・ファンド クラス」投資証券」及び「ブラックロック・グローバル・ファンズ ユーロ・ショート・デュレーション・ボンド・ファンド クラスA投資証券」（以下、両者を併せて「同ファンド」という。）を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された投資証券は、すべて同ファンドの投資証券であります。同ファンドの状況は以下のとおりであります。

なお、以下に記載した情報は監査意見の対象外です。

同ファンドの状況

- (1) 同ファンドは、ルクセンブルグにおいて設立されたオープンエンド型投資法人が発行するファンドであり、同ファンドの現時点で日本語に翻訳された直近の情報は、2009年8月31日に終了する計算期間（2008年9月1日から2009年8月31日まで）に係る財務諸表であります。
- (2) 当該財務諸表は、同ファンドを含む「ブラックロック・グローバル・ファンズ」の2009年8月31日現在の財務諸表のうち、同ファンドにかかる部分を、委託会社において抜粋し、その原文を翻訳したものです。なお、財務諸表に含まれる「投資明細表」の銘柄については原文通り英語表記で行っております。

[次へ](#)

ブラックロック・グローバル・ファンズ

純資産計算書

2009年8月31日現在

ファンド名	注記	エマージング・ ヨーロッパ・ ファンド (ユーロ)	ユーロ・ショー ト・デュレー ション・ボンド ・ファンド (ユーロ)
資産			
有価証券ポートフォリオ - 取得原価		1,593,753,202	698,745,070
未実現利益 / (損失)		(4,314,858)	16,815,410
有価証券ポートフォリオ - 時価	2(a)	1,589,438,344	715,560,480
銀行預金	2(a)	2,324,095	21,612,106
未収利息および未収配当金	2(a)	9,911,755	10,321,923
投資売却未収入金	2(a)	6,948,349	333,000
引受ファンド投資証券未収入金	2(a)	7,586,362	10,182,193
未実現利益：			
先物契約	2(c)	993,430	-
先物外国為替予約	2(c)	1,186,615	1,740,891
その他の資産	2(a, c)	290,119	53,510
資産合計		1,618,679,069	759,804,103
負債			
銀行に対する債務		1,597,526	412,904
未払収益分配金	2(a)	-	8,734
投資購入未払金	2(a)	7,353,137	2,203,340
未払ファンド投資証券償還金	2(a)	6,715,612	1,678,388
未実現損失：			
先物契約	2(c)	-	698,122
スワップの時価	2(c)	-	286,741
その他の負債		3,747,053	662,612
負債合計		19,413,328	5,950,841
純資産合計		1,599,265,741	753,853,262

注記は、当財務書類の不可分の一部である。

ブラックロック・グローバル・ファンズ

損益および純資産変動計算書

2008年9月1日から2009年8月31日までの期間

ファンド名	注記	エマージング・ ヨーロッパ・ ファンド (ユーロ)	ユーロ・ショート ・デュレーション ・ボンド・ファン ド (ユーロ)
期首純資産		2,868,755,801	144,636,298
収益			
銀行利息		557,730	193,604
債券利息		(3)	11,713,188
スワップ利息		-	22,733
短期金融市場預金に係る利息		1,525,958	4,967
配当金		36,771,398	-
有価証券貸付		1,669,438	-
収益合計	2(b)	40,524,521	11,934,492
費用			
銀行利息		255,188	125
スワップ利息		-	43,258
管理報酬	5	3,480,028	296,513
保管および預託報酬	6	5,552,928	51,199
販売報酬	4	860,420	906,286
ルクセンブルグ年次税	7	575,313	183,422
投資運用報酬	4	27,158,454	2,200,918
控除：管理報酬補助金	5	(2,334,873)	(407,634)
費用合計		35,547,458	3,274,087
投資純利益		4,977,063	8,660,405
実現利益 / (損失) 純額：			
投資	2(a)	(1,054,633,465)	5,530,799
先物契約	2(c)	(4,144,785)	1,561,103
オプション契約	2(c)	(26,781,568)	12,531
スワップ取引	2(c)	-	2,049,875
先物外国為替予約	2(e)	(4,123,330)	399,972
その他の取引に係る外国通貨		(110,534)	(1,791,233)
当期実現利益 / (損失) 純額		(1,089,793,682)	7,763,047
未実現利益 / (損失) の純変動額：			
投資	2(a)	218,039,931	18,036,493
差額決済契約	2(a)	(19,596,646)	-
先物契約	2(c)	2,563,959	(666,421)
オプション契約	2(c)	-	(317,572)
スワップ取引	2(c)	-	(36,346)
先物外国為替予約	2(e)	935,638	2,373,515
その他の取引に係る外国通貨		(942,085)	(360,341)
当期末実現利益の純変動額		201,000,797	19,029,328
営業による純資産の増加 / (減少)		(883,815,822)	35,452,780
投資証券資本の変動			
投資証券発行による正味受取額		781,528,446	941,618,832
投資証券買戻しによる正味支払額		(1,167,202,684)	(367,661,657)
投資証券資本の変動による純資産の増加 / (減少)		(385,674,238)	573,957,175
支払分配金	13	-	(192,991)
期末純資産		1,599,265,741	753,853,262

注記は、当財務書類の不可分の一部である。

ブラックロック・グローバル・ファンズ

発行済投資証券口数変動計算書

2009年8月31日現在

	期首発行済投資 証券口数	発行投資 証券口数	買戻し投資 証券口数	期末発行済投資 証券口数
エマージング・ヨーロッパ・ファンド				
クラスA 毎年分配型投資証券	-	221	-	221
クラスA 無分配型投資証券	26,071,499	15,799,237	(20,890,768)	20,979,968
クラスA 英国販売会社ステータス投資証券	73,449	17,949	(53,785)	37,613
クラスB 無分配型投資証券	321,661	41,616	(157,166)	206,111
クラスC 無分配型投資証券	468,686	99,443	(272,898)	295,231
クラスD 無分配型投資証券	337,568	214,868	(234,871)	317,565
クラスE 無分配型投資証券	2,352,130	1,787,956	(2,227,983)	1,912,103
クラスI 無分配型投資証券	24,336	24,336	(48,672)	-
クラスJ 無分配型投資証券	102,288	58,093	(58,610)	101,771
クラスQ 無分配型投資証券	9,434	1,000	(1,688)	8,746
クラスX 無分配型投資証券	740,689	-	(740,639)	50
ユーロ・ショート・デュレーション・ボンド ・ファンド				
クラスA 毎日分配型投資証券	14,417	927,493	(699,476)	242,434
クラスA 毎月分配型投資証券	283,941	173,646	(361,899)	95,688
クラスA 無分配型投資証券	2,816,952	19,720,721	(10,880,503)	11,657,170
クラスB 毎日分配型投資証券	28,415	50,734	(19,082)	60,067
クラスB 無分配型投資証券	56,044	648,198	(197,332)	506,910
クラスC 毎日分配型投資証券	24,388	142,858	-	167,246
クラスC 無分配型投資証券	326,275	3,703,753	(393,649)	3,636,379
クラスD 無分配型投資証券	3,322,647	13,575,468	(7,033,750)	9,864,365
クラスE 無分配型投資証券	5,249,456	30,574,831	(11,838,318)	23,985,969
クラスQ 無分配型投資証券	13,725	-	(13,725)	-
クラスX 無分配型投資証券	-	6,622,517	-	6,622,517

注記は、当財務書類の不可分の一部である。

ブラックロック・グローバル・ファンズ

エマージング・ヨーロッパ・ファンド

投資明細表

2009年8月31日現在

公認証券取引所上場譲渡可能有価証券またはその他の規制市場で取引される譲渡可能有価証券			
保有高	銘柄	時価 (ユーロ)	純資産比率 (%)
ファンド			
	英国		
59,125,406	Institutional Cash Series Institutional Liquidity Fund	59,125,406	3.70
615,000	Ukraine Opportunity Trust	882,311	0.05
ファンド合計		60,007,717	3.75
普通株式 / 優先株式およびワラント			
	オーストリア		
753,289	Erste Group Bank	22,289,822	1.39
666,467	Raiffeisen International Bank Holding	24,419,351	1.53
		46,709,173	2.92
	バミューダ諸島		
902,139	Central European Media Enterprises 'A'	17,721,839	1.11
	キプロス		
8,760,501	AFI Development GDR	12,016,498	0.75
877,861	XXI Century Investments Public	224,381	0.02
		12,240,879	0.77
	チェコ共和国		
2,609,734	CEZ*	95,620,871	5.98
151,804	Komerční Banka AS	20,049,887	1.25
735,249	Telefonica O2 Czech Republic AS	14,230,814	0.89
		129,901,572	8.12
	ハンガリー		
4,656,957	Magyar Telekom Telecommunications	13,270,248	0.83
350,000	MOL Hungarian Oil and Gas NyRt	18,443,147	1.15
4,565,123	OTP Bank Nyrt*	80,364,751	5.03
		112,078,146	7.01
	ルクセンブルグ		
519,045	Evrast Group GDR*	9,862,063	0.62
	マレーシア		
975,944	Steppe Cement	518,304	0.03

(続く)

公認証券取引所上場譲渡可能有価証券またはその他の規制市場で取引される譲渡可能有価証券

保有高	銘柄	時価 (ユーロ)	純資産比率 (%)
	オランダ		
101,493	X5 Retail Group GDR	1,375,811	0.09
	ポーランド		
1,878,053	Bank Pekao	66,392,194	4.15
5,263,486	IDMSA.PL	3,418,186	0.22
6,558,661	Polski Koncern Naftowy Orlen	46,724,115	2.92
5,212,955	Powszechna Kasa Oszczednosci Bank Polski*	45,180,699	2.83
6,727,700	Telekomunikacja Polska	26,444,363	1.65
		188,159,557	11.77
	ロシア連邦		
1,804,370,034	Federal Grid Co Unified Energy System JSC	10,543,990	0.66
8,533,552	Gazprom OAO ADR	126,607,263	7.92
2,699,732	Lukoil ADR	95,601,365	5.98
1,417,525	Mechel ADR*	11,824,966	0.74
257,949	MMC Norilsk Nickel	19,135,184	1.20
6,007,964	MMC Norilsk Nickel ADR	46,670,582	2.92
2,784,594	Mobile Telesystems OJSC ADR	83,679,070	5.23
303,684	NovaTek OAO GDR	8,413,958	0.53
644,080	Polyus Gold ADR	8,924,788	0.56
17,037,503	Rosneft Oil GDR*	76,905,709	4.81
10,032,804	RusHydro ADR	23,872,295	1.49
116,882,451	Sberbank	121,306,307	7.59
3,398,165	Severstal GDR*	17,669,579	1.10
987,201	Sistema JSFC GDR	11,053,975	0.69
9,358,217	Surgutneftegaz ADR	56,322,832	3.52
1,868,934	Tatneft ADR	32,698,429	2.04
20,360	Transneft (Pref)	9,047,830	0.57
377,500	Uralkali GDR*	5,045,953	0.32
2,477,014	Vimpel-Communications ADR	26,955,772	1.68
14,698,673	VTB Bank OJSC GDR*	28,802,427	1.79
		821,082,274	51.34
	トルコ		
1	Dogan Sirketler Grubu Holdings	1	0.00
2,349,902	Enka Insaat venayi	6,621,598	0.41
11,753,812	Eregli Demir ve Celik Fabrikalari TAS	32,572,668	2.04
4,956,361	Koza Davetiyeleri Imalat Ithalat ve Ihracat	7,110,028	0.45
1	Petrol Ofisi	3	0.00
12,170,458	Tekfen Holding	23,240,657	1.45
9,900,712	Turkcell Iletisim Hizmet*	45,190,811	2.83
9,500,047	Turkiye Garanti Bankasi	24,778,294	1.55

(続く)

公認証券取引所上場譲渡可能有価証券またはその他の規制市場で取引される譲渡可能有価証券			
保有高	銘柄	時価 (ユーロ)	純資産比率 (%)
10,482,456	Turkiye Is Bankasi	29,293,545	1.83
1	Turkiye Vakiflar Bankasi Tao 'D'	1	0.00
		168,807,606	10.56
	英国		
123,000	Ukraine Opportunity Trust (Wts 30/4/2012)	19,368	0.00
	米国		
601,835	Central European Distribution	13,637,891	0.84
普通株式 / 優先株式およびワラント合計		1,522,114,483	95.18
公認証券取引所上場譲渡可能有価証券またはその他の規制市場で取引される譲渡可能有価証券合計		1,582,122,200	98.93

非上場有価証券			
優先株式			
ロシア連邦			
2,825,450	Surgutneftegaz ADR (Pref)	7,316,144	0.46
非上場有価証券合計		7,316,144	0.46
ポートフォリオ合計		1,589,438,344	99.39
その他の純資産		9,827,397	0.61
純資産合計(ユーロ)		1,599,265,741	100.00

(*) 貸付有価証券。詳細は注記11を参照。

未決済の先物外国為替予約取引			
2009年8月31日現在			
買建	売建	受渡日	未実現利益 / (損失) (ユーロ)
コア・ファンド			
EUR18,117,388	PLN81,340,041	18/9/2009	(1,716,254)
PLN121,460,000	EUR26,713,469	18/9/2009	2,902,869
未実現利益純額			1,186,615

注：当該取引により生じた未実現利益純額は、純資産計算書に含まれている(注記2c参照)。

未決済の先物契約			
2009年8月31日現在			
契約数	契約 / 銘柄	満期日	時価 (ユーロ)
1,647	WIG 20	2009年9月	8,890,434
契約額合計			8,890,434

注：当該取引により生じた未実現利益純額993,430ユーロは、純資産計算書に含まれている(注記2c参照)。

セクター別内訳

2009年8月31日現在

	純資産比率(%)
金融	29.93
エネルギー	29.90
通信サービス	13.80
材料	9.53
ユーティリティ	8.13
投資ファンド	3.75
工業	2.31
一般消費財	1.11
生活必需品	0.93
その他の純資産	0.61
	100.00

注記は、当財務書類の不可分の一部である。

ブラックロック・グローバル・ファンズ
ユーロ・ショート・デュレーション・ボンド・ファンド
投資明細表
2009年8月31日現在

公認証券取引所上場譲渡可能有価証券またはその他の規制市場で取引される譲渡可能有価証券			
保有高	銘柄	時価 (ユーロ)	純資産比率 (%)
ファンド			
	英国		
EUR29,027,027	Institutional Cash Series Institutional Liquidity Fund	29,027,027	3.85
ファンド合計		29,027,027	3.85
債券			
	オーストラリア		
EUR2,074,000	Australia & New Zealand Banking Group 4.625% 8/11/2010	2,139,404	0.28
US\$540,000	Australia & New Zealand Banking Group 5.5% 24/5/2011	396,972	0.05
EUR1,500,000	BHP Billiton Finance 4.75% 4/4/2012	1,584,548	0.21
EUR600,000	BHP Billiton Finance 6.375% 4/4/2016	684,894	0.09
EUR550,000	Commonwealth Bank of Australia 5.875% 29/7/2011	587,298	0.08
EUR243,018	Reds EHP Trust '2008-1E A2E' FRN 14/4/2014	232,044	0.03
EUR200,000	St George Bank 6.5% 24/6/2013	219,997	0.03
EUR550,000	Telstra 6.375% 29/6/2011	589,476	0.08
EUR238,288	Torrens Trust '2006-1E A1' FRN 14/9/2037	225,394	0.03
		6,660,027	0.88
	オーストリア		
EUR12,600,000	Austria Government Bond 3.8% 20/10/2013	13,238,568	1.76
EUR3,540,000	Austria Government Bond 5.25% 4/1/2011	3,738,417	0.50
EUR7,700,000	Austria Government Bond 5.5% 15/1/2010	7,843,604	1.04
EUR4,000,000	Hypo Alpe-Adria-Bank International FRN 24/5/2012	3,832,940	0.51
EUR1,325,000	Kommunalkredit Austria 2.375% 12/5/2011	1,339,277	0.18
EUR5,000,000	Oesterreichische Kontrollbank 3.625% 10/12/2013	5,155,075	0.68
GBP295,000	UniCredit Bank Austria 5.625% 12/7/2011	341,856	0.04
		35,489,737	4.71
	バーレーン		
US\$465,000	Golden Belt 1 Sukuk BSC FRN 15/5/2012	73,220	0.01

(続く)

公認証券取引所上場譲渡可能有価証券またはその他の規制市場で取引される譲渡可能有価証券

保有高	銘柄	時価 (ユーロ)	純資産比率 (%)
ベルギー			
EUR500,000	Belgacom 4.125% 23/11/2011	519,585	0.07
EUR2,500,000	Belgium Government Bond '36' 5% 28/9/2011	2,674,549	0.35
EUR750,000	Elia System Operator 4.5% 22/4/2013	781,403	0.11
		3,975,537	0.53
カナダ			
US\$230,000	Nova Chemicals 6.5% 15/1/2012	156,937	0.02
EUR500,000	Royal Bank of Canada 3.875% 31/10/2011	516,760	0.07
EUR500,000	Royal Bank of Canada 4.5% 5/11/2012	524,948	0.07
EUR500,000	Xstrata Canada Financial 5.875% 27/5/2011	520,095	0.07
		1,718,740	0.23
ケイマン諸島			
EUR900,000	Thames Water Utilities Cayman Finance 6.125% 4/2/2013	961,515	0.13
クロアチア			
EUR715,000	Croatia Government International Bond 6.5% 5/1/2015	722,328	0.10
デンマーク			
EUR400,000	FIH Erhvervsbank FRN 3/11/2009	397,922	0.05
フィンランド			
EUR3,000,000	Finland Government Bond 3.125% 15/9/2014	3,064,379	0.41
フランス			
EUR3,000,000	AXA 4.5% 23/1/2015	3,120,795	0.41
EUR300,000	AXA 6% 18/6/2013	329,447	0.04
EUR2,200,000	Banques Populaires Covered Bond 4.25% 29/1/2013	2,305,435	0.31
EUR1,000,000	BNP Paribas 3.25% 27/3/2012	1,020,915	0.14
EUR500,000	BNP Paribas 5% 16/12/2013	539,448	0.07
US\$3,000,000	BNP Paribas FRN 23/11/2015	2,076,778	0.28
EUR3,150,000	BNP Paribas Public Sector SCF 3.625% 16/6/2014	3,234,326	0.43
EUR150,000	Caisse Refinancement de l'Habitat 4.375% 11/10/2010	155,141	0.02
EUR2,135,000	Caisse Refinancement de l'Habitat 5% 25/10/2013	2,309,814	0.31
EUR1,852,000	Carrefour 4.375% 15/6/2011	1,931,988	0.26

(続く)

公認証券取引所上場譲渡可能有価証券またはその他の規制市場で取引される譲渡可能有価証券

保有高	銘柄	時価 (ユーロ)	純資産比率 (%)
EUR4,575,000	Compagnie de Financement Foncier 4% 25/10/2012	4,773,967	0.63
EUR4,150,000	Credit Agricole Covered Bonds 3.5% 21/7/2014	4,229,161	0.56
EUR3,025,000	Dexia Credit Local 2.625% 23/3/2011	3,073,022	0.41
EUR550,000	Dexia Municipal Agency 3.5% 21/9/2009	550,842	0.07
EUR1,200,000	EDF 5.125% 23/1/2015	1,295,298	0.17
EUR2,000,000	France Government Bond OAT 3.75% 25/4/2021	2,013,630	0.27
EUR6,000,000	France Government Bond OAT 5% 25/10/2011	6,435,060	0.85
EUR330,000	France Government Bond OAT 6.5% 25/4/2011	358,260	0.05
EUR200,000	France Telecom 3% 14/10/2010	202,873	0.03
US\$2,565,000	France Telecom SA 4.375% 8/7/2014	1,874,281	0.25
EUR10,000,000	French Treasury Note BTAN 1.5% 12/9/2011	10,006,749	1.33
EUR14,900,000	French Treasury Note BTAN 3.75% 12/1/2012	15,615,573	2.07
EUR50,000	French Treasury Note BTAN 3.75% 12/1/2013	52,607	0.01
EUR1,650,000	GDF Suez 4.375% 16/1/2012	1,727,847	0.23
EUR300,000	GDF Suez 6.25% 24/1/2014	336,654	0.04
EUR500,000	HSBC France 4.875% 15/1/2014	530,128	0.07
EUR300,000	Reseau Ferre de France 5.25% 14/4/2010	308,039	0.04
EUR400,000	Sanofi-Aventis 3.5% 17/5/2013	413,370	0.05
EUR350,000	Schneider Electric 6.75% 16/7/2013	394,172	0.05
EUR3,000,000	Societe Financement de l'Economie Francaise 3% 7/4/2014	3,032,805	0.40
EUR4,000,000	Societe Financement de l'Economie Francaise 3.25% 16/1/2014	4,095,000	0.54
EUR1,850,000	Societe Generale 6.125% 20/8/2018	2,011,357	0.27
EUR1,000,000	Societe Generale Societe de Credit Fonciere 4.75% 6/6/2013	1,069,360	0.14
EUR500,000	Thales 4.375% 22/7/2011	519,840	0.07
EUR156,000	Veolia Environnement 5.25% 24/4/2014	165,887	0.02
		82,109,869	10.89
ドイツ			
EUR300,000	Bayer 4.375% 11/4/2011	312,429	0.04
EUR1,000,000	Berlin Land 3.125% 31/5/2010	1,015,590	0.13
EUR5,500,000	Bundesobligation 2.25% 11/4/2014	5,469,008	0.73
EUR20,750,000	Bundesobligation '148' 3.5% 8/4/2011	21,518,373	2.85
EUR9,935,000	Bundesobligation '149' 3.5% 14/10/2011	10,356,244	1.37
EUR19,000,000	Bundesobligation '150' 4% 13/4/2012	20,112,260	2.67
EUR2,700,000	Bundesobligation '152' 3.5% 12/4/2013	2,829,722	0.38
EUR3,580,000	Bundesobligation '153' 4% 11/10/2013	3,821,220	0.51
EUR920,000	Bundesrepublik Deutschland 3.5% 4/1/2016	958,185	0.13
EUR5,200,000	Bundesrepublik Deutschland 3.75% 4/1/2015	5,499,260	0.73
EUR160,000	Bundesrepublik Deutschland 3.75% 4/1/2017	168,064	0.02

(続く)

公認証券取引所上場譲渡可能有価証券またはその他の規制市場で取引される譲渡可能有価証券

保有高	銘柄	時価 (ユーロ)	純資産比率 (%)
EUR300,000	Bundesrepublik Deutschland 4% 4/1/2018	318,924	0.04
EUR875,000	Bundesrepublik Deutschland 4.25% 4/1/2014	942,362	0.13
EUR11,000,000	Bundesrepublik Deutschland 5% 4/7/2012	11,947,540	1.58
EUR210,000	Bundesrepublik Deutschland 5.25% 4/1/2011	222,035	0.03
EUR2,065,000	Bundesrepublik Deutschland 5.5% 4/1/2031	2,476,946	0.33
EUR2,450,000	Bundesrepublik Deutschland '03' 3.75% 4/7/2013	2,586,833	0.34
EUR55,000,000	Bundesschatzanweisungen 1.5% 10/6/2011	55,235,399	7.33
EUR7,000,000	Bundesschatzanweisungen '1' 2.25% 10/12/2010	7,119,490	0.94
EUR5,000,000	Commerzbank 2.75% 13/1/2012	5,098,975	0.68
EUR2,000,000	Daimler AG 4.625% 2/9/2014	2,028,680	0.27
EUR500,000	Deutsche Bank 4.5% 7/3/2011	518,500	0.07
EUR625,523	Driver One GmbH '5 A' FRN 21/2/2014	620,956	0.08
EUR500,000	Federal State of North Rhine Westphalia 3.125% 16/11/2010	511,825	0.07
EUR500,000	Gemeinsame Deutsche Bundeslaender 2.625% 7/10/2010	508,180	0.07
EUR36,000,000	German Treasury Bill '020' 0% 18/11/2009 (Zero Coupon)	35,980,199	4.77
EUR400,000	Hypothekenbank in Essen 3.75% 28/9/2012	416,392	0.05
EUR4,000,000	IKB Deutsche Industriebank 2.625% 13/3/2012	4,058,380	0.54
EUR10,000,000	IKB Deutsche Industriebank 2.875% 27/1/2012	10,205,550	1.35
EUR300,000	L-Bank Landeskreditbank Baden-Wuerttemberg Foerderbank 3.125% 6/7/2010	305,496	0.04
EUR200,000	Muenchener Rueckversicherungs 6.75% 21/6/2023	210,928	0.03
EUR1,300,000	NRW.BANK 5% 6/8/2010	1,348,282	0.18
EUR3,110,000	State of Hesse 3.125% 13/5/2014	3,153,568	0.42
EUR300,000	Westfaelische Landschaft-Bodenkredit 3.5% 8/12/2015 (Step-up coupon)	294,750	0.04
		218,170,545	28.94
ギリシャ			
EUR5,000,000	Hellenic Republic Government Bond 4.3% 20/3/2012	5,229,274	0.69
EUR1,670,000	Hellenic Republic Government Bond 4.3% 20/7/2017	1,703,709	0.23
EUR895,000	Hellenic Republic Government Bond 5.5% 20/8/2014	980,817	0.13
EUR1,950,000	Hellenic Republic Government Bond 6% 19/7/2019	2,177,428	0.29
EUR5,330,000	Hellenic Republic Government Bond FRN 20/2/2013	5,536,537	0.73
		15,627,765	2.07

(続く)

公認証券取引所上場譲渡可能有価証券またはその他の規制市場で取引される譲渡可能有価証券

保有高	銘柄	時価 (ユーロ)	純資産比率 (%)
ハンガリー			
EUR250,000	Hungary Government International Bond 4% 27/9/2010	252,933	0.04
インターナショナル			
EUR5,000,000	European Community 3.25% 7/11/2014	5,100,375	0.68
EUR5,000,000	European Community 3.625% 6/4/2016	5,133,225	0.68
EUR7,455,000	European Investment Bank 3.125% 15/4/2014	7,584,754	1.00
EUR1,185,000	European Union 3.125% 3/4/2014	1,208,167	0.16
		19,026,521	2.52
アイルランド			
EUR3,000,000	CARS ALLIANCE FUNDING '2007-1 A' FRN 8/10/2023	2,805,495	0.37
EUR2,500,000	EBS Building Society 3.75% 27/9/2010	2,530,375	0.34
EUR2,365,469	FCC Proudreed Properties '1 A' FRN 18/8/2017	1,472,505	0.20
EUR500,000	GE Capital European Funding FRN 21/10/2009	499,882	0.07
EUR11,000,000	German Postal Pensions Securitisation 2.75% 18/1/2011	11,168,080	1.48
EUR250,000	Governor & Co of the Bank of Ireland 6.45% 10/2/2010	253,304	0.03
EUR8,000,000	Ireland Government Bond 4% 11/11/2011	8,332,320	1.10
EUR1,917,604	Talisman Finance '7 A' FRN 22/4/2017	1,086,802	0.14
EUR438,422	Talisman Finance '7 H' FRN 22/4/2017	65,763	0.01
		28,214,526	3.74
イタリア			
EUR528,054	Agrisecurities '2006-1 A2' FRN 8/12/2023	479,066	0.06
EUR100,000	Atlantia 5.625% 6/5/2016	108,219	0.01
EUR300,000	Cassa Depositi e Prestiti 3.25% 31/7/2010	305,652	0.04
EUR1,500,000	ENI 5.875% 20/1/2014	1,664,348	0.22
EUR200,000	Intesa Sanpaolo 3.75% 9/6/2015	199,815	0.03
EUR600,000	Intesa Sanpaolo 5% 28/4/2011	627,147	0.08
GBP250,000	Intesa Sanpaolo 5.625% 18/3/2024	261,483	0.03
EUR250,000	Intesa Sanpaolo 6.625% 8/5/2018	256,596	0.03
EUR14,000,000	Italy Buoni Poliennali del Tesoro 2.5% 1/7/2012	14,092,259	1.87
EUR2,000,000	Italy Buoni Poliennali del Tesoro 2.75% 15/6/2010	2,031,920	0.27
EUR16,770,000	Italy Buoni Poliennali del Tesoro 3% 1/3/2012	17,152,020	2.28
EUR2,000,000	Italy Buoni Poliennali del Tesoro 3.5% 15/3/2011	2,067,420	0.27

(続く)

公認証券取引所上場譲渡可能有価証券またはその他の規制市場で取引される譲渡可能有価証券

保有高	銘柄	時価 (ユーロ)	純資産比率 (%)
EUR4,000,000	Italy Buoni Poliennali del Tesoro 3.75% 1/2/2011	4,141,900	0.55
EUR5,000,000	Italy Buoni Poliennali del Tesoro 3.75% 15/12/2013	5,183,350	0.69
EUR400,000	Italy Buoni Poliennali del Tesoro 4.25% 1/11/2009	402,479	0.05
EUR12,000,000	Italy Buoni Poliennali del Tesoro 4.25% 15/10/2012	12,659,040	1.68
EUR5,000,000	Italy Buoni Poliennali del Tesoro 4.5% 1/8/2010	5,168,825	0.69
EUR3,000,000	Italy Buoni Poliennali del Tesoro 4.75% 1/2/2013	3,216,870	0.43
EUR200,000	UniCredit 6.7% 5/6/2018	195,775	0.03
		70,214,184	9.31
	日本		
EUR500,000	Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ 3.5% 16/12/2015	498,455	0.07
EUR200,000	Shinsei Bank 3.75% 23/2/2016	151,500	0.02
		649,955	0.09
	ジャージー島		
EUR200,000	BAA Funding 3.975% 15/2/2014	177,550	0.02
EUR1,400,000	HSBC Capital Funding/Jersey Channel Islands 5.3687% 24/3/2014 (Perpetual)	1,093,169	0.15
EUR200,000	ProSecure Funding 4.668% 30/6/2016	124,667	0.02
EUR400,000	WPP Group 6.625% 12/5/2016	414,404	0.05
		1,809,790	0.24
	ルクセンブルグ		
EUR530,000	Clariant Finance Luxembourg 4.375% 5/4/2013	506,184	0.07
EUR145,000	Fiat Finance & Trade 9% 30/7/2012	153,272	0.02
EUR44,006	Volkswagen Car Lease '9 A' FRN 21/4/2012	43,387	0.00
		702,843	0.09
	オランダ		
EUR5,000,000	ABN Amro Bank 3.75% 15/7/2014	5,117,175	0.68
EUR3,300,000	Alliander Finance 4% 20/4/2012	3,400,172	0.45
EUR600,000	Allianz Finance II 4.375% 17/2/2017 (Perpetual)	471,855	0.06
EUR500,000	Daimler International Finance 5.875% 8/9/2011	526,438	0.07

(続く)

公認証券取引所上場譲渡可能有価証券またはその他の規制市場で取引される譲渡可能有価証券

保有高	銘柄	時価 (ユーロ)	純資産比率 (%)
EUR600,000	Daimler International Finance 6.875% 10/6/2011	640,794	0.09
EUR250,000	Deutsche Telekom International Finance 8.125% 29/5/2012	283,984	0.04
EUR993,000	E.ON International Finance 5.125% 7/5/2013	1,065,981	0.14
EUR250,000	EDP Finance 5.5% 18/2/2014	270,849	0.04
EUR1,000,000	ELM for Swiss Life Insurance & Pension Group 5.849% 12/4/2017 (Perpetual)	585,000	0.08
EUR275,000	Enbw International Finance 6.125% 7/7/2039	297,502	0.04
EUR1,588,000	Fortis Bank Nederland Holding 3.375% 19/5/2014	1,621,769	0.21
EUR2,500,000	ING Bank 3.375% 3/3/2014	2,558,338	0.34
EUR1,500,000	ING Bank 5.5% 4/1/2012	1,548,788	0.21
EUR400,000	ING Bank 5.875% 23/2/2011	417,078	0.05
EUR100,000	ING Verzekeringen 3.5% 28/11/2012	100,949	0.01
EUR1,250,000	Koninklijke KPN 5% 13/11/2012	1,324,369	0.18
EUR1,720,000	LeasePlan 3.25% 22/5/2014	1,744,725	0.23
EUR1,000,000	Nederlandse Gasunie 6% 30/10/2013	1,116,250	0.15
EUR1,450,000	Nederlandse Waterschapsbank 4.25% 21/11/2013	1,528,046	0.20
EUR5,000,000	Nederlandse Waterschapsbank FRN 13/7/2011	5,002,770	0.66
EUR300,000	Netherlands Government Bond 2.5% 15/1/2012	305,702	0.04
EUR2,000,000	Netherlands Government Bond 5% 15/7/2012	2,168,830	0.29
EUR3,000,000	Netherlands Government Bond 5.5% 15/7/2010	3,125,249	0.41
EUR380,000	PACCAR Financial Europe 5.125% 19/5/2011	382,953	0.05
EUR370,000	RWE Finance 5% 10/2/2015	396,462	0.05
EUR500,000	RWE Finance 5.75% 20/11/2013	532,775	0.07
EUR370,000	RWE Finance 6.5% 10/8/2021	437,688	0.06
EUR875,000	Schlumberger Finance 4.5% 25/3/2014	916,851	0.12
EUR1,085,000	Shell International Finance 3.375% 9/2/2012	1,117,821	0.15
EUR2,050,000	Siemens Financieringsmaatschappij 4.125% 20/2/2013	2,100,123	0.28
EUR100,000	Siemens Financieringsmaatschappij 5.25% 12/12/2011	106,509	0.01
EUR300,000	Siemens Financieringsmaatschappij 5.75% 4/7/2011	319,578	0.04
US\$600,000	Telefonica Europe 7.75% 15/9/2010	445,426	0.06
EUR700,000	Urenco Finance 5.375% 22/5/2015	720,580	0.10
EUR2,225,000	Volkswagen International Finance 3.75% 16/11/2010	2,266,530	0.30
EUR400,000	Wolters Kluwer 6.375% 10/4/2018	442,588	0.06
		45,408,497	6.02

(続く)

公認証券取引所上場譲渡可能有価証券またはその他の規制市場で取引される譲渡可能有価証券

保有高	銘柄	時価 (ユーロ)	純資産比率 (%)
ノルウェー			
EUR2,000,000	DnB NOR Bank 5.875% 20/6/2013	2,182,700	0.29
EUR700,000	Statkraft AS 5.5% 2/4/2015	746,743	0.10
EUR2,000,000	StatoilHydro 4.375% 11/3/2015	2,100,250	0.28
		5,029,693	0.67
ポーランド			
EUR1,423,000	Poland Government International Bond 5.875% 3/2/2014	1,526,801	0.20
EUR605,000	Republic of Poland 5.625% 20/6/2018	636,805	0.09
		2,163,606	0.29
ポルトガル			
EUR400,000	Banco Comercial Portugues 4.875% 9/5/2010	409,304	0.05
EUR300,000	Banco Santander Totta 3.75% 12/6/2012	305,396	0.04
		714,700	0.09
スロバキア			
EUR2,800,000	Slovak Republic 4.375% 21/1/2015	2,863,755	0.38
スロベニア			
EUR3,400,000	Nova Ljubljanska Banka DD Ljubljana 3.25% 23/7/2012	3,415,878	0.45
スペイン			
EUR300,000	Banco Bilbao Vizcaya Argentaria 2.75% 7/6/2010	303,217	0.04
EUR500,000	Banco Bilbao Vizcaya Argentaria 3.5% 15/3/2011	512,615	0.07
EUR500,000	Banco Bilbao Vizcaya Argentaria 4.5% 12/11/2015	495,585	0.07
EUR6,100,000	Bancontander 3.875% 27/5/2014	6,280,103	0.83
EUR900,000	BBVA International Preferred 3.798% 22/9/2015 (Perpetual)	639,747	0.08
EUR2,900,000	BBVA Senior Finance SAU 3.625% 14/5/2012	2,963,162	0.39
EUR3,800,000	Caja de Ahorros de Valencia Castellon Alicante 3% 11/5/2012	3,856,354	0.51
EUR300,000	La Caja de Ahorros y Pensiones de Barcelona 5.25% 5/4/2011	315,419	0.04
EUR1,000,000	Santander International Debt 3.375% 21/4/2011	1,019,285	0.13

(続く)

公認証券取引所上場譲渡可能有価証券またはその他の規制市場で取引される譲渡可能有価証券

保有高	銘柄	時価 (ユーロ)	純資産比率 (%)
EUR1,500,000	Santander International Debt 5.125% 11/4/2011	1,567,530	0.21
EUR1,000,000	Santander Issuances S.A Unipersonal 5.435% 24/10/2017	1,024,975	0.14
EUR500,000	Santander Issuances S.A Unipersonal FRN 23/3/2017	443,135	0.06
EUR5,000,000	Spain Government Bond 5.35% 31/10/2011	5,395,349	0.72
EUR5,750,000	Spain Government Bond 5.4% 30/7/2011	6,173,199	0.82
		30,989,675	4.11
	スウェーデン		
EUR2,065,000	Svensk Exportkredit AB 3.625% 27/5/2014	2,102,067	0.28
EUR7,000,000	Svenska Handelsbanken AB 3% 20/8/2012	7,022,540	0.93
EUR400,000	Svenska Handelsbanken AB 4.875% 25/3/2014	423,890	0.05
EUR350,000	Vattenfall Treasury 5.75% 5/12/2013	384,288	0.05
EUR300,000	Vattenfall Treasury 6.75% 31/1/2019	353,330	0.05
		10,286,115	1.36
	スイス		
EUR5,000,000	Credit Suisse 5.125% 30/3/2012	5,273,175	0.70
	英国		
EUR450,000	Anglian Water Services Financing 4.625% 7/10/2013	465,716	0.06
EUR531,675	Arran Residential Mortgages Funding '2006-1X A2C' FRN 12/4/2056	485,868	0.06
EUR1,500,000	Aviva 5.7% 29/9/2015 (Perpetual)	1,136,250	0.15
EUR580,000	Bank of Scotland 5.5% 29/10/2012	577,422	0.08
EUR750,000	Barclays Bank 5.75% 8/3/2011	778,166	0.10
EUR100,000	BP Capital Markets 4.25% 10/1/2011	103,815	0.01
EUR3,950,000	Chester Asset Receivables Dealings No 11 6.125% 15/10/2010	3,904,812	0.52
EUR500,000	Diago Finance 6.625% 5/12/2014	568,528	0.08
EUR1,313,680	EMF-UK FRN 13/3/2026	684,657	0.09
EUR7,385,000	Eurosail FRN 13/3/2045	2,530,627	0.34
EUR492,254	Gracechurch Mortgage Financing '2007-1X 2A2' FRN 20/11/2056	488,188	0.06
EUR1,150,000	HSBC Bank FRN 29/3/2016	1,096,783	0.15
US\$3,000,000	HSBC Holdings FRN 6/10/2016	1,962,185	0.26
EUR200,000	Imperial Tobacco Finance 7.25% 15/9/2014	222,605	0.03
EUR455,000	ITV 6% 3/10/2011	446,644	0.06
EUR4,500,000	Lloyds TSB Bank 3.75% 17/11/2011	4,677,210	0.62
EUR1,000,000	Lloyds TSB Bank 4.375% 19/4/2011	1,023,135	0.14

(続く)

公認証券取引所上場譲渡可能有価証券またはその他の規制市場で取引される譲渡可能有価証券

保有高	銘柄	時価 (ユーロ)	純資産比率 (%)
EUR150,000	Lloyds TSB Bank 6.25% 15/4/2014	161,427	0.02
EUR1,100,000	Mound Financing '4X 3A' FRN 8/11/2032	1,052,948	0.14
EUR750,000	National Grid Electricity Transmission 6.625% 28/1/2014	840,694	0.11
EUR450,000	National Westminster Bank 6% 21/1/2010	447,077	0.06
US\$1,437,291	Paragon Mortgages FRN 15/5/2043	366,430	0.05
EUR1,750,000	Paragon Mortgages FRN 15/4/2044	560,000	0.07
EUR2,000,000	Paragon Mortgages '12X B1B' FRN 15/11/2038	471,468	0.06
EUR2,000,000	Paragon Mortgages '14X BB' FRN 15/9/2039	274,327	0.04
EUR400,000	Permanent Financing '8 4A' FRN 10/9/2032	385,302	0.05
US\$2,000,000	Permanent Master Issuer '2006-1 2A' FRN 15/10/2015	1,395,188	0.19
EUR160,000	Prudential 5.75% 19/12/2021	149,390	0.02
EUR1,000,000	Royal Bank of Scotland 3.75% 14/11/2011	1,039,210	0.14
EUR3,500,000	Standard Chartered 4.875% 11/3/2011	3,628,835	0.48
EUR460,000	Tesco 5.625% 12/9/2012	495,098	0.07
GBP1,600,000	United Kingdom Gilt 4.75% 7/12/2038	2,015,900	0.27
GBP1,220,000	United Kingdom Gilt Inflation Linked 2.5% 26/7/2016	3,949,179	0.52
EUR225,000	Vodafone Group 6.875% 4/12/2013	257,459	0.03
US\$520,000	Vodafone Group 7.75% 15/2/2010	375,492	0.05
		39,018,035	5.18
	米国		
EUR1,300,000	American Honda Finance 3.75% 16/3/2011	1,327,599	0.18
EUR500,000	American International Group 4% 20/9/2011	452,500	0.06
EUR100,000	American International Group 4.875% 15/3/2067	39,996	0.01
EUR300,000	BA Covered Bond Issuer 4.125% 5/4/2012	303,005	0.04
EUR160,000	Banca Popolare di Bergamo Capital Trust 8.364% 15/2/2011 (Perpetual)	149,600	0.02
EUR155,000	Banca Popolare di Lodi Investors Trust III 6.742% 30/6/2015 (Perpetual)	113,538	0.01
US\$2,600,000	Bank of New York Mellon 4.3% 15/5/2014	1,915,589	0.25
US\$315,000	Belo 6.75% 30/5/2013	192,891	0.03
EUR100,000	Cargill 6.25% 24/7/2015	109,042	0.01
US\$1,950,000	Cellco Partnership / Verizon Wireless Capital '144A' 3.75% 20/5/2011	1,409,897	0.19
EUR1,000,000	Citibank Credit Card Issuance Trust '2004-A2 A' FRN 24/5/2013	937,377	0.12
US\$304,466	Citicorp Mortgage Securities '2006-5 1A2' 6% 25/10/2036	199,522	0.03

(続く)

公認証券取引所上場譲渡可能有価証券またはその他の規制市場で取引される譲渡可能有価証券

保有高	銘柄	時価 (ユーロ)	純資産比率 (%)
EUR1,200,000	CL Capital Trust I 7.047% 26/4/2012 (Perpetual)	1,019,400	0.14
US\$1,000,000	Commercial Mortgage Pass Through Certificates '2003-LB1A A2' 4.084% 10/6/2038	688,639	0.09
US\$700,000	Countrywide Alternative Loan Trust '2005-54CB 2A4' 5.5% 25/11/2035	351,421	0.05
US\$600,000	Countrywide Alternative Loan Trust '2005-54CB 3A4' 5.5% 25/11/2035	303,084	0.04
US\$298,560	Countrywide Home Loan Mortgage Pass Through Trust '2007-10 A22' 6% 25/7/2037	158,795	0.02
EUR250,000	Daimler North America 4.375% 16/3/2010	253,014	0.03
US\$28,880	Deutsche ALT-A Securities Inc Alternate Loan Trust '2007-BAR1 A1' FRN 25/3/2037	20,001	0.00
US\$625,000	Enterprise Products Operating 4.6% 1/8/2012	453,390	0.06
US\$129,492	First Union National Bank Commercial Mortgage '1999-C4 A2' 7.39% 15/12/2031	90,590	0.01
US\$1,650,000	Ge Capital Commercial Mortgage '2007-C1 A2' 5.417% 10/12/2049	1,121,318	0.15
EUR4,479,000	Goldman Sachs Group 3.5% 8/12/2011	4,638,228	0.62
EUR100,000	Goldman Sachs Group 5.375% 15/2/2013	104,789	0.01
EUR500,000	Goldman Sachs Group FRN 11/5/2011	494,255	0.07
US\$1,650,000	GS Mortgage Securities Corp II '2007-GG10 A2' 5.778% 10/8/2045	1,150,321	0.15
US\$402,202	GSAA Trust '2007-5 1AV1' FRN 25/3/2047	188,973	0.03
US\$697,486	GSR Mortgage Loan Trust '2007-4F 3A1' 6% 25/7/2037	401,339	0.05
US\$1,000,000	Hewlett-Packard 2.25% 27/5/2011	712,576	0.09
EUR200,000	Hypo Real Estate International Trust I 5.864% 14/6/2017 (Perpetual)	29,000	0.00
US\$400,000	Indymac IMJA Mortgage Loan Trust '2007-A1 A4' 6% 25/8/2037	108,556	0.01
US\$600,000	International Business Machines 6.5% 15/10/2013	478,441	0.06
EUR1,400,000	IntesaBci Capital Trust 6.988% 12/7/2011 (Perpetual)	1,243,200	0.16
US\$254,443	JP Morgan Mortgage Trust '2006-S3 1A12' 6.5% 25/8/2036	132,290	0.02
US\$288,310	JP Morgan Mortgage Trust '2007-S1 2A22' 5.75% 25/3/2037	159,866	0.02
US\$396,390	JP Morgan Mortgage Trust '2007-S2 1A15' 6.75% 25/6/2037	223,980	0.03
EUR6,500,000	JPMorgan Chase & Co 3.625% 12/12/2011	6,748,918	0.90
EUR1,050,000	JPMorgan Chase & Co 4.625% 31/1/2011	1,085,270	0.14

(続く)

[前](#) [次](#)

公認証券取引所上場譲渡可能有価証券またはその他の規制市場で取引される譲渡可能有価証券

保有高	銘柄	時価 (ユーロ)	純資産比率 (%)
EUR1,050,000	JPMorgan Chase & Co 5.25% 8/5/2013	1,116,938	0.15
EUR1,000,000	Merrill Lynch & FRN 8/2/2010	996,038	0.13
EUR3,150,000	Morgan Stanley 6.5% 15/4/2011	3,302,429	0.44
EUR300,000	Morgan Stanley FRN 20/7/2012	283,431	0.04
EUR300,000	New York Life Global Funding 3.75% 19/10/2009	300,548	0.04
EUR950,000	Pfizer 3.625% 3/6/2013	977,659	0.13
EUR250,000	Philip Morris International 5.875% 4/9/2015	277,120	0.04
EUR4,000,000	Roche Holdings 4.625% 4/3/2013	4,237,860	0.56
EUR500,000	SLM Student Loan Trust '2003-10' 4.05% 17/9/2010	495,790	0.07
US\$295,000	SLM Student Loan Trust '2008-5 A2' FRN 25/10/2016	208,453	0.03
US\$295,000	SLM Student Loan Trust '2008-5 A3' FRN 25/1/2018	209,287	0.03
US\$1,000,000	TIAA Seasoned Commercial Mortgage Trust '2007-C4 A3' 6.089% 15/8/2039	723,330	0.10
US\$450,000	Time Warner Cable 8.25% 14/2/2014	368,141	0.05
EUR1,000,000	Toyota Motor Credit 5.25% 3/2/2012	1,063,340	0.14
US\$1,325,000	US Treasury Bond 2.625% 31/7/2014	935,679	0.12
EUR1,000,000	Verizon Wireless Capital 7.625% 19/12/2011	1,111,715	0.15
EUR1,200,000	VW Credit 5.125% 19/5/2011	1,248,180	0.17
US\$266,224	Wells Fargo Mortgage Backed Securities Trust '2007-10 1A21' 6% 25/7/2037	162,421	0.02
EUR100,000	WM Covered Bond Program 4% 27/9/2016	93,437	0.01
EUR500,000	Zurich Finance USA 4.875% 14/4/2012	525,050	0.07
		48,147,056	6.39
債券合計		683,152,521	90.62
公認証券取引所上場譲渡可能有価証券またはその他の規制市場で取引される譲渡可能有価証券合計		712,179,548	94.47
非上場有価証券			
債券			
	アイスランド		
US\$2,500,000	Glitnir Banki HF '144A' 6.375% 25/9/2012	354,289	0.05
	英国		
US\$14,000,000	Eurosail '2007-3A A2B' FRN 13/6/2045	2,302,443	0.30
GBP3,750,000	Eurosail '2007-3A A3C' FRN 13/6/2045	724,200	0.10
		3,026,643	0.40
非上場有価証券合計		3,380,932	0.45
ポートフォリオ合計		715,560,480	94.92
その他の純資産		38,292,782	5.08
純資産合計(ユーロ)		753,853,262	100.00

スワップ

2009年8月31日現在

想定元本	銘柄	未実現利益 / (損失) (ユーロ)
GBP750,000	インフレーション連動スワップ (Barclays) (ファンドは, UKRPI + 0bpsの変動金利を支払い, 3.055%の固定金利を受け取る。) (11/10/2036)	(106,069)
GBP1,220,000	インフレーション連動スワップ (Goldman Sachs) (ファンドは, UKRPI + 0bpsを支払い, 英ポンド6ヶ月Libor+ 65bpsの変動金利を受け取る。) (26/7/2016)	22,357
EUR22,650,000	インフレーション連動スワップ (Goldman Sachs) (ファンドは, 1.9292%の固定金利を支払い, FRCPXTOB + 0bpsの変動金利を受け取る。) (30/7/2014)	140,987
EUR22,650,000	インフレーション連動スワップ (Goldman Sachs) (ファンドは, FRCPXTOB + 0bpsの変動金利を支払い, 2.4%の固定金利を受け取る。) (30/7/2019)	45,726
EUR500,000	クレジット・デフォルト・スワップ (Barclays) (ファンドは, StMicroelectronics NV 0% 5/7/2013のデフォルト・プロテクションを受け取り, 0.235%の固定金利を支払う。) (20/12/2012)	4,884
EUR850,000	クレジット・デフォルト・スワップ (Barclays) (ファンドは, Wolters Kluwer 5.125% 27/1/2014のデフォルト・プロテクションを受け取り, 0.92%の固定金利を支払う。) (20/6/2013)	(16,527)
EUR400,000	クレジット・デフォルト・スワップ (Deutsche Bank) (ファンドは, Pearson Plc 7% 27/10/2014のデフォルト・プロテクションを受け取り, 0.56%の固定金利を支払う。) (20/6/2013)	(2,438)
EUR530,000	クレジット・デフォルト・スワップ (Union Bank of Switzerland) (ファンドは, Clariant AG 4.375% 5/4/2013のデフォルト・プロテクションを受け取り, 2.45%の固定金利を支払う。) (20/6/2013)	3,383
EUR400,000	クレジット・デフォルト・スワップ (Morgan Stanley) (ファンドは, Unilever NV 7.125% 1/11/2010のデフォルト・プロテクションを受け取り, 0.33%の固定金利を支払う。) (20/3/2013)	(1,671)
EUR500,000	クレジット・デフォルト・スワップ (Deutsche Bank) (ファンドは, Goldman Sachs Group Inc 6.6% 15/1/2012のデフォルト・プロテクションを受け取り, 5%の固定金利を支払う。) (20/12/2013)	(72,977)
EUR550,000	クレジット・デフォルト・スワップ (Credit Suisse) (ファンドは, Man Group Plc 3.75% 12/11/2009のデフォルト・プロテクションを受け取り, 1.98%の固定金利を支払う。) (20/12/2013)	885
EUR150,000	クレジット・デフォルト・スワップ (Credit Suisse) (ファンドは, Heidelberg Cement Finance BV 4.75% 9/4/2009のデフォルト・プロテクションを提供し, 6.62%の固定金利を受け取る。) (20/12/2013)	(4,279)
EUR200,000	クレジット・デフォルト・スワップ (Credit Suisse) (ファンドは, Portugal Telecom International Finance BV 3.75% 26/3/2012のデフォルト・プロテクションを受け取り, 1.65%の固定金利を支払う。) (20/12/2013)	(8,071)

(続く)

スワップ

2009年8月31日現在

想定元本	銘柄	未実現利益 / (損失) (ユーロ)
EUR400,000	クレジット・デフォルト・スワップ (Deutsche Bank) (ファンドは, Portugal Telecom International Finance BV 3.75% 26/3/2012のデフォルト・プロテクションを受け取り, 1.6%の固定金利を支払う。) (20/12/2013)	(15,326)
EUR650,000	クレジット・デフォルト・スワップ (Barclays) (ファンドは, Henkel AG & Co KGAA 4.25% 10/6/2013のデフォルト・プロテクションを受け取り, 1.1%の固定金利を支払う。) (20/12/2013)	(14,228)
EUR1,350,000	クレジット・デフォルト・スワップ (Deutsche Bank) (ファンドは, Carrefour SA 4.375% 2/11/2016のデフォルト・プロテクションを受け取り, 0.83%の固定金利を支払う。) (20/3/2014)	(19,690)
EUR450,000	クレジット・デフォルト・スワップ (Deutsche Bank) (ファンドは, Deutsche Lufthansa AG 4.625% 6/5/2013のデフォルト・プロテクションを受け取り, 1.77%の固定金利を支払う。) (20/9/2013)	1,995
EUR450,000	クレジット・デフォルト・スワップ (Citibank) (ファンドは, Tomkins Plc 8% 20/12/2011のデフォルト・プロテクションを受け取り, 2.9%の固定金利を支払う。) (20/9/2013)	(24,126)
US\$130,000	クレジット・デフォルト・スワップ (JP Morgan) (ファンドは, Nova Chemicals Corp 15/11/2013のデフォルト・プロテクションを受け取り, 5%の固定金利を支払う。) (20/06/2012)	(2,052)
US\$100,000	クレジット・デフォルト・スワップ (Citibank) (ファンドは, Nova Chemicals Corp 15/11/2013のデフォルト・プロテクションを受け取り, 5%の固定金利を支払う。) (20/03/2012)	(2,216)
US\$315,000	クレジット・デフォルト・スワップ (Barclays) (ファンドは, Belo Corp. 7.75% 01/6/2027のデフォルト・プロテクションを受け取り, 5%の固定金利を支払う。) (20/6/2013)	(16,642)
EUR1,700,000	クレジット・デフォルト・スワップ (Citibank) (ファンドは, Valeo SA 3.75% 24/06/2013のデフォルト・プロテクションを受け取り, 2.2%の固定金利を支払う。) (20/6/2014)	17,460
US\$950,000	クレジット・デフォルト・スワップ (Goldman Sachs) (ファンドは, Croatia (Republic of) 5% 15/4/2014のデフォルト・プロテクションを受け取り, 2.2%の固定金利を支払う。) (20/6/2014)	3,462
EUR6,000,000	金利スワップ (Deutsche Bank) (ファンドは, 4.625%の固定金利を受け取り, ユーロ6ヶ月Euriborの変動金利を支払う。) (14/12/2009)	52,722
NZD15,700,000	金利スワップ (Royal Bank of Scotland) (ファンドは, 6.885%の固定金利を受け取り, 3ヶ月NZD-BBR-FRAの変動金利を支払う。) (3/7/2019)	25,392
GBP13,150,000	金利スワップ (Barclays) (ファンドは, 4.6525%の固定金利を受け取り, 英ポンド6ヶ月Liborの変動金利を支払う。) (8/8/2013)	128,276

(続く)

スワップ

2009年8月31日現在

想定元本	銘柄	未実現利益 / (損失) (ユーロ)
GBP4,200,000	金利スワップ (Barclays) (ファンドは、英ポンド6ヶ月Liborの変動金利を受け取り、4.8125%の固定金利を支払う。) (8/8/2018)	(91,068)
HUF187,000,000	金利スワップ (Deutsche Bank) (ファンドは、ハンガリー・フォリント6ヶ月BUBORの変動金利を受け取り、6.81%の固定金利を支払う。) (13/8/2020)	207
HUF1,244,000,000	金利スワップ (JP Morgan) (ファンドは、ハンガリー・フォリント6ヶ月BUBORの変動金利を受け取り、6.82%の固定金利を支払う。) (13/8/2020)	(1,626)
CHF19,855,000	金利スワップ (Goldman Sachs) (ファンドは、スイス・フラン3ヶ月Liborの変動金利を受け取り、0.945%の固定金利を支払う。) (19/8/2012)	(12,861)
AUD11,005,000	金利スワップ (Deutsche Bank) (ファンドは、4.22%の固定金利を受け取り、豪ドル3ヶ月BBSWの変動金利を支払う。) (11/5/2011)	(67,322)
AUD22,015,000	金利スワップ (Deutsche Bank) (ファンドは、4.2175%の固定金利を受け取り、豪ドル3ヶ月BBSWの変動金利を支払う。) (11/05/2011)	(134,984)
AUD22,020,000	金利スワップ (Deutsche Bank) (ファンドは、4.24%の固定金利を受け取り、豪ドル3ヶ月BBSWの変動金利を支払う。) (10/05/2011)	(131,934)
NZD53,000,000	金利スワップ (ANZ) (ファンドは、4.4%の固定金利を受け取り、3ヶ月NZD-BBR-FRAの変動金利を支払う。) (2/6/2011)	(64,313)
		<u>(362,684)</u>

注：当該取引の時価合計(286,741ユーロ)は、純資産計算書に含まれている(注記2c参照)。

未決済の先物外国為替予約取引

2009年8月31日現在

買建	売建	受渡日	未実現利益 / (損失) (ユーロ)
コア・ファンド			
US\$1,604,446	KRW2,028,020,000	3/9/2009	(13,567)
KRW2,028,020,000	US\$1,647,190	3/9/2009	(16,346)
US\$1,457,724	JPY139,650,000	3/9/2009	(30,891)
JPY155,161,524	US\$1,604,400	3/9/2009	44,988
US\$11,188,744	ZAR87,515,000	10/9/2009	(13,431)
US\$9,875,088	EUR6,895,000	11/9/2009	15,901
EUR1,413,853	JPY186,770,000	17/9/2009	8,019
PLN3,690,000	EUR891,641	17/9/2009	8,185
EUR25,676,682	GBP22,010,000	17/9/2009	674,093
EUR847,072	PLN3,500,100	17/9/2009	(6,446)
EUR28,059,815	EUR39,000,000	17/9/2009	766,339
PLN32,309,505	HUF2,110,339,370	17/9/2009	151,655
NOK45,865,000	EUR5,122,754	17/9/2009	196,627
JPY145,609,000	EUR1,093,161	17/9/2009	2,851
US\$4,515,000	EUR3,193,995	17/9/2009	(34,251)
SEK55,374,000	CZK136,472,848	22/10/2009	72,405
US\$24,420,000	HKD189,098,712	30/10/2009	8,445
KRW9,960,573,000	JPY754,017,638	30/11/2009	(101,202)
AUD4,470,000	NZD5,468,643	1/12/2009	7,517
未実現利益純額			1,740,891

注：当該取引により生じた未実現利益純額は、純資産計算書に含まれている（注記2 c 参照）。

未決済の先物契約

2009年8月31日現在

契約数	契約 / 銘柄	満期日	時価 (ユーロ)
307	Euro Schatz	2009年9月	33,240,425
45	Euro Bund	2009年9月	5,514,750
(680)	Euro BOBL	2009年9月	(79,050,000)
(264)	3 Month Euro EURIBOR	2010年6月	(65,043,000)
264	3 Month Euro EURIBOR	2011年6月	64,254,300
契約額合計			(41,083,525)

注：当該取引により生じた未実現損失純額698,122ユーロは、純資産計算書に含まれている（注記2 c 参照）。

注記は、当財務書類の不可分の一部である。

ブラックロック・グローバル・ファンズ
財務書類に対する注記

1. 組織

ブラックロック・グローバル・ファンズ(以下「当社」という。)は、オープン・エンド型の投資法人(変動資本を有する会社型投資信託またはS I C A V)であり、2002年12月20日付ルクセンブルグ法第1部(以下「2002年法」という。)に基づき設立された。

2009年8月31日現在、当社は60のファンドの投資証券の募集を行っている。各ファンドは、それぞれ個別の資産プールであり、それぞれ個別の投資証券により表象され、各投資証券クラスに以下のとおり分類されている。

投資証券クラス

2009年8月31日現在、当社は以下の投資証券の募集を行っている。

クラスA

クラスA 毎日分配型投資証券

クラスA ユーロ建ヘッジを使用した毎日分配型投資証券

クラスA 毎月分配型投資証券

クラスA ユーロ建ヘッジを使用した毎月分配型投資証券

クラスA 毎四半期分配型投資証券

クラスA ユーロ建ヘッジを使用した毎四半期分配型投資証券

クラスA 英ポンド建ヘッジを使用した毎四半期分配型投資証券

クラスA シンガポール・ドル建ヘッジを使用した毎四半期分配型投資証券

クラスA 米ドル建ヘッジを使用した毎四半期分配型投資証券

クラスA 無分配型投資証券

クラスA ユーロ建ヘッジを使用した無分配型投資証券

クラスA スイス・フラン建ヘッジを使用した無分配型投資証券

クラスA 英ポンド建ヘッジを使用した無分配型投資証券

クラスA シンガポール・ドル建ヘッジを使用した無分配型投資証券

クラスA 米ドル建ヘッジを使用した無分配型投資証券

クラスA 英国販売会社ステータス投資証券

クラスA ユーロ建ヘッジを使用した英国販売会社ステータス投資証券

クラスA 英ポンド建ヘッジを使用した英国販売会社ステータス投資証券

クラスA 香港ドル建ヘッジを使用しない無分配型投資証券

クラスB

クラスB 毎日分配型投資証券

クラスB ユーロ建ヘッジを使用した毎日分配型投資証券

クラスB 毎四半期分配型投資証券

クラスB ユーロ建ヘッジを使用した毎四半期分配型投資証券

クラスB 英ポンド建ヘッジを使用した毎四半期分配型投資証券

クラスB 米ドル建ヘッジを使用した毎四半期分配型投資証券

クラスB 無分配型投資証券

クラスB ユーロ建ヘッジを使用した無分配型投資証券

クラスB 英ポンド建ヘッジを使用した無分配型投資証券

クラスB シンガポール・ドル建ヘッジを使用した無分配型投資証券

クラスB 米ドル建ヘッジを使用した無分配型投資証券

クラスB 香港ドル建ヘッジを使用しない無分配型投資証券

クラスC

クラスC 毎日分配型投資証券

クラスC ユーロ建ヘッジを使用した毎日分配型投資証券

クラスC 毎月分配型投資証券

クラスC ユーロ建ヘッジを使用した毎月分配型投資証券

クラスC 毎四半期分配型投資証券

クラスC ユーロ建ヘッジを使用した毎四半期分配型投資証券

クラスC 英ポンド建ヘッジを使用した毎四半期分配型投資証券

クラスC 米ドル建ヘッジを使用した毎四半期分配型投資証券

クラスC 無分配型投資証券

クラスC ユーロ建ヘッジを使用した無分配型投資証券

クラスC 英ポンド建ヘッジを使用した無分配型投資証券

クラスC シンガポール・ドル建ヘッジを使用した無分配型投資証券

クラスC 米ドル建ヘッジを使用した無分配型投資証券

クラスC 香港ドル建ヘッジを使用しない無分配型投資証券

クラスD

クラスD 無分配型投資証券

クラスD 英国販売会社ステータス投資証券

クラスD ユーロ建ヘッジを使用した無分配型投資証券

クラスD 英ポンド建ヘッジを使用した無分配型投資証券

クラスE

クラスE ユーロ建ヘッジを使用した毎四半期分配型投資証券

クラスE 無分配型投資証券

クラスE ユーロ建ヘッジを使用した無分配型投資証券

クラスE 英ポンド建ヘッジを使用した無分配型投資証券

クラスI

クラスI 無分配型投資証券*

クラスI ユーロ建ヘッジを使用した無分配型投資証券*

クラスJ

クラスJ 毎月分配型投資証券*

クラスJ 無分配型投資証券*

クラスQ

クラスQ 毎日分配型投資証券**

クラスQ ユーロ建ヘッジを使用した毎日分配型投資証券**

クラスQ 無分配型投資証券**

クラスQ ユーロ建ヘッジを使用した無分配型投資証券**

クラスQ 英ポンド建ヘッジを使用した無分配型投資証券**

クラスX

クラスX無分配型投資証券*

クラスXユーロ建ヘッジを使用した無分配型投資証券*

クラスXスイス・フラン建ヘッジを使用した無分配型投資証券*

クラスX分配型投資証券*

クラスX豪ドル建ヘッジを使用した毎月分配型投資証券*

クラスX毎月分配型投資証券*

クラスX英債券建ヘッジを使用した英国販売会社ステータス投資証券*

* 機関投資家が購入可能

** ブラックロック・グループ内の企業が出資するその他のファンドの投資証券を過去に保有していた投資家が購入可能な特例投資証券クラス。当社では、当該証券はすでに募集されていない。

各投資証券クラスは当社に対して同等の権利を有しているが、特徴および費用発生等の仕組みはそれぞれ異なり、これについては当社の目論見書において詳述されている。

インディア・ファンド

ブラックロック・グローバル・ファンズのインディア・ファンドは、その投資目標および投資方針に準拠して、当社の完全子会社であるブラックロック・インディア・エクイティーズ・ファンド（モーリシャス）リミテッド（以下「同子会社」という。）のみを通じて実質的にすべての純資産をインドに投資している。

同子会社のすべての資産および負債、収益および費用は当社の純資産計算書および損益計算書において連結されている。同子会社が保有するすべての投資は、当社の財務書類において開示されている。

同子会社は、有限責任のオープンエンド型の投資法人として、モーリシャスの法律に基づき2004年9月1日に設立された。現在、同子会社は、インド/モーリシャスの二重課税防止条約の税額控除による恩恵を受けている。これは将来において変更されない保証はない。

ファンドの設定

2009年6月19日付で、米ドル建のグローバル・インフレーション・リンクド・ボンド・ファンドが設定された。

2009年7月24日付で、ユーロ建のユーロ・リザーブ・ファンドが設定された。

ファンドの統合

2009年1月23日付で、コンサパティブ・アロケーション・ファンド（米ドル建）およびコンサパティブ・アロケーション・ファンド（ユーロ建）は、グローバル・アロケーション・ファンドに統合された。

ファンドの終了

2009年1月26日付で、ダイナミック・リザーブ・ファンドは清算された。

2009年4月24日付で、グローバル・キャピタル・セキュリティーズ・アブソリュート・リターン・ファンドは清算された。

2009年8月31日に終了した年度中の重要事象

2009年8月1日、ブラックロック（チャネル諸島）リミテッドは投資運用会社を退任した。同日よりブラックロック（ルクセンブルグ）エス・エーが任命され、当社の投資顧問会社を直接監督する予定である。各ファンドの日々の投資運用に対して責任がある投資顧問会社に変更はない。また、ブラックロック（チャネル諸島）リミテッドは引き続きファンドの主要販売会社である。

投資証券クラスの設定

以下に開示する日付は設定日であるが、当該クラスはその後終了した可能性もある。

発効日	種類	ファンド
2008年12月22日	クラスD無分配型投資証券	コンチネンタル・ヨーロピアン・フレキシブル・ファンド
2009年1月19日	クラスA毎日分配型投資証券	エマージング・ヨーロッパ・ファンド、ヨーロピアン・ファンド、グローバル・アロケーション・ファンド、グローバル・ダイナミック・エクイティ・ファンド、ラテン・アメリカン・ファンド、ニュー・エネルギー・ファンド、USフレキシブル・エクイティ・ファンド、ワールド・エネルギー・ファンド、ワールド・ゴールド・ファンド、ワールド・マイニング・ファンド
2009年2月2日	クラスAユーロ建ヘッジを使用した毎日分配型投資証券	USフレキシブル・エクイティ・ファンド
2009年2月27日	クラスX無分配型投資証券	ユーロ・コーポレート・ボンド・ファンド
2009年2月27日	クラスXユーロ建ヘッジを使用した無分配型投資証券	グローバル・コーポレート・ボンド・ファンド
2009年3月2日	クラスX無分配型投資証券	ニュー・エネルギー・ファンド
2009年3月4日	クラスAユーロ建ヘッジを使用した無分配型投資証券	エマージング・マーケッツ・ボンド・ファンド
2009年3月6日	クラスX英ポンド建ヘッジを使用した英国販売会社ステータス投資証券	グローバル・コーポレート・ボンド・ファンド
2009年4月21日	クラスD無分配型投資証券	USガバメント・モーゲージ・ファンド
2009年6月16日	クラスX無分配型投資証券	グローバル・コーポレート・ボンド・ファンド
2009年6月19日	クラスA無分配型投資証券	グローバル・インフレーション・リンクド・ボンド・ファンド
2009年6月19日	クラスXユーロ建ヘッジを使用した無分配型投資証券	グローバル・インフレーション・リンクド・ボンド・ファンド
2009年6月25日	クラスD英国販売会社ステータス投資証券	ニュー・エネルギー・ファンド
2009年7月6日	クラスX無分配型投資証券	ユーロ・ショート・デュレーション・ボンド・ファンド
2009年7月23日	クラスAユーロ建ヘッジを使用した無分配型投資証券	グローバル・インフレーション・リンクド・ボンド・ファンド
2009年7月23日	クラスA毎月分配型投資証券	グローバル・インフレーション・リンクド・ボンド・ファンド
2009年7月23日	クラスC無分配型投資証券	グローバル・インフレーション・リンクド・ボンド・ファンド
2009年7月23日	クラスC毎月分配型投資証券	グローバル・インフレーション・リンクド・ボンド・ファンド
2009年7月24日	クラスA無分配型投資証券	ユーロ・リザーブ・ファンド
2009年7月24日	クラスB無分配型投資証券	ユーロ・リザーブ・ファンド
2009年7月24日	クラスC無分配型投資証券	ユーロ・リザーブ・ファンド
2009年7月24日	クラスD無分配型投資証券	ユーロ・リザーブ・ファンド
2009年7月24日	クラスE無分配型投資証券	ユーロ・リザーブ・ファンド
2009年7月24日	クラスQ無分配型投資証券	ユーロ・リザーブ・ファンド
2009年8月14日	クラスX豪ドル建ヘッジを使用した毎月分配型投資証券	ワールド・インカム・ファンド
2009年8月14日	クラスX毎月分配型投資証券	ワールド・インカム・ファンド

ファンドの名称変更

発効日	旧名称	新名称
2009年5月11日	ジャパン・オポテュニティーズ・ファンド	ジャパン・スモール・アンド・ミッドキャップ・オポテュニティーズ・ファンド
2009年5月11日	USオポテュニティーズ・ファンド	USスモール・アンド・ミッドキャップ・オポテュニティーズ・ファンド
2009年7月24日	リザーブ・ファンド	USダラー・リザーブ・ファンド

2. 重要な会計方針の要約

当財務書類は、ルクセンブルグの投資法人のためにルクセンブルグの関係当局が規定した様式および規則に準拠して作成され、また、以下の重要な会計方針を含んでいる。

(a) 投資およびその他の資産の評価

当社の投資およびその他の資産は以下のとおり評価されている。

- 公認証券取引所上場譲渡可能有価証券またはその他の規制市場で取引されている譲渡可能有価証券は、評価日現在において入手可能な直近の実勢価格に基づいて評価される。有価証券が複数の証券取引所で上場または複数の市場で取引されている場合、入手可能な直近の価格、または適宜、主要な証券取引所または市場における平均価格が適用されることがある。
- 非上場有価証券または証券取引所もしくはその他の規制市場で売買もしくは取引されていない有価証券（クローズド・エンド型の投資ファンドの有価証券を含む。）、および評価価格が入手不可能な当該その他の市場における上場・非上場有価証券、またはファンドの取締役会が相場価格は公正市場価値を表していないと考える有価証券について、これらの時価は実現可能な売却価格に基づきファンドの取締役会により慎重かつ誠実に決定されるものとする。
- 有価証券貸付：有価証券は貸付代理店であるブラックロック・インベストメント・マネジメントLLCの指示により第三者ブローカーに受渡しされるが、その資産は当ファンドのポートフォリオの一部として引き続き評価される。
- 流動性のある資産および短期金融資産は、名目価額に発生利息を加えた金額が、償却原価に基づいて評価される。
- 現金、短期金融市場預金、要求払手形およびその他の債務は、名目金額が入手可能と考えられる場合には名目金額で評価される。
- 主として未収利息および未収配当金、投資売却未収入金、引受ファンド投資証券未収入金、リストラクチャリング費用を含む資産は、名目価額で評価される。
- 主として未払収益分配金、投資購入未払金、未払ファンド投資証券償還金を含む負債は、名目価額で評価される。
- ポートフォリオにおける永久債の銘柄欄に含まれている日付は、当該債券の期限前償還可能日（満期日ではない。）を示している。
銘柄欄に開示されている金利は年度末に適用される金利であり、これらの債券は変動利付であるため情報提供のみを目的としている。

(b) 投資からの収益

当社は以下の方法で投資からの収益を認識している。

- 利息収益は日次ベースで発生する。これにはプレミアムの償却および割引の増価が含まれる。
- 銀行利息および短期金融市場預金収益は発生ベースで認識する。
- 受取配当金は配当落ち日に計上する。
- 有価証券貸付収益は月次ベースで発生する。

(c) 金融商品

当年度において、当社は多数の先物外国為替予約および先物契約を締結している。未決済の先物外国為替予約および先物契約は、期末日に当該予約を決済した場合の金額で評価される。この結果生じる超過額／不足額および決済済未清算の契約は未実現利益／損失に計上され、純資産計算書の資産または負債に適宜含められる。

当社はカバード・コール・オプションおよびプット・オプションを売建て、コール・オプションおよびプット・オプションを買建てることことができる。当社がオプションを売建ておよび買建てる場合には、当社が受け取るまたは支払うプレミアムと同等の金額が負債または資産として反映される。売建オプションに係る負債および買建オプションに係る資産は、その後、オプションの現在価値を反映するよう時価評価される。この方法は売建オプションの見積予想価額を最も良く反映するため、取締役会は、売建オプションを最終取引価格ではなく仲値に基づき評価することに合意している。有価証券がオプション行使によって売却される場合、受取（支払）プレミアムが売却有価証券の基準額から控除（に加算）される。オプションが失効する場合（または当社が決済取引を行った場合）、当社はオプションに係る損益を、受取または支払プレミアムの分だけ（もしくは決済取引のコストが受取または支払プレミアムを超過する分だけ）実現させる。

当社は1つの商品から発生する利益を他の投資より発生する利益と交換するために、スワップ契約を締結している。クレジット・デフォルト・スワップの場合、一連のプレミアムがプロテクションの売り手に支払われ、その見返りとして信用事象（契約において事前に定義される）が生じた際の偶発的支払を受け取る。スワップは、可能な場合、第三者の価格決定機関から入手され、かつ、実際の値付け業者に対して照合された日々の価格に基づき時価評価される。このような相場が入手できない場合、スワップは、値付け業者による日々の相場に基づき価格が決定される。いずれの場合も、相場の変動は損益および純資産変動計算書に未実現損益として計上される。スワップの満期または終了時における実現損益は、損益および純資産変動計算書に計上される。

有価証券買戻し（または売戻し）取引は、原証券によって保証された貸付（または借入れ）取引として処理される。当該取引では、譲渡人が他者（譲受人）に有価証券の所有権を譲渡し、合意された価格および日付で、譲渡人は有価証券の取消不能買戻しを引き受け、譲受人は当該有価証券の取消不能売戻しを引き受ける。有価証券買戻し契約は、契約時の通貨で表示されている購入価格で評価される。2009年8月31日現在、未決済の有価証券買戻し（または売戻し）はない。

(d) 外貨換算

各ファンドのファンド通貨以外の通貨建の投資の取得原価は、購入時の為替レートで換算されている。各ファンドのファンド通貨以外の通貨建の投資およびその他の資産の時価は、2009年8月31日のルクセンブルグ時間の各ファンドの評価時点における為替レートで換算されている。

(e) 合計連結数値

当社の連結数値は米ドルで表示されており、各ファンドの財務書類の合計を含んでいる。純資産計算書の為替レートは、2009年8月31日のルクセンブルグ時間の各ファンドの評価時点における以下のレートである。

	ユーロ	英ポンド	日本円	スイス・フラン
米ドル	0.6998	0.616	92.985	1.062

損益および純資産変動計算書の為替レートは、以下の期中平均レートが使用されている。

	ユーロ	英ポンド	日本円	スイス・フラン
米ドル	0.7406	0.6432	96.3949	1.1256

コンサパティブ・アロケーション・ファンド（ユーロ建）に使用された米ドル／ユーロの平均為替レート（0.7446）は2008年9月1日から2009年1月23日（ファンドの統合日）までの期間で算定された。

ユーロ・リザーブ・ファンドに使用された米ドル／ユーロの為替レート（0.7020）は、同ファンドが2009年7月24日に設定されたため、2009年7月24日から2009年8月31日までの期間で算定されている。

これらの数値は情報提供の目的のみで表示されている。

(f) 為替レート

以下の為替レートは、2009年8月31日現在、ファンドの基準通貨以外の通貨建の投資およびその他の資産ならびにその他の負債の換算に使用された。

通貨	英ポンド	米ドル	ユーロ	日本円	スイス・フラン
UAEディルハム	0.1677	0.2723	0.1905	25.3156	0.2891
アルゼンチン・ペソ	0.1600	0.2597	0.1817	24.1441	0.2758
豪ドル	0.5153	0.8364	0.5853	77.7730	0.8883
ブラジル・レアル	0.3272	0.5312	0.3718	49.3939	0.5641
カナダ・ドル	0.5574	0.9048	0.6332	84.1301	0.9609
スイス・フラン	0.5801	0.9416	0.6590	87.5561	1.0000
チリ・ペソ	0.0011	0.0018	0.0013	0.1678	0.0019
中国人民幣元	0.0902	0.1464	0.1025	13.6130	0.1555
コロンビア・ペソ	0.0003	0.0005	0.0003	0.0451	0.0005
チェコ・コルナ	0.0346	0.0562	0.0394	5.2291	0.0597
デンマーク・クローネ	0.1183	0.1920	0.1343	17.8504	0.2039
エジプト・ポンド	0.1115	0.1809	0.1266	16.8238	0.1921
ユーロ	0.8803	1.4289	1.0000	132.8679	1.5175
英ポンド	1.0000	1.6233	1.1360	150.9379	1.7239
香港ドル	0.0795	0.1290	0.0903	11.9965	0.1370
ハンガリー・フォリント	0.0032	0.0052	0.0037	0.4879	0.0056
インドネシア・ルピア	0.0001	0.0001	0.0001	0.0092	0.0001
イスラエル・新シェケル	0.1620	0.2629	0.1840	24.4489	0.2792
インド・ルピー	0.0126	0.0205	0.0143	1.9045	0.0218
アイスランド・クローナ	0.0049	0.0080	0.0056	0.7411	0.0085
日本円	0.0066	0.0108	0.0075	1.0000	0.0114
韓国ウォン	0.0005	0.0008	0.0006	0.0745	0.0009
クウェート・ディナール	2.1439	3.4800	2.4354	323.5886	3.6958
モロッコ・ディルハム	0.0778	0.1263	0.0884	11.7465	0.1342
メキシコ・ペソ	0.0463	0.0752	0.0526	6.9890	0.0798
マレーシア・リンギット	0.1749	0.2840	0.1987	26.4048	0.3016
ノルウェー・クローネ	0.1021	0.1658	0.1160	15.4165	0.1761
ニュージーランド・ドル	0.4192	0.6805	0.4762	63.2770	0.7227
ペルー・新ソル	0.2079	0.3374	0.2362	31.3768	0.3584
フィリピン・ペソ	0.0126	0.0205	0.0143	1.9056	0.0218
パキスタン・ルピー	0.0074	0.0121	0.0084	1.1206	0.0128
ポーランド・ズウォティ	0.2149	0.3489	0.2441	32.4385	0.3705
カタール・リアル	0.1692	0.2746	0.1922	25.5366	0.2917
ロシア・ルーブル	0.0193	0.0314	0.0220	2.9193	0.0333
サウジアラビア・リアル	0.1643	0.2667	0.1866	24.7947	0.2832
スウェーデン・クローナ	0.0864	0.1402	0.0982	13.0410	0.1489
シンガポール・ドル	0.4267	0.6927	0.4848	64.4112	0.7357
スロバキア・コルナ	0.0292	0.0474	0.0332	4.4104	0.0504
タイ・バーツ	0.0181	0.0294	0.0206	2.7340	0.0312
新トルコ・リラ	0.4100	0.6655	0.4658	61.8839	0.7068
新台湾ドル	0.0187	0.0304	0.0213	2.8249	0.0323
米ドル	0.6160	1.0000	0.6998	92.9850	1.0620
南アフリカ・ランド	0.0790	0.1283	0.0898	11.9267	0.1362

3. 管理会社

ブラックロック（ルクセンブルグ）エス・エーが当社の管理会社に任命されている。管理会社は、2002年12月20日付ルクセンブルグ法第13章に従って、ファンド管理会社としての権限を付与されている。

2009年8月1日付で、当社は管理会社と管理会社契約（改訂後）を締結している。当該契約に基づき、管理会社は当社の日々の運用管理を委託されており、当社の投資運用、管理およびファンドのマーケティングに関するすべての経営機能を、直接遂行するか、もしくは委任している。

管理会社は、当社との契約により、機能の一部を委任することを決定している（詳細は目論見書に記載されている）。

管理会社の取締役は、グラハム・バンピン（Graham Bamping）、フランク P. ル・ファーブル（Frank P. Le Feuvre）およびジェフリー・ラドクリフ（Geoffrey Radcliffe）である。ブラックロック（ルクセンブルグ）エス・エーはブラックロック・グループ内の完全所有子会社であり、金融監督庁の監督下にある。

4. 投資運用および販売報酬

当年度において、当社は投資運用報酬を支払った。これらは2008年9月1日から2009年7月31日までの期間について投資運用会社であったブラックロック（チャンネル諸島）リミテッドに支払われた。ブラックロック（チャンネル諸島）リミテッドが投資運用会社を退任した後の2009年8月1日から2009年8月31日までの期間について、投資運用報酬は管理会社であるブラックロック（ルクセンブルグ）エス・エーに直接支払われた。

当社は、目論見書の附表Eに記載されているとおり、投資運用報酬を支払う。投資運用報酬の水準は、投資家が購入するファンドに応じて0.40%から2.00%の間であり、一部のクラスD投資証券、クラスI投資証券およびクラスQ投資証券を除く各ファンド内のすべての投資証券クラスについて同様である。これらの報酬は、関連ファンドの純資産額に基づき日次で発生し、月次で支払われる。投資運用会社は、投資顧問の報酬を含む一定の費用および報酬を投資運用報酬から支払う。クラスJ投資証券およびクラスX投資証券は投資運用報酬を課さない。

当年度において、当社は主要販売会社であったブラックロック（チャンネル諸島）リミテッドに販売報酬を支払った。

主要販売会社は、最新の目論見書の附表Cの第22パラグラフに記載されているとおり、販売報酬の全部または一部を払い戻すことができる。当該払い戻しは、注記5に記載の通り、管理報酬補助金に含まれている。

主要販売会社は、目論見書の附表Eに記載されているとおり、年間販売報酬を受け取る。これらの報酬は、関連ファンドの純資産額（適切な場合には、附表Bの第17(c)パラグラフに記載されているとおり、関連ファンドの純資産額の調整を反映する。）に基づき日次で発生し、月次で支払われる。

2009年8月31日現在支払期日が到来している投資運用報酬および販売報酬は、その他の負債として純資産計算書に含まれている。

5. 管理報酬

当社は年率0.25%を上限として管理報酬を支払っている。この報酬は、0.25%を上限として取締役会と管理会社間で合意された率で発生し、両者の裁量により通知することなく適宜修正される。

課される年率は以下のとおりである。

投資証券クラス	株式ファンド	債券ファンド	バランス型 / 複合資産	
			ファンド	現金 / 短期ファンド
A、B、C、D、E、Q	0.25%	0.15%	0.20%	0.075%
I、J、X	0.04%	0.04%	0.04%	0.04%

2009年7月1日付で、全てのインスティテューショナル投資証券クラス（クラスI、クラスJおよびクラスX）に係る管理報酬の料率は、0.03%から0.04%に変更された。

2009年7月24日付で、現金 / 短期ファンドに係る管理報酬の料率は、0.10%から0.075%に変更された（0.10%に据え置かれたB G F ローカル・エマージング・マーケット・ショート・デュレーション・ボンド・ファンドを除く。）。

クラスI、クラスJおよびクラスX投資証券に対する投資は、2002年12月20日付法律第129条の意義の範囲内で機関投資家に制限される。

管理報酬は、関連するクラスの純資産額に基づき日次で発生し、月次で支払われる。この報酬は、従来ファンド計理報酬、名義書換事務代行報酬およびその他の費用(すなわち、税金、法律、監査その他の専門家報酬ならびに取締役報酬、投資家サービス・センターおよび国際管理サービス報酬などの現在ブラックロックが当社に課しているすべての報酬および払戻費用)と呼ばれていた報酬に関連して当社に課されている第三者のすべての固定および変動費用に適用されるものである。

ブラックロック・グループの代表者でない取締役は、会計年度に実施した職務の対価として、報酬30,000ユーロ(税金控除後)を受け取る。

管理報酬は、租税効率を理由として保管報酬を除いている。特定の管轄地に適用される税金も管理報酬から除かれている(注記7を参照)。

当年度において、以下のファンドが管理報酬補助金の支払対象になった。

コンサパティブ・アロケーション・ファンド(ユーロ建)	ジャパン・ファンド
コンサパティブ・アロケーション・ファンド(米ドル建)	ジャパン・スモール・アンド・ミッドキャップ・オポテュニティーズ・ファンド
ダイナミック・リザーブ・ファンド	ストラテジック・アロケーション・ファンド(ユーロ建)
エマージング・ヨーロッパ・ファンド	ストラテジック・アロケーション・ファンド(米ドル建)
ユーロ・コーポレート・ボンド・ファンド	ユナイテッド・キングダム・ファンド
ユーロ・ショート・デュレーション・ボンド・ファンド	USダラー・コア・ボンド・ファンド
ヨーロッパ・オポテュニティーズ・ファンド	USダラー・ハイ・イールド・ボンド・ファンド
フィックスド・インカム・グローバル・オポテュニティーズ・ファンド	USダラー・ショート・デュレーション・ボンド・ファンド
グローバル・キャピタル・セキュリティーズ・アプソリュート・リターン・ファンド	USガバメント・モーゲージ・ファンド
グローバル・コーポレート・ボンド・ファンド	ワールド・ファイナンシャルズ・ファンド
グローバル・エンハンスト・エクイティ・イールド・ファンド	ワールド・ヘルスサイエンス・ファンド
グローバル・ガバメント・ボンド・ファンド	ワールド・インカム・ファンド
グローバル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド	ワールド・テクノロジー・ファンド

管理報酬補助金は、損益および純資産変動計算書に独立して開示されている。

2009年8月31日現在支払期日が到来している管理報酬は、その他の負債として純資産計算書に含まれている。

6. 保管および預託報酬

当年度における当社の保管銀行は、ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・インターナショナル・リミテッド、ルクセンブルグ支店である。保管銀行は有価証券の時価に基づき年間報酬を受け取る。当該報酬は日次で発生し、取引報酬が加算される。年間保管預託報酬は年率0.005%から0.441%の範囲であり、取引報酬は1取引当たり8.80米ドルから196米ドルの範囲である。これらの報酬の割合は投資する国によって異なり、資産クラスによって異なる場合もある。債券および先進国の株式市場に対する投資はこれらの範囲の下限に近くなるが、一方、新興または発展途上の市場においては上限に近くなるものもある。したがって、各ファンドの保管費用は常に資産配分に左右される。

2009年8月31日現在支払期日が到来している保管および預託報酬は、その他の負債として純資産計算書に含まれている。

7. 年次税

ルクセンブルグ

当社はルクセンブルグの法律に基づき投資法人として登録されている。したがって、当社は、ルクセンブルグにおいて所得税もキャピタル・ゲイン税も現在のところ課されていない。しかし、各ファンドの各四半期末の純資産額の年率0.05%（リザーブ・ファンドならびにすべてのクラスI、クラスJおよびクラスX投資証券の場合には年率0.01%）で計算された年次税を支払うことが要求されている。

ベルギー

当社は、金融取引および金融市場に関連する2004年7月20日付法第130条に従い、ベルギーの銀行金融委員会に登録されている。ベルギーでの公開販売用に登録されたファンドは、ベルギーの仲介業者を通じてベルギーで販売されたユニットの前年12月31日現在における純資産額の年率0.08%の年次税が課される。

英国

販売会社ステータス

取締役会は、各会計期間について、英国における英国販売会社ステータス英債券建クラスA投資証券を、英国の税務目的上、分配型投資証券クラスとして認定するよう申請する方針である。しかし、このような認定を得られる保証はない。

取締役会は、2009年8月31日に終了した会計年度について、英国の税務上の分配型投資証券クラスとして認定するよう英国歳入関税庁に申請する方針である。

8. 投資顧問

管理会社であるブラックロック（ルクセンブルグ）エス・エーは、目論見書に記載されているように、一部の投資運用および投資顧問を、投資顧問会社であるブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク、ブラックロック・インターナショナル・リミテッド、ブラックロック・インベストメント・マネジメントLLC、ブラックロック・インベストメント・マネジメント（UK）リミテッド、ブラックロック・ジャパン株式会社およびブラックロック（香港）リミテッドに委任している。

ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インクは以下のファンドについて投資顧問サービスを提供している。

アジアン・タイガー・ボンド・ファンド

ダイナミック・リザーブ・ファンド（清算日である2009年1月26日まで）

エマージング・マーケッツ・ボンド・ファンド

フィックスド・インカム・グローバル・オポチュニティーズ・ファンド

グローバル・インフレーション・リンクド・ボンド・ファンド

ローカル・エマージング・マーケッツ・ショート・デュレーション・ボンド・ファンド

USダラー・コア・ボンド・ファンド

USダラー・リザーブ・ファンド

USダラー・ハイ・イールド・ボンド・ファンド

USダラー・ショート・デュレーション・ボンド・ファンド

USガバメント・モーゲージ・ファンド

ワールド・インカム・ファンド

ブラックロック・インベストメント・マネジメントLLCは以下のファンドについて投資顧問サービスを提供している。

ヨーロッパ・エンハンスト・エクイティ・イールド・ファンド

グローバル・アロケーション・ファンド

グローバル・ダイナミック・エクイティ・ファンド

グローバル・エンハンスト・エクイティ・イールド・ファンド

グローバル・スモールキャップ・ファンド

ラテン・アメリカン・ファンド

USベーシック・バリュー・ファンド

USフレキシブル・エクイティ・ファンド

USフォーカスト・バリュー・ファンド

USグロース・ファンド

USスモールキャップ・バリュー・ファンド

ワールド・ファイナンシャルズ・ファンド

ワールド・ヘルスサイエンス・ファンド

ブラックロック・インターナショナル・リミテッドは以下のファンドについて投資顧問サービスを提供している。

グローバル・オポチュニティーズ・ファンド

USスモール・アンド・ミッドキャップ・オポチュニティーズ・ファンド

以下のファンドについて、ブラックロック・インベストメント・マネジメント(UK)リミテッドは、ブラックロック・ジャパン株式会社に対して一部の機能を再委任している。

ジャパン・ファンド

ジャパン・スモール・アンド・ミッドキャップ・オポチュニティーズ・ファンド

ジャパン・バリュー・ファンド

以下のファンドについて、ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インクは、ブラックロック・インベストメント・マネジメント(UK)リミテッド、ブラックロック・インターナショナル・リミテッドおよびブラックロック・インベストメント・マネジメント(オーストラリア)リミテッドに対して一部の機能を再委任している。

グローバル・ガバメント・ボンド・ファンド

グローバル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド

ワールド・ボンド・ファンド

以下のファンドについて、ブラックロック・インベストメント・マネジメント(UK)リミテッドは、ブラックロック(香港)リミテッドに対して一部の機能を再委任している。

アジアン・ドラゴン・ファンド

チャイナ・ファンド

インドア・ファンド

以下のファンドについて、ブラックロック・インベストメント・マネジメント(UK)リミテッドは、ブラックロック(香港)リミテッドおよびブラックロック・ジャパン株式会社に対して一部の機能を再委任している。

パシフィック・エクイティ・ファンド

残りのファンドについては、ブラックロック・インベストメント・マネジメント(UK)リミテッドが投資顧問会社である。

9. 関連当事者との取引

管理会社、投資運用会社および投資顧問会社の最終的な持株会社は、ブラックロック・インク（米国デラウェア州で設立された会社）である。ザ・バンク・オブ・アメリカ・コーポレーション（メリルリンチ・アンド・カンパニー・インク・グループ内の会社を含む。）およびPNCバンク・エヌ・イーは、ブラックロック・インクの主要株主である。当社のために有価証券の取引を手配する際、バンク・オブ・アメリカ・グループまたはPNCグループが有価証券仲介サービス、外国為替サービス、銀行サービスおよびその他のサービスを提供したり、もしくは通常の条件により本人として行動する可能性があり、これにより利益を得る可能性がある。ブローカーおよびエージェントに対する手数料は関連する市場の慣例に従って支払われており、ブローカーまたはエージェントが提供する大口取引による割引、その他の手数料の割引または現金による手数料の割戻しの利益は当社に還元されている。バンク・オブ・アメリカ・グループまたはPNCグループのグループ会社のサービスは、その利用が適切であると判断される場合に、手数料およびその他の取引条件が関係する市場で用いられる系列外のブローカーおよびエージェントとのものとおおむね同様であり、かつ、最良の最終的な業績を得るための上記の方針に一致していることを条件に、投資顧問会社により利用可能である。

当年度中、通常の業務範囲外のあるいは通常の取引条件外の取引は行われていない。当社がブラックロックの会社それぞれを通じて行った取引総額は841,095,958米ドルであり、当該取引価額が当年度の全体の取引価額に占める割合は0.57%である。当該取引に関連して支払われたブローカー手数料の総額は1,012,019米ドルであり、支払った手数料の平均料率は0.88%である。当年度中に、取締役によるファンドの投資証券の購入はなかった。

10. 手数料の利用

1社以上の投資顧問会社（以下「顧問会社」という。）は、現地の法律または規則により認められている場合に、手数料分配契約または同等の契約を締結することができる。当該契約は、顧問会社が、これらの契約を通して得られる調査または執行サービスが、顧問会社の投資意思決定能力または取引執行力を高め、その結果より高い投資収益が見込まれると考える場合に限り締結される。顧問会社は主要な世界的ブローカーと当該契約を締結する。ブローカーは、ブローカーが顧問会社に提供する調査および執行サービスの報酬を認識する際に、または顧問会社による取引の執行もしくは顧問会社への調査の提供を支援する第三者のサービスに対して代金を支払うために、顧問会社の取引により生じる手数料の一部を使用することに同意している。全ての取引は引き続き最良の執行条件に従う必要があり、契約は常に見直される。

11. 有価証券貸付

当社は、ブラックロック・インベストメント・マネジメントLLCと有価証券貸付契約を締結している。当該契約に基づき、当社は適切な担保を含む一定の条件のもと、第三者に対して有価証券ポートフォリオの一部を貸付けることができる。当該貸付は、貸付活動を専門とする公認清算機関または主要な金融機関の仲介を通じてのみ可能であり、これらの機関と合意した、担保を含む取引条件に基づいている。当該取引は30日を超えてはならない。貸付有価証券が関連するファンドの有価証券ポートフォリオの50%を超過する場合には、貸付契約を即時に終了できる条件でのみ貸付が可能となる。

この契約に基づき、当社は受取現金担保を承認された有価証券に投資することが容認されており、このため追加の収益が生じる。当該有価証券には、ブラックロックのアイランドに本拠を置くプロプライエタリーUCITSファンド：インスティテュショナル・キャッシュ・シリーズが含まれる。

有価証券貸付プログラムからの投資収益は、当該ファンドの損益および純資産変動計算書に記載されている。2009年8月31日現在、貸付有価証券の評価額合計は661,854,849米ドルであり、投資担保の時価は731,605,402米ドルである。

現金担保は24.22%が社債（格付けA-1または同等）、41.61%が国債ならびに34.17%がコマーシャル・ペーパーおよび定期預金に再投資されている。この担保は保管銀行が保有しており、財務書類には反映されていない。

貸付有価証券は、関連するファンドのポートフォリオにおいて「*」で記されている。2009年8月31日現在、当該貸付有価証券のファンドレベルでの価額は以下の表のとおりである。

ファンド	貸付有価証券の価額
エマージング・ヨーロッパ・ファンド	120,855,697米ドル
ユーロ・マーケット・ファンド	204,615,568米ドル
ヨーロッパ・ファンド	203,178,444米ドル
ヨーロッパ・グロース・ファンド	8,291,312米ドル
ヨーロッパ・バリュアブル・ファンド	11,427,065米ドル
グローバル・アロケーション・ファンド	48,850,933米ドル
グローバル・エンハンスト・エクイティ・イールド・ファンド	2,863,736米ドル
ジャパン・スモール・アンド・ミッドキャップ・オポチュニティーズ・ファンド	342,528米ドル
ラテン・アメリカン・ファンド	8,271,494米ドル
ニュー・エネルギー・ファンド	45,958,283米ドル
パシフィック・エクイティ・ファンド	1,475,416米ドル
USフレキシブル・エネルギー・ファンド	3,337,250米ドル
ワールド・エネルギー・ファンド	2,307,089米ドル
ワールド・ファイナンシャルズ・ファンド	80,034 米ドル

12. 担保有価証券または保証として提供された有価証券

売建コール・オプションの原証券で担保に供されているものは、ファンドのポートフォリオにおいて「†」で記されている。2009年8月31日現在、当該有価証券の価額は343,179,015米ドルである。

グローバル・エンハンスト・エクイティ・イールド・ファンドについて、売建コール・オプションに係る担保は、ブラックロック・インベストメント・マネジメント(UK)リミテッド、メリルリンチ・インターナショナルおよびザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン間の三者合意に基づき差し入れられた。2009年8月31日現在、同ファンドのポートフォリオにおいて「^」で記されている担保の価額は50,647,805米ドルである。

先物取引の保証として提供されている有価証券は、ファンドのポートフォリオにおいて「‡」で記されている。2009年8月31日現在、当該有価証券の価額は65,599,978米ドルである。

13. 分配金

取締役の現在の方針は、分配型ファンドによる収益および英国販売会社ステータス・クラスによる収益を除くすべての投資純利益を留保し再投資することである。分配型ファンドおよび英国販売会社ステータス・クラスに関しては、実質的にすべての期間投資収益(費用控除後)を分配する方針である。取締役会は、実現および未実現の両方のキャピタル・ゲインからの分配を分配金の範囲に含めるか、およびどの程度まで含めるかを決定することができる。

分配型投資証券を提供するファンドに関しては、ファンドの種類別に分配金の支払頻度が決定される。通常、分配金は以下のように支払われる。

- ・ ボンド分配型ファンドに関しては月次(分配する収益が存在する場合)とする。
- ・ ヨーロピアン・エンハンスト・エクイティ・イールド・ファンド、グローバル・エンハンスト・エクイティ・イールド・ファンドおよびフィックスド・インカム・グローバル・オポチュニティーズ・ファンドに関しては四半期毎(分配する収益が存在する場合)(取締役会が決定可能なその他のファンドについてはその都度)とする。
- ・ 取締役会の裁量により、エクイティ分配型ファンドに関しては年次、英国販売会社ステータス・エクイティ・ファンドは、分配する収益が存在する場合に年次で分配金が支払われる。

月次で分配金を支払うこれらの分配型投資証券は以下の投資証券にさらに分類される。

- ・ 分配金が日次で算定される投資証券は、毎日分配型投資証券である。
- ・ 分配金が月次で算定される投資証券は、毎月分配型投資証券である。

投資家は毎月分配型投資証券または毎日分配型投資証券のいずれかを保有するか選択することができるが、両者を保有することはできない。

分配金が四半期毎に支払われる投資証券は、毎四半期分配型投資証券である。

分配金が年次で支払われる投資証券は、毎年分配型投資証券である。

分配金の宣言および支払いならびに投資主が利用可能な再投資オプションについては、目論見書に記載されている。

14. 後発事象

2009年9月1日より、当社は、ファンド内で発生し各投資証券に帰属する純利益の水準が、会計期間中の当該投資証券の発行、転換または償還による影響を受けないようにする目的で収益平準化措置を実施することができる。収益平準化措置を実施しているファンドの一覧表および毎月分配型投資証券、毎四半期分配型投資証券および毎年分配型投資証券の日々の価格に含まれる収益の構成要素は、要求に応じて当社の登録事務所からまたはwww.blackrock.comにて入手可能となる予定である。

2009年9月4日、取締役会は、投資主に対して書面を送付し、当該書面の日付より40の投資証券クラスを終了し、新規の投資または関連するクラスへの転換をする旨の決定を通知した。2009年10月16日付で、これらのクラスに係る既存の全ての発行済投資証券は、償還手数料なしで同日現在における純資産額（適用される条件付繰延販売手数料（C D S C）控除後）で強制的に償還された。

2009年9月18日、米ドル建のアジア・パシフィック・エクイティ・インカム・ファンドが設定された。

2009年10月2日、USスモールキャップ・バリュアブル・ファンドはUSスモール・アンド・ミッドキャップ・オポチュニティーズ・ファンドに統合された。USスモールキャップ・バリュアブル・ファンドの投資証券は、統合日現在において同額のUSスモール・アンド・ミッドキャップ・オポチュニティーズ・ファンドの投資証券と交換された。

2009年10月9日、USフォーカスト・バリュアブル・ファンドはUSベーシック・バリュアブル・ファンドに統合された。USフォーカスト・バリュアブル・ファンドの投資証券は、統合日現在において同額のUSベーシック・バリュアブル・ファンドの投資証券と交換された。

[前へ](#)

2【ファンドの現況】

ブラックロック拡大欧州株式ファンド(平成22年4月末現在)

【純資産額計算書】

資産総額	1,171,469,131円
負債総額	30,637,357円
純資産総額(-)	1,140,831,774円
発行済数量	1,678,507,858口
1単位当たり純資産額(/)	0.6797円

第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】

1 受益証券の名義書換え等

該当事項はありません。

2 受益者名簿の閉鎖の時期

受益者名簿は作成していません。

3 投資者に対する特典

該当事項はありません。

4 内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容

譲渡制限は設けておりません。

5 受益証券の再発行

投資者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

6 受益権の譲渡

投資者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該投資者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

の申請のある場合には、の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

の振替について、委託会社は、当該投資者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

7 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

8 受益権の再分割

委託会社は、受益権の再分割を行いません。ただし、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

9 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている投資者(償還日以前において換金が行われた受益権にかかる投資者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として投資者とします。)に支払います。なお、当該投資者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。また、受益証券を保有している投資者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から受益証券と引き換えに当該投資者に支払います。

10 質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、換金の受付、換金代金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部 【委託会社等の情報】

第1 【委託会社等の概況】

1 【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額等

資本金 485,000千円

発行する株式の総数 36,000株

発行済株式の総数 9,238株

直近5年における主な資本金の額の増減

平成16年4月1日付で、資本金を金414,000千円から475,000千円に増額しました。

平成20年7月1日付で、資本金を金475,000千円から485,000千円に増額しました。

(2) 委託会社の機構

経営の意思決定機構

<株主総会>

株主により構成される会社における最高の意思決定機関として、取締役の選任、利益処分の承認、定款の変更等、会社法および定款の定めにしたがって重要事項の決定を行います。

<取締役会>

取締役により構成され、当社の業務執行を決定し、その執行について監督します。

<マネジメント委員会他各委員会>

当社における適切な経営戦略の構築、業務執行体制の構築および業務運営の推進を目的として、マネジメント委員会を設置します。また、その他各種委員会を設置し、業務の能率的運営および責任体制の確立を図っています。

運用の意思決定機構

投資委員会

- ・投資委員会にて運用にかかる投資方針、パフォーマンスおよびリスク管理に関する重要事項を審議します。

運用担当部署

- ・各運用担当部署では、投資委員会の決定に従い、ファンドの個別の運用計画を策定し、各部署の投資プロセスを通して運用を行います。

ポートフォリオ・マネジャー

- ・ポートフォリオ・マネジャーは、策定された運用計画に基づき、個別銘柄を選択し売買に関する指図を行います。

リスク管理

- ・委託会社ではリスク管理を重視しており、独自開発のシステムを用いてリスク管理を行っております。具体的には、運用担当部門とは異なる部門においてファンドの投資リスクの計測・分析、投資制限のモニタリングなどを行うことにより、ファンドの投資リスクが運用方針に合致していることを確認し、その結果を運用担当部門にフィードバックするほか、社内関係者で共有しております。また、委託会社の業務に関するリスクについて社内規程を定めて管理を行っております。

2【事業の内容及び営業の概況】

投信法に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行っています。また、金融商品取引法に定める投資助言業務を行っています。

委託会社の運用する証券投資信託は平成22年4月末現在、以下の通りです。(親投資信託を除きます。)

種類		本数	純資産総額
公募投資信託	追加型株式投資信託	33本	201,334百万円
	単体型株式投資信託	1本	1,692百万円
私募投資信託		103本	1,465,078百万円
合計		137本	1,668,104百万円

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、第21期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）については、改正前の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、改正前の「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて、第22期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）については、改正後の「財務諸表等規則」並びに同規則第2条の規定により、改正後の「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項に基づき、第21期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）及び第22期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。
3. 当社の中間財務諸表は改正後の「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という。）並びに同規則第38条、第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
中間財務諸表に記載している金額については、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。
4. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第23期中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）の中間財務諸表について、あらた監査法人により中間監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

		第21期 (平成20年3月31日現在)	第22期 (平成21年3月31日現在)
(単位：百万円)			
資産の部			
流動資産			
預金	2	7,739	7,523
立替金		-	0
前払費用		26	84
未収入金		501	680
未収委託者報酬		1,553	845
未収収益		3,403	3,055
差入保証金		-	332
未収還付消費税等		-	78
繰延税金資産		265	310
その他流動資産		33	0
流動資産計		13,523	12,912
固定資産			
有形固定資産			
建物附属設備	1	109	89
器具備品	1	362	316
建設仮勘定		-	256
有形固定資産計		471	662
無形固定資産			
のれん		585	311
その他の無形固定資産		2	2
無形固定資産計		588	314
投資その他の資産			
投資有価証券		0	0
長期前払費用		1	1
長期差入保証金		405	681
預託金		26	-
繰延税金資産		720	623
投資その他の資産計		1,153	1,306
固定資産計		2,213	2,284
資産合計		15,736	15,196

	第21期 (平成20年3月31日現在)	第22期 (平成21年3月31日現在)
負債の部		
流動負債		
預り金	-	61
未払費用	2,778	1,476
未払法人税等	1,439	307
未払消費税	152	-
賞与引当金	1,175	715
その他流動負債	105	-
流動負債計	5,651	2,560
固定負債		
長期借入金	2 3,300	3,300
退職給付引当金	117	287
固定負債計	3,417	3,587
負債合計	9,069	6,147
純資産の部		
株主資本		
資本金	475	485
資本剰余金		
資本準備金	366	366
資本剰余金合計	366	366
利益剰余金		
利益準備金	336	336
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	5,489	7,860
利益剰余金合計	5,825	8,197
株主資本合計	6,666	9,048
純資産合計	6,666	9,048
負債・純資産合計	15,736	15,196

(2) 【損益計算書】

(単位：百万円)

	第21期 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	第22期 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
営業収益		
委託者報酬	8,243	5,066
運用受託報酬	-	8,233
投資顧問料	9,029	-
その他営業収益	2,220	3,498
営業収益計	19,493	16,798
営業費用		
支払手数料	1,902	2,005
広告宣伝費	36	104
調査費		
調査費	7	9
情報機器関連費	179	237
調査費計	187	246
委託計算費	146	152
営業雑費		
通信費	37	92
印刷費	28	34
諸会費	34	32
営業雑費計	100	159
営業費用計	2,374	2,668
一般管理費		
給料		
役員報酬	486	248
給料・手当	1,226	3,203
賞与	1,904	1,056
給料計	3,617	4,508
その他の人件費	-	5
退職給付費用負担金	179	399
法定福利費	202	307
福利厚生費	28	45
事務委託費	7,121	3,716
事務用品費	-	7
交際費	3	3
旅費交通費	129	126
採用費	123	100
租税公課	61	59
不動産賃借料	326	837
水道光熱費	14	77
固定資産減価償却費	35	226
のれん償却費	273	273
賃借料	2	7
消耗器具備品費	52	15
修繕維持費	16	23
不動産仲介手数料	-	60
教育研修費	32	61
諸経費	43	110
一般管理費計	12,263	10,974

	第21期 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	第22期 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
営業利益	4,855	3,155
営業外収益		
受取利息	-	1
為替差益	32	37
投信償還益	0	0
その他営業外収益	-	3
営業外収益計	32	42
営業外費用		
支払利息	1 16	64
投信償還損	0	0
営業外費用計	16	64
経常利益	4,871	3,133
特別利益		
賞与引当金戻入益	-	129
前期損益修正益	-	647
特別利益計	-	776
特別損失		
固定資産除却損	-	7
原状回復費	-	43
特別退職金	-	80
前期損益修正損	-	45
特別損失計	-	177
税引前当期純利益	4,871	3,732
法人税、住民税及び事業税	2,628	1,601
法人税等調整額	286	114
当期純利益	2,529	2,016

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	第21期 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月 31日)	第22期 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月 31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	475	475
当期変動額		
新株の発行	-	10
当期変動額合計	-	10
当期末残高	475	485
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	366	366
当期末残高	366	366
資本剰余金合計		
前期末残高	366	366
当期末残高	366	366
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	336	336
当期末残高	336	336
その他利益剰余金		
特別償却準備金		
前期末残高	0	-
当期変動額		
特別償却準備金取崩	0	-
当期変動額合計	0	-
当期末残高	-	-
繰越利益剰余金		
前期末残高	2,959	5,489
当期変動額		
特別償却準備金取崩	0	-
企業結合による利益剰余金の増加	-	355
当期純利益	2,529	2,016
当期変動額合計	2,529	2,371
当期末残高	5,489	7,860
利益剰余金合計		
前期末残高	3,296	5,825
当期変動額		
特別償却準備金取崩	-	-
企業結合による利益剰余金の増加	-	355
当期純利益	2,529	2,016
当期変動額合計	2,529	2,371
当期末残高	5,825	8,197

	第21期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第22期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
株主資本合計		
前期末残高	4,137	6,666
当期変動額		
新株の発行	-	10
特別償却準備金取崩	-	-
企業結合による利益剰余金の増加	-	355
当期純利益	2,529	2,016
当期変動額合計	2,529	2,381
当期末残高	6,666	9,048
純資産合計		
前期末残高	4,137	6,666
当期変動額		
新株の発行	-	10
特別償却準備金取崩	-	-
企業結合による利益剰余金の増加	-	355
当期純利益	2,529	2,016
当期変動額合計	2,529	2,381
当期末残高	6,666	9,048

(重要な会計方針)

期 別 項 目	第21期 自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日	第22期 自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日
<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>2. 固定資産の減価償却方法</p>	<p>その他の有価証券で時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部資本直入法により処理 し、売却原価は移動平均法により算定) を採用しております。</p> <p>(1) 有形固定資産 定額法により償却しております。 (会計方針の変更) 法人税法の改正に伴い、当事業年度 より、平成19年 4月 1日以降に取得し た有形固定資産について、改正後の法 人税法に基づく減価償却の方法に変 更しております。 これにより営業利益、経常利益及び 税引前当期純利益は、それぞれ 2 百万 円減少しております。 当事業年度の後半に固定資産管理シ ステムの導入を予定しており、導入に 際し法人税法の改正を反映させるこ ととしていたため、当中間期において 当事業年度に採用した会計処理を採 用しませんでした。これにより当中 期の営業利益、経常利益及び税引前 当期純利益に与える影響は軽微であ ります。</p> <p>-</p> <p>(2) 無形固定資産 のれんについては、定額法により償 却しております。</p>	<p>その他の有価証券で時価のあるもの 同 左</p> <p>(1) 有形固定資産 同 左 -</p> <p>(追加情報) 平成21年 6月に予定しております事 務所の移転に伴い、除却を予定してい る有形固定資産について、従来、耐用 年数を 2 年～15年としておりました が、除却を決定した平成20年 8月よ り、残存耐用年数を平成20年 8月か ら平成21年 6月までの11ヶ月に変更 しております。 これにより、当期の営業利益、経常利 益及び税引前当期利益はそれぞれ116 百万円減少しております。</p> <p>(2) 無形固定資産 同 左</p>

期別 項目	第21期 自平成19年4月1日 至平成20年3月31日	第22期 自平成20年4月1日 至平成21年3月31日
3. 引当金の計上基準	<p>(1) 退職給付引当金の計上方法 適格退職年金制度 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務および年金資産に基づき計上しております。なお、会計制度委員会報告第13号「退職給付会計に関する実務指針(中間報告)」に規定されている簡便法(以下、簡便法)に基づき、当期末における年金財政計算上の責任準備金の額をもって退職給付債務とする方法によっております。</p> <p>旧退職金制度 適格退職年金制度移行日現在在籍していた従業員については、旧退職制度に基づく給付額を保証しているため、期末現在の当該給付額と年金制度に基づく給付額との差額を引当て計上しております。</p> <p>その他の退職給付制度 従業員の付加的な退職給付制度について、簡便法に基づき、内規に基づく期末要支給額の100%を引当て計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金の計上方法 従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。</p>	<p>(1) 退職給付引当金の計上方法 適格退職年金制度 同左</p> <p>旧退職金制度 同左</p> <p>その他の退職給付制度 同左</p> <p>(2) 賞与引当金の計上方法 同左</p>
4. リース取引の処理方法	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については通常の賃貸借取引に係わる方法に準じた会計処理によっております。</p>	同左
5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>消費税等の会計処理 税抜方式によっております。</p>	<p>消費税等の会計処理 同左</p>

(会計方針の変更)

期別 項目	第21期 自平成19年4月1日 至平成20年3月31日	第22期 自平成20年4月1日 至平成21年3月31日
1. リース取引に関する会計基準等	-	当事業年度から平成19年3月30日改正の「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準委員会企業会計基準第13号)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会企業会計基準適用指針第16号)を適用しております。 この変更に伴う損益に与える影響はありません。
2. 表示方法の変更	-	前事業年度において「投資顧問料」として表示していたものは、当事業年度から投資一任契約については「運用受託報酬」と表示しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

第21期 (平成20年3月31日現在)	第22期 (平成21年3月31日現在)
1 有形固定資産の減価償却累計額 建物附属設備 12百万円 器具備品 107百万円	1 有形固定資産の減価償却累計額 建物附属設備 127百万円 器具備品 218百万円
2 関係会社に対する資産および負債は次の通りであります。 預金 3,289百万円 長期借入金 3,300百万円	2 関係会社に対する資産および負債は次の通りであります。 預金 3,224百万円 長期借入金 3,300百万円

(損益計算書関係)

第21期 自平成19年4月1日 至平成20年3月31日	第22期 自平成20年4月1日 至平成21年3月31日
1 関係会社に対する営業外費用は次の通りであります。 支払利息 16百万円	1 関係会社に対する営業外費用は次の通りであります。 支払利息 64百万円

(株主資本等変動計算書関係)

第21期 自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日				
第21期(自平成19年 4月 1日 至平成20年 3月31日)				
1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項				
	前事業年度末株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
発行済株式				
普通株式	9,150			9,150
合計	9,150			9,150
2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項 該当事項はありません。				
3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項 該当事項はありません。				
4. 配当に関する事項				
(1) 配当金支払額 該当事項はありません。				
(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当事業年度後となるもの 該当事項はありません。				

第22期 自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日				
第22期(自平成20年 4月 1日 至平成21年 3月31日)				
1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項				
	前事業年度末株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
発行済株式				
普通株式	9,150	88		9,238
合計	9,150	88		9,238
吸収合併に伴い、普通株式が88株増加いたしました。				
2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項 該当事項はありません。				
3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項 該当事項はありません。				
4. 配当に関する事項				
(1) 配当金支払額 該当事項はありません。				
(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当事業年度後となるもの 該当事項はありません。				

(リース取引関係)

第21期 自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日	第22期 自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日
財務諸表等規則附則(平成19年 8月15日内閣府令第65号)第9条第2項2号の規定に基づき、改正前の財務諸表等規則第8条の6第6項により記載を省略しております。	財務諸表等規則第8条の6第1項により記載を省略しております。

(有価証券関係)

第21期 (平成20年 3月31日現在)	第22期 (平成21年 3月31日現在)
その他の有価証券で時価のあるもの 証券投資信託受益証券	その他の有価証券で時価のあるもの 証券投資信託受益証券
取得原価 0百万円	取得原価 0百万円
貸借対照表計上額 0百万円	貸借対照表計上額 0百万円
差額 0百万円	差額 0百万円

(デリバティブ取引関係)

第21期 自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日	第22期 自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日
該当なし	該当なし

(退職給付関係)

第21期 自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日	第22期 自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日								
<p>1. 採用している退職給付制度の概要</p> <p>適格退職年金制度 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務および年金資産に基づき計上しております。なお、会計制度委員会報告第13号「退職給付会計に関する実務指針(中間報告)」に規定されている簡便法(以下、簡便法)に基づき、当期末における年金財政計算上の責任準備金の額をもって退職給付債務とする方法によっております。</p> <p>旧退職金制度 適格退職年金制度移行日現在在籍していた従業員については、旧退職制度に基づく給付額を保証しているため、期末現在の当該給付額と年金制度に基づく給付額との差額を引当て計上しております。</p> <p>その他の退職給付制度 従業員の付加的な退職給付制度について、簡便法に基づき、内規に基づく期末要支給額の100%を引当て計上しております。</p>	<p>1. 採用している退職給付制度の概要</p> <p>適格退職年金制度 同左</p> <p>旧退職金制度 同左</p> <p>その他の退職給付制度 同左</p>								
<p>2. 退職給付債務に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">117百万円</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">117百万円</td> </tr> </table>	退職給付債務	117百万円	退職給付引当金	117百万円	<p>2. 退職給付債務に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">287百万円</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">287百万円</td> </tr> </table>	退職給付債務	287百万円	退職給付引当金	287百万円
退職給付債務	117百万円								
退職給付引当金	117百万円								
退職給付債務	287百万円								
退職給付引当金	287百万円								
<p>3. 退職給付費用に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">勤務費用等</td> <td style="text-align: right;">179百万円</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td style="text-align: right;">179百万円</td> </tr> </table>	勤務費用等	179百万円	退職給付費用	179百万円	<p>3. 退職給付費用に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">勤務費用等</td> <td style="text-align: right;">399百万円</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td style="text-align: right;">399百万円</td> </tr> </table>	勤務費用等	399百万円	退職給付費用	399百万円
勤務費用等	179百万円								
退職給付費用	179百万円								
勤務費用等	399百万円								
退職給付費用	399百万円								
<p>4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項</p> <p>当社は、退職給付債務及び退職給付費用の算定方法として簡便法を採用しております。</p>	<p>4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項</p> <p>同左</p>								

(税効果会計関係)

第21期 (平成20年3月31日現在)	第22期 (平成21年3月31日現在)
<p>1. 繰延税金資産の発生主な原因内訳</p> <p>繰延税金資産</p> <p>賞与引当金 590百万円</p> <p>退職給付引当金損金算入限度超過額 47百万円</p> <p>減価償却費損金算入限度超過額 209百万円</p> <p>未払費用否認 27百万円</p> <p>未払事業税 109百万円</p> <p>資産調整勘定 158百万円</p> <p>その他 11百万円</p> <p>繰延税金資産合計 1,154百万円</p> <p>繰延税金負債</p> <p>のれん (169)百万円</p> <p>その他 -百万円</p> <p>繰延税金負債合計 (169)百万円</p> <p>繰延税金資産の純額 985百万円</p>	<p>1. 繰延税金資産の発生主な原因内訳</p> <p>繰延税金資産</p> <p>賞与引当金 363百万円</p> <p>退職給付引当金損金算入限度超過額 116百万円</p> <p>減価償却費損金算入限度超過額 244百万円</p> <p>未払費用否認 110百万円</p> <p>未払事業税 28百万円</p> <p>資産調整勘定 118百万円</p> <p>その他 78百万円</p> <p>繰延税金資産合計 1,060百万円</p> <p>繰延税金負債</p> <p>のれん (126)百万円</p> <p>その他 -百万円</p> <p>繰延税金負債合計 (126)百万円</p> <p>繰延税金資産の純額 933百万円</p>
<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異原因</p> <p>法定実効税率 40.69%</p> <p>(調整)</p> <p>交際費等永久に損金に算入されない項目 7.76%</p> <p>その他 0.10%</p> <p>税効果会計適用後の法人税等の負担率 48.55%</p> <p>決算日後に税率の変更があった場合のその内容及び影響</p> <p>平成20年4月30日に「地方法人特別税等に関する暫定措置法(平成20年法律第25号)」が公布され、事業税の所得割の標準税率が引き下げられるとともに、新たに地方法人特別税が賦課されることになりました。この変更による財務諸表に与える影響は軽微であります。</p>	<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異原因</p> <p>法定実効税率 40.69%</p> <p>(調整)</p> <p>交際費等永久に損金に算入されない項目 5.22%</p> <p>その他 0.67%</p> <p>税効果会計適用後の法人税等の負担率 46.58%</p>

(関連当事者情報)

第21期(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

属性	会社等の名称	住所	資本金 または 出資金 百万円	事業の 内容 または 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関係内容		取引の 内容	取引金額 百万円	科目	期末残高 百万円
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社の子会社	パークレイズ・グローバル・インベスターズ信託銀行株式会社	東京都渋谷区	3,150	信託業	なし	なし	投資顧問	助言 (注1)	271	-	-
							投資顧問	投資一任 (注3)	1,741	-	-
							事務委託	事務委託 (注2)	428	-	-
							事業譲受	事業譲受 (注7)			
								譲受資産 合計	767	-	-
								譲受負債 合計	1,085	-	-
								譲受対価 のれん	201	-	-
									519	-	-
親会社の子会社	パークレイズ・グローバル・インベスターズ・サービス株式会社	東京都渋谷区	10	サービス業	なし	なし	事務委託	事務委託 (注2)	1,919	未払費用	637
親会社の子会社	Barclays Global Investors Limited	London, U.K.	875千ポンド	投資会社	(9.5%)	なし	投資顧問	投資一任 (注3)	655	未収収益	46
							投資顧問	投資一任 (注3)	618	未払費用	46
親会社の子会社	Barclays Global Investors N.A.	San Francisco, U.S.A.	1,500千ドル	銀行業 信託業	なし	役員3名	投資顧問	投資一任 (注3)	307	未収収益	20
							投資顧問	投資一任 (注3)	730	未払費用	53
							本部配賦 経費	本部配賦 経費 (注4)	4,461	未払費用	920
							その他 営業収益	その他 営業収益 (注5)	473	未収収益	266
親会社	Barclays Bank PLC	London U.k.	2,382百万ポンド	銀行業	間接 (100%)	なし	ローン 借入	借入金 (注6)	3,300	長期 借入金	3,300
							支払利息	支払利息 (注6)	16	未払利息	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1)助言業務に関する投資顧問報酬の受払については、投資顧問契約に提示された料率を基礎として決定しております。

(注2)事務委託業務に関する事務委託費等の支払については、事務委託契約に提示された料率を基礎として決定しております。

(注3)投資一任業務に関する投資顧問報酬の受払については、投資顧問契約に提示された料率を基礎として決定しております。

(注4)本部配賦経費については、Barclays Global Investors N.A.にて負担したグローバル経費を当事者間で配賦割合を合意して決定しております。

(注5)その他営業収益には、有価証券の貸借、その媒介ならびに代理業務に係る報酬も含めております。

(注6)ローン借入金については、劣後ローン契約に基づき、平成19年11月30日に18億円を、平成20年1月29日に15億円を借入れております。

(注7)パークレイズ・グローバル・インベスターズ信託銀行株式会社との事業譲渡については、当社の算定した対価に基づき交渉の上、決定し、事業譲渡契約にて合意しております。

第22期(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

(追加情報)

当事業年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」(平成18年10月17日 企業会計基準委員会 企業会計基準第11号)及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」(平成18年10月17日 企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第13号)を適用しております。この結果、従来の開示対象範囲に加えて、親会社又は重要な関連会社に関する注記が開示対象に追加されております。

1. 関連当事者との取引

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金または出資金	事業の内容または職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社	Barclays Bank PLC	London U.K.	2,382百万ポンド	銀行業	間接(100%)	ローン借入	借入金(注1)	3,300	長期借入金	3,300
							支払利息(注1)	64	未払利息	-

(2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金または出資金	事業の内容または職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社の子会社	パークレイズ・グローバル・インベスターズ・サービス株式会社	東京都渋谷区	10百万円	サービス業	なし	事務委託	事務委託(注2)	1,026	未払費用	-
親会社の子会社	Barclays Global Investors Limited	London, U.K.	875千ポンド	投資会社	(9.4%)(注6)	投資顧問	投資一任(注3)	253	未収収益	8
							投資一任(注3)	700	未払費用	33
親会社の子会社	Barclays Global Investors N.A.	San Francisco, U.S.A.	1,500千ドル	銀行業信託業	なし	役員の兼任投資顧問 本部配賦経費 その他営業収益	投資一任(注3)	117	未収収益	7
							投資一任(注3)	703	未払費用	35
							本部配賦経費(注4)	1,402	未払費用	307
							その他営業収益(注5)	1,409	未収収益	240
親会社の子会社	Barclays Services (Japan) Limited	London, U.K.	100ポンド	サービス業	なし	事務所賃貸 事務委託	不動産賃借料(注7)	98	未収入金	98
							事務委託費(注7)	22	未収入金	22

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1)ローン借入金については、劣後ローン契約に基づき、平成19年11月30日に18億円を、平成20年1月29日に15億円を借入れております。
- (注2)事務委託業務に関する事務委託費等の支払については、事務委託契約に提示された料率を基礎として決定しております。
- (注3)投資一任業務に関する投資顧問報酬の受払については、投資顧問契約に提示された料率を基礎として決定しております。
- (注4)本部配賦経費については、Barclays Global Investors N.A.にて負担したグローバル経費を当事者間で配賦割合を合意して決定しております。
- (注5)その他営業収益には、有価証券の貸借、その媒介ならびに代理業務に係る報酬も含めております。
- (注6)Barclays Global Investors Limited, UKの議決権等の被所有割合は、当年度中に9.508%から9.418%に、減少しております。
- (注7)賃借している事務所の一部をBarclays Services (Japan) Limited に再賃貸しており、同社負担分賃借料及び事務所経費を同社に請求し、当社の不動産賃借料、事務委託費を減額しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

Barclays Global Investors UK Holdings Limited(非上場)

Barclays Bank PLC(非上場)

Barclays PLC(ロンドン証券取引所等に上場)

(2) 重要な関連会社

該当なし

(企業結合等関係)

第21期 自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日	第22期 自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日
<p>(共通支配下の取引等関係)</p> <p>1. 結合当事企業又は対象となった事業の名称及びその事業の内容 結合当事企業又は対象となった事業の名称 パークレイズ・グローバル・インベスターズ信託銀行株式会社(以下「BTB」と言う。) 事業の内容 資産運用業務及び有価証券貸借業務</p> <p>企業結合の法的形式 事業譲受 結合後企業の名称 パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社 取引の目的を含む取引の概要 BTBが行っていた資産運用業務及び有価証券貸借業務を当社の事業と一体化することによる効率の高い事業運営を目的として、平成19年7月25日に事業譲渡契約を締結しこれに伴い平成19年12月27日に事業の譲受を完了しました。</p> <p>2. 実施した会計処理の概要 本取引は、「企業結合に係る会計基準」(企業会計審議会平成15年10月31日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号最終改正平成19年11月15日)に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行っております。</p>	<p>(共通支配下の取引等関係)</p> <p>1. 結合当事企業又は対象となった事業の名称及びその事業の内容 結合当事企業又は対象となった事業の名称 パークレイズ・グローバル・インベスターズ・サービス株式会社(以下「BJS」と言う。) 事業の内容 情報技術及び情報技術に関するシステムの開発、整備、技術支援及び保守管理サービス、オフィス管理サービス、及び人事に関する管理サービス 企業結合の法的形式 吸収合併 結合後企業の名称 パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社 取引の目的を含む取引の概要 平成20年2月1日以降は、当社がBJSにとっての唯一のサービス提供先であり、IT、人事等の業務をより効率的に行うことを目的として、平成20年7月1日に当社を存続会社、BJSを吸収消滅会社とする方式で吸収合併しました。</p> <p>2. 実施した会計処理の概要 本取引は、「企業結合に係る会計基準」(企業会計審議会平成15年10月31日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号最終改正平成19年11月15日)に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行っております。</p>

(1株当たり情報)

第21期 自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日	第22期 自平成20年 4月 1日 至平成21年 3月31日
1株当たり純資産額 728,619円51銭	1株当たり純資産額 979,494円33銭
1株当たり当期純利益 276,410円07銭	1株当たり当期純利益 218,809円00銭
<p>なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。</p> <p>1株当たり当期純利益の算定上の基礎 損益計算書上の当期純利益 2,529百万円 1株当たり当期純利益の算定に 用いられた普通株式に係る当期純利益 2,529百万円 期中平均株式数 9,150株</p>	<p>なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。</p> <p>1株当たり当期純利益の算定上の基礎 損益計算書上の当期純利益 2,016百万円 1株当たり当期純利益の算定に 用いられた普通株式に係る当期純利益 2,016百万円 期中平均株式数 9,216株</p>

(重要な後発事象)

<p style="text-align: center;">第21期 自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日</p>	<p style="text-align: center;">第22期 自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日</p>
<p>平成20年 5月15日開催の取締役会で、パークレイズ・グローバル・インベスターズ・サービス株式会社(“BJS”)を吸収合併することを決定いたしました。</p> <p>合併の理由： 平成20年 2月 1日以降は、当社がBJSにとっての唯一のサービス提供先であり、IT、人事等の業務をより効率的に行うため。</p> <p>合併相手先の名称： パークレイズ・グローバル・インベスターズ・サービス株式会社</p> <p>合併相手先の主な事業内容： 情報技術及び情報技術に関するシステムの開発、整備、技術支援及び保守管理サービス オフィス管理サービス 人事に関する管理サービス</p> <p>合併相手先の事業規模： 平成19年12月第 3 期における合併相手先であるパークレイズ・グローバル・インベスターズ・サービス株式会社の事業規模は以下のとおりです。 営業収益 3,242百万円 経常利益 222百万円 当期純利益 130百万円</p> <p>合併方式： 当社を存続会社、BJSを吸収合併消滅会社とする合併方式</p> <p>合併比率： 1 対0.44 (注) 株式の割当比率 BJSの株式 1 株に対して、当社の株式0.44株を割当て交付する。(発行する株式は譲渡制限株式の予定です。)</p> <p>増加すべき資本の額： 資本金 10百万円</p> <p>引継ぐ財産の額： 合併日において引き継ぐBJSの資産・負債(平成19年12月31日現在)は以下のとおりです。 資産合計 1,284百万円 負債合計 1,029百万円 資本合計 254百万円</p> <p>合併の時期： 平成20年 7月 1日を予定</p>	<p>ブラックロックによるパークレイズ・グローバル・インベスターズの買収について</p> <p>平成21年 6月16日、パークレイズPLC(パークレイズグループの持株会社、以下パークレイズという)取締役会は、ブラックロックからの当社を含むパークレイズ・グローバル・インベスターズ(BGI)の買収提案を受諾したことを発表しました。同取締役会はまた、8月上旬に開催予定の株主総会において、株主決議を求めることを発表しました。</p> <p>先にBGIのiシェアーズ・ビジネスの買収を予定しておりましたCVCキャピタル・パートナーズは、取引契約の条件として6月18日までに対抗提案を提示する権利を保有していましたが、その権利を行使せずに取引を終了することに合意しました。従って、パークレイズは本年12月末を目処にiシェアーズ・ビジネスを含むBGIのブラックロックへの売却を完了し、BGIとブラックロックは統合する予定になっております。</p> <p>日本におきましても、当社とブラックロック・ジャパン株式会社の統合が想定されますが、現時点では当社における具体的な決定事項はございません。</p>

【中間財務諸表】

(1) 中間貸借対照表

(単位：百万円)		
第23期中間会計期間末 (平成21年9月30日現在)		
資産の部		
流動資産		
預金		4,871
前払費用		108
未収入金		501
未収委託者報酬		715
未収収益		3,256
差入保証金		236
未収還付消費税等	2	85
繰延税金資産		1,301
その他流動資産		2
流動資産計		11,080
固定資産		
有形固定資産		
建物付属設備	1	2,017
器具備品	1	719
建設仮勘定		12
有形固定資産計		2,749
無形固定資産		
のれん		259
その他の無形固定資産		2
無形固定資産計		262
投資その他の資産		
長期前払費用		1
長期差入保証金		691
繰延税金資産		352
投資その他の資産計		1,045
固定資産計		4,057
資産合計		15,138

(単位:百万円)

第23期中間会計期間末
(平成21年9月30日現在)

負債の部

流動負債

預り金	275
未払費用	2,437
未払法人税等	557
賞与引当金	1,606
流動負債計	4,876

固定負債

長期借入金	1,300
退職給付引当金	241
固定負債計	1,541

負債合計

6,417

純資産の部

株主資本

資本金	485
-----	-----

資本剰余金

資本準備金	366
-------	-----

資本剰余金合計	366
---------	-----

利益剰余金

利益準備金	336
-------	-----

その他利益剰余金

繰越利益剰余金	7,532
---------	-------

利益剰余金合計	7,869
---------	-------

株主資本合計	8,720
--------	-------

純資産合計	8,720
-------	-------

負債・純資産合計	15,138
----------	--------

(2) 中間損益計算書

(単位：百万円)

	第23期中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)
営業収益	
委託者報酬	1,595
運用受託報酬	3,252
投資助言報酬	0
その他営業収益	1,408
営業収益計	6,256
営業費用	
支払手数料	766
広告宣伝費	33
調査費	
調査費	2
情報機器関連費	137
調査費計	140
委託計算費	64
営業雑費	
上場費	0
通信費	39
印刷費	18
諸会費	17
営業雑費計	76
営業費用計	1,080
一般管理費	
給料	
役員報酬	17
給料・手当	1,447
賞与	1,971
給料計	3,436
退職給付費用負担金	58
法定福利費	209
福利厚生費	19
事務委託費	787
事務用品費	4
交際費	1
旅費交通費	32
採用費	34
租税公課	36
不動産賃借料	552
水道光熱費	62
固定資産減価償却費	1 156
のれん償却費	1 51
賃借料	2
消耗器具備品費	49
修繕維持費	23
教育研修費	19
諸経費	67
一般管理費計	5,606

(単位:百万円)

	第23期中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)
営業損失	430
営業外収益	
受取利息	9
その他営業外収益	0
営業外収益計	9
営業外費用	
支払利息	20
為替差損	0
投信償還損	0
営業外費用計	21
経常損失	441
特別利益	
前期損益修正益	78
特別利益計	78
特別損失	
固定資産除却損	1
原状回復費	32
長期借入金返済違約金	5
前期損益修正損	105
特別損失計	145
税引前中間純損失	507
法人税、住民税及び事業税	540
法人税等調整額	719
中間純損失	328

(3) 中間株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	第23期中間会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)
株主資本	
資本金	
前期末残高	485
当中間期末残高	485
資本剰余金	
資本準備金	
前期末残高	366
当中間期末残高	366
資本剰余金合計	
前期末残高	366
当中間期末残高	366
利益剰余金	
利益準備金	
前期末残高	336
当中間期末残高	336
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	
前期末残高	7,860
当中間期変動額	
中間純損失	328
当中間期変動額合計	328
当中間期末残高	7,532
利益剰余金合計	
前期末残高	8,197
当中間期変動額	
中間純損失	328
当中間期変動額合計	328
当中間期末残高	7,869
株主資本合計	
前期末残高	9,048
当中間期変動額	
中間純損失	328
当中間期変動額合計	328
当中間期末残高	8,720
純資産合計	
前期末残高	9,048
当中間期変動額	
中間純損失	328
当中間期変動額合計	328
当中間期末残高	8,720

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

第23期中間会計期間 自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日	
1 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>その他有価証券で時価のあるもの 中間会計期間末の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。</p>
2 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定額法により償却しております。 (追加情報) 平成21年6月の事務所の移転に伴い、除却した有形固定資産について、従来、耐用年数を2年～15年としておりましたが、除却を決定した平成20年8月より、残存耐用年数を平成20年8月から平成21年6月までの11ヶ月に変更しております。 これにより、当中間期の営業損失、経常損失及び税引前中間純損失はそれぞれ44百万円増加しております。</p> <p>(2) 無形固定資産 のれんについては、定額法により償却しております。</p>
3 重要な引当金の計上基準	<p>(1) 退職給付引当金の計上方法 適格退職年金制度 従業員の退職給付に備えるため、当中間会計期間末における退職給付債務および年金資産に基づき計上しております。なお、会計制度委員会報告第13号「退職給付会計に関する実務指針(中間報告)」に規定されている簡便法(以下、簡便法)に基づき、当中間会計期間末における年金財政計算上の責任準備金の額をもって退職給付債務とする方法によっております。</p> <p>旧退職金制度 適格退職年金制度移行日現在在籍していた従業員については、旧退職金制度に基づく給付額を保証しているため、中間会計期間末現在の当該給付額と年金制度に基づく給付額との差額を引当計上しております。</p> <p>その他の退職給付制度 従業員の付加的な退職給付制度について、簡便法に基づき、内規に基づく中間会計期間末要支給額の100%を引当計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金の計上方法 従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。</p>
4 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>消費税等の会計処理 税抜方式によっております。</p>

注記事項

(中間貸借対照表関係)

第23期中間会計期間末 (平成21年9月30日現在)	
* 1 有形固定資産の減価償却累計額	
建物付属設備	52百万円
器具備品	181百万円
* 2 消費税等の取扱い	
仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、未収還付消費税等として表示しており ます。	

(中間損益計算書関係)

第23期中間会計期間 自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日	
* 1 減価償却費計上額	
有形固定資産	156百万円
無形固定資産	51百万円

(中間株主資本等変動計算書関係)

第23期中間会計期間 自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日				
第23期中間会計期間(自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)				
1 発行済み株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位:株)				
	前事業年度末株式数	当中間会計期 間増加株式数	当中間会計期 間減少株式数	当中間会計期 間末株式数
発行済み株式				
普通株式	9,238	-	-	9,238
合計	9,238	-	-	9,238
自己株式				
普通株式	-	-	-	-
合計	-	-	-	-
総合計	9,238	-	-	9,238
2 自己株式の種類及び株式数に関する事項 該当事項はありません。				
3 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項 該当事項はありません。				
4 配当に関する事項				
(1) 配当金支払額 該当事項はありません。				
(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が中間会計期間後と なるもの 該当事項はありません。				

(リース取引関係)

第23期中間会計期間 自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日
中間財務諸表等規則第5条の3、財務諸表等規則第8条の6第1項及び第2項により記載を省略しております。

(有価証券関係)

第23期中間会計期間末 (平成21年 9月30日現在)
該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

第23期中間会計期間末 (平成21年 9月30日現在)
該当事項はありません。

(1株当たり情報)

第23期中間会計期間 自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日	
1株当たり純資産額	943,974円89銭
1株当たり中間純損失	35,519円43銭
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純損失金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。	
1株当たり中間純損失の算定上の基礎	
中間損益計算書上の中間純損失	328,128,584円
1株当たり中間純損失の算定に用いられた	
普通株式に係る中間純損失	328,128,584円
期中平均株式数	9,238株

(重要な後発事象)

第23期中間会計期間 自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日
<p>1 当社は、平成21年11月17日開催の臨時株主総会で、ブラックロック・ジャパン株式会社(BLK)を吸収合併することを承認し、平成21年12月2日に吸収合併致しました。</p> <p>上記吸収合併に先立ち、平成21年12月2日にブラックロック・ジャパン・ホールディングス合同会社が当社の発行済株式全てを取得することにより、当社はブラックロック・ジャパン・ホールディングス合同会社の完全子会社となっております。</p> <p>合併の理由： ブラックロックによるパークレイズ・グローバル・インベスターズの買収に伴うもの。</p> <p>合併相手先の名称： ブラックロック・ジャパン株式会社</p> <p>合併相手先の主な事業内容： 第二種金融商品取引業 投資運用業 投資助言・代理業 その他前各号に付随する業務等</p> <p>合併相手先の事業規模： 平成21年3月第25期における合併相手先であるブラックロック・ジャパン株式会社の事業規模は以下のとおりです。 営業損失 1,030百万円 経常損失 966百万円 当期純損失 1,651百万円</p> <p>合併方式： 当社を吸収合併存続会社、BLKを吸収合併消滅会社とする合併方式</p> <p>合併の対価： 本合併の効力発生時点において当社及びBLKの株主はブラックロック・ジャパン・ホールディングス合同会社のみとなっていることから、当社は、本合併に際して、BLKの株主に対して、株式その他の金銭等の対価を交付しません。</p> <p>引継ぐ財産の額： 合併日において引き継ぐBLKの資産・負債(平成21年3月31日現在)は以下のとおりです。 資産合計 13,294百万円 負債合計 11,159百万円 純資産合計 2,135百万円</p> <p>合併後の名称： ブラックロック・ジャパン株式会社</p> <p>資本金等の増減： 本合併に際してBLKの株主に対する株式その他金銭等の対価の交付は行わなかったため、当社における資本金等の増減はありません。</p>

第23期中間会計期間
自 平成21年4月1日
至 平成21年9月30日

2 当社は、平成21年11月17日開催の臨時株主総会で、ブラックロック証券会社(BSC)に対して当社のiシェアーズ・ビジネスを含む証券営業部及び金融法人営業部にかかる事業に関する権利義務を吸収分割により承継させることを承認し、平成21年12月2日に吸収分割致しました。

上記吸収分割に先立ち、平成21年12月2日にブラックロック・ジャパン株式会社(BLK)を吸収合併しており、BLKの完全子会社であるBSCは、当社の完全子会社となっております。

吸収分割相手先の名称：

ブラックロック証券株式会社

吸収分割される主な事業

第一種金融商品取引業

第二種金融商品取引業

金融商品取引業に付随する業務等

吸収分割相手先の事業規模：

平成21年3月第2期における吸収分割相手先であるブラックロック証券株式会社の事業規模は以下のとおりです。

営業利益 331百万円

経常利益 330百万円

当期純利益 185百万円

吸収分割の対価：

本吸収分割の効力発生時点において当社はBSCの発行済み株式の全部を保有していることから、本吸収分割に際して、当社はBSCに対して、株式その他の金銭等の対価を交付しません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして金融商品取引業等に関する内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3) 通常の見積りの条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の委託会社と密接な関係を有する法人その他の団体として金融商品取引法施行令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。)又は子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の委託会社と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記に掲げるもののほか、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして金融商品取引業等に関する内閣府令で定める行為

5【その他】

定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項

変更年月日	変更事項
平成19年9月18日	証券業登録に伴う商号変更(「パークレイズ・グローバル・インベスターズ証券投信投資顧問株式会社」に変更)のため、定款変更を行いました。
平成19年9月30日	商号変更(「パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社」に変更)のため、定款変更を行いました。
平成19年9月30日	公告の方法を変更するため、定款変更を行いました。
平成19年12月27日	事業を営むことの目的を変更するため、定款変更を行いました。
平成20年7月1日	グループ会社の1つであるパークレイズ・グローバル・インベスターズ・サービス株式会社を吸収合併し、それに伴い資本金の額を変更いたしました。
平成20年7月1日	株式取扱規則に関する記述を追加するため、定款変更を行いました。
平成21年6月22日	本店所在地変更のため、定款変更を行いました。
平成21年12月2日	ブラックロック・ジャパン株式会社と合併 商号変更(「ブラックロック・ジャパン株式会社」に変更)および定款変更を行いました。

第2 【その他の関係法人の概況】

1 【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

- ・名称 株式会社りそな銀行
- ・資本金の額 2,799億円(平成21年3月末現在)
- ・事業の内容 銀行法に基づき、銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

<参考：再信託受託会社の概要>

- ・名称 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
- ・資本金の額 51,000百万円(平成21年3月末現在)
- ・事業の内容 銀行法に基づき、銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。
- ・再信託の目的 原信託契約にかかる信託業務の一部(信託財産の管理)を原信託受託会社から再信託受託会社(日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)へ委託するため、原信託財産の全てを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

(2) 販売会社

名称	資本金の額(百万円) (平成21年3月末現在)	事業の内容
楽天銀行株式会社	54,997	銀行法に基づき銀行業を営んでおります。
藍澤證券株式会社	8,000	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社SBI証券	47,937	
日の出証券株式会社	4,650	
日興コーディアル証券株式会社	10,000*	
三菱UFJメリルリンチPB証券株式会社	8,000	
水戸証券株式会社	12,272	
楽天証券株式会社	7,445	

* 日興コーディアル証券株式会社の資本金の額は、平成21年10月1日現在のものです。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

受託会社(受託者)として、ファンドの信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。

(2) 販売会社

ファンドの取扱販売会社として、募集の取扱いおよび販売を行い、ファンドの換金に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、換金代金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行います。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

第3 【その他】

1 交付目論見書の表紙等に、以下の事項を記載します。

(1) 委託会社等の情報

委託会社名

金融商品取引業者登録番号

設立年月日

資本金

当該委託会社が運用する投資信託財産の合計純資産総額

「ファンドの運用の指図を行う者である。」旨

(2) 受託会社に関する情報

受託会社名および「ファンドの財産の保管および管理を行う者である。」旨

(3) 詳細情報の入手方法

詳細な情報の入手方法として、以下の事項を記載します。

委託会社のホームページアドレス、電話番号および受付時間等

請求目論見書の入手方法および投資信託約款が請求目論見書に添付されている旨

(4) 交付目論見書の使用開始日

(5) 届出の効力に関する事項

金商法第4条第1項又は第2項の規定による届出の効力に関する事項について、次に掲げるいずれかの内容を記載します。

届出をした日および当該届出の効力の発生の有無を確認する方法

届出をした日、届出が効力を生じている旨および効力発生日

(6) その他の記載事項

商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託および投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号、以下「投信法」という。）に基づき事前に投資者の意向を確認する旨

投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨

請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべきである旨

「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨を示す記載

2 交付目論見書に金融商品取引法第37条の6の規程（いわゆるクーリング・オフ）の適用がない旨を記載します。

3 目論見書は別称として、「投資信託説明書」と称して使用することがあります。

4 目論見書は電子媒体等として使用される他、インターネット等に掲載されることがあります。

独立監査人の監査報告書

平成21年11月11日

ブラックロック・ジャパン株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 岩本 正

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 青木 裕晃

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているブラックロック拡大欧州株式ファンドの平成21年4月2日から平成21年10月1日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ブラックロック拡大欧州株式ファンドの平成21年10月1日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、当社が監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年6月6日

パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 大木 一 昭
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているパークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第21期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成22年5月20日

ブラックロック・ジャパン株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 岩本 正

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 青木 裕晃

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているブラックロック拡大欧州株式ファンドの平成21年10月2日から平成22年4月1日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ブラックロック拡大欧州株式ファンドの平成22年4月1日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、当社が監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年6月30日

パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 大木 一 昭
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているパークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第22期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成22年1月5日

ブラックロック・ジャパン株式会社
（旧会社名パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社）
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 大木 一昭

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているパークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社（新会社名 ブラックロック・ジャパン株式会社）の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第23期事業年度の中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社（新会社名 ブラックロック・ジャパン株式会社）の平成21年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成21年12月2日にブラックロック・ジャパン株式会社を吸収合併した。また、同日付けで会社はブラックロック・ジャパン株式会社に社名変更した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[前へ](#)